令和４年度　児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）

○児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・・・・・・１頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）２頁

○児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・３頁

○児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・４頁

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170 件（速報値）で、過去最多。

※　対前年度比＋5.5%（11,510件の増加）（令和3年度：対前年度比＋1.3%（ 2,616件の増加））
※　相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】
・心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和３年度：124,724件→令和４年度：129,484件（＋4,760件））
・警察等からの通告の増加（令和３年度：103,104件→令和４年度：112,965（＋9,861件））

〈令和３年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉
・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。

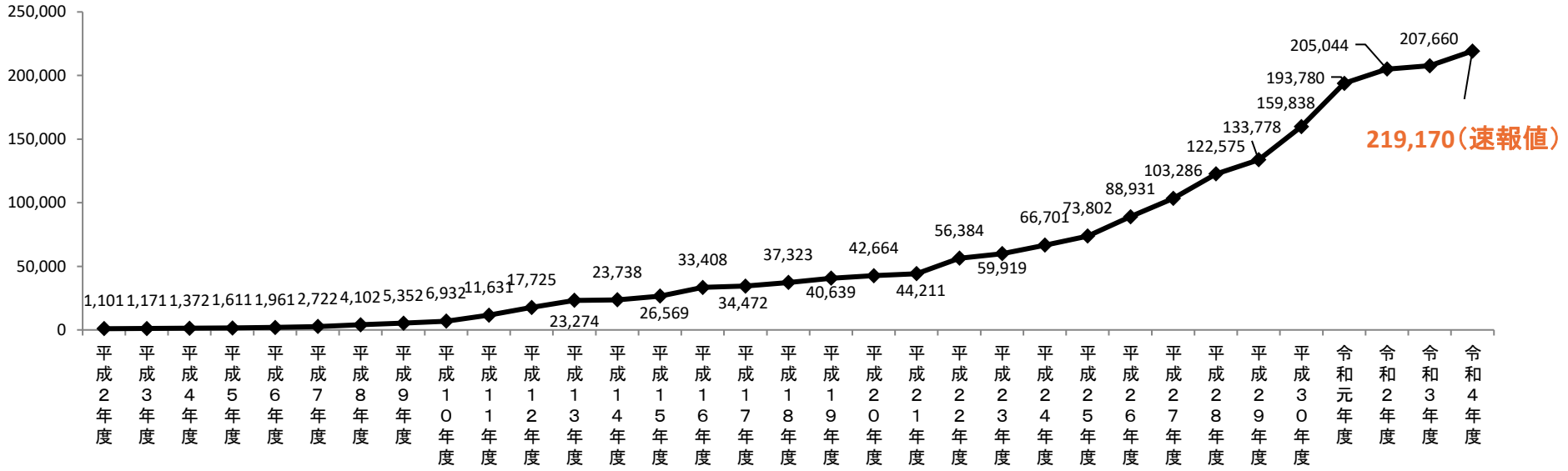

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年　度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（速報値）
件　数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度（速報値）	対前年度増減件数	
北海道	4,020	3,644	▲ 376	▲ 9%
青森県	1,693	2,039	346	20%
岩手県	1,709	1,717	8	0%
宮城県	1,764	2,065	301	17%
秋田県	596	578	▲ 18	▲ 3%
山形県	570	567	▲ 3	▲ 1%
福島県	1,985	2,256	271	14%
茨城県	3,743	4,033	290	8%
栃木県	1,625	1,627	2	0%
群馬県	1,932	1,897	▲ 35	▲ 2%
埼玉県	14,370	15,512	1,142	8%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846	▲ 9%
東京都 ※2,3	26,047	20,705	▲ 5,342	▲ 21%
神奈川県	7,195	7,899	704	10%
新潟県	2,074	2,091	17	1%
富山県	894	1,044	150	17%
石川県	814	933	119	15%
福井県	1,018	922	▲ 96	▲ 9%
山梨県	1,462	1,451	▲ 11	▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46	2%
岐阜県	2,390	2,684	294	12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168	▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95	▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261	12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	▲ 3%
京都府	2,505	2,865	360	14%
大阪府	14,212	16,036	1,824	13%
兵庫県	5,567	5,702	135	2%
奈良県 ※4	1,837	1,254	▲ 583	▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274	15%
鳥取県	135	148	13	10%
島根県	378	332	▲ 46	▲ 12%
岡山県	669	796	127	19%
広島県	2,956	3,131	175	6%
山口県	662	688	26	4%
徳島県	910	1,039	129	14%
香川県	1,037	1,152	115	11%
愛媛県	1,406	1,737	331	24%
高知県	452	501	49	11%
福岡県	6,184	6,760	576	9%
佐賀県	987	1,085	98	10%
長崎県	974	1,084	110	11%
熊本県	1,027	1,339	312	30%
大分県	1,664	1,786	122	7%
宮崎県	1,843	2,019	176	10%
鹿児島県	2,114	2,423	309	15%
沖縄県	2,509	2,585	76	3%
札幌市	2,402	2,286	▲ 116	▲ 5%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82	▲ 5%
さいたま市	3,236	3,365	129	4%
千葉市	2,277	2,472	195	9%
横浜市	7,659	9,103	1,444	19%
川崎市	3,965	4,095	130	3%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80	▲ 4%
新潟市	1,431	1,570	139	10%
静岡市	672	782	110	16%
浜松市	823	872	49	6%
名古屋市	3,735	3,183	▲ 552	▲ 15%
京都市	2,170	2,257	87	4%
大阪市	6,136	6,319	183	3%
堺市	2,209	2,395	186	8%
神戸市	2,934	2,667	▲ 267	▲ 9%
岡山市	408	424	16	4%
広島市	1,951	2,323	372	19%
北九州市	2,363	2,515	152	6%
福岡市	2,685	3,057	372	14%
熊本市	1,325	1,425	100	8%
横須賀市	859	962	103	12%
金沢市	830	693	▲ 137	▲ 17%
明石市	695	602	▲ 93	▲ 13%
奈良市	－	385	－	－
港区	－	1,029	－	－
世田谷区	－	1,683	－	－
中野区	－	817	－	－
豊島区 ※5	－	83	－	－
荒川区	－	481	－	－
板橋区 ※5	－	998	－	－
江戸川区	－	2,002	－	－
合計	207,660	219,170	11,510	6%

※1　都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2　令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。

※3　令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※4　令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※5　板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○　心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総　数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	51,679	(23.6%)	35,556	(16.2%)	2,451	(1.1%)	129,484	(59.1%)	219,170	(100.0%)

※　割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○　児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総　数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	18,436 (8.4%)	24,174 (11.0%)	2,822 (1.3%)	9,564 (4.4%)	1,741 (0.8%)	910 (0.4%)	10,081 (4.6%)	298 (0.1%)	1,346 (0.6%)	1,317 (0.6%)	202 (0.1%)	3,986 (1.8%)	112,965 (51.5%)	79 (0.0%)	552 (0.3%)	14,987 (6.8%)	496 (0.2%)	14,715 (6.7%)	219,170 (100.0%)

※　割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和５年９月】

１．検証対象

（１）死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例68例（74人）を対象とした。

区分	第１９次報告			（参考）第１８次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	５０（２１）	１８（０）	６８（２１）	４７（１５）	１９（０）	６６（１５）
人数	５０（２１）	２４（０）	７４（２１）	４９（１５）	２８（０）	７７（１５）

※１（　）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※２ 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

（２）重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和３年４月１日から６月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年９月１日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例15例（15人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第１次報告から第18次報告）

	第1次報告（平成17年4月）			第2次報告（平成18年3月）			第3次報告（平成19年6月）			第4次報告（平成20年3月）			第5次報告（平成21年7月）			第6次報告（平成22年7月）			第7次報告（平成23年7月）			第8次報告（平成24年7月）			第9次報告（平成25年7月）			第10次報告（平成26年9月）			第11次報告（平成27年10月）			第12次報告（平成28年9月）			第13次報告（平成29年8月）			第14次報告（平成30年8月）			第15次報告（令和元年8月）			第16次報告（令和2年9月）			第17次報告（令和3年8月）			第18次報告（令和4年8月）		
	H15.7.1～H15.12.31（6か月間）			H16.1.1～H16.12.31（1年間）			H17.1.1～H17.12.31（1年間）			H18.1.1～H18.12.31（1年間）			H19.1.1～H20.3.31（1年3か月間）			H20.4.1～H21.3.31（1年間）			H21.4.1～H22.3.31（1年間）			H22.4.1～H23.3.31（1年間）			H23.4.1～H24.3.31（1年間）			H24.4.1～H25.3.31（1年間）			H25.4.1～H26.3.31（1年間）			H26.4.1～H27.3.31（1年間）			H27.4.1～H28.3.31（1年間）			H28.4.1～H29.3.31（1年間）			H29.4.1～H30.3.31（1年間）			H30.4.1～H31.3.31（1年間）			H31.4.1～R2.3.31（1年間）			R2.4.1～R3.3.31（1年間）		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	31	89	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77

2．死亡事例（74人）の分析

（１）心中以外の虐待死（50例50人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ **死亡したこどもの年齢**

「０歳」…… 24人（48.0%）

０歳のうち「月齢０か月児」… ６人（25.0%）　３歳未満… 31人（62.0%）

○ **主な虐待の類型**

「身体的虐待」…… 21人（42.0%）

「ネグレクト」…… 14人（28.0%）

○ **直接の死因**

「頭部外傷」…… 11人（有効割合28.9%※１）

「頸部絞扼以外による窒息」…… ６人（有効割合15.8%）

○ **主たる加害者**

「実母」……20人（40.0%）

「実父」… 6人（12.0%）「実母と実父」… ３人（6.0%）

○ **加害の動機**

「しつけのつもり」…… ２人（4.0%）

「その他」･･･ 13人（26.0%）

○ **妊娠期・周産期における問題（複数回答）**

「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…… 16人（32.0%）

「医療機関から連絡」…… 16人（32.0%）

「妊婦健康診査未受診」…… 14人（28.0%）

「低体重（2,500g未満）」…… 14人（28.0%）

○ **乳幼児健康診査の受診状況**

「３～４か月児健康診査」の未受診者 …… ５人（有効割合18.5%）

「１歳６か月児健康診査」の未受診者･･･ ２人（有効割合13.3%）

○ **養育者（実母）の心理的・精神的問題等（複数回答）**

「育児不安」…… 17人（34.7%）

「養育能力の低さ※２」…… 17人（34.7%）

「精神障害（医師の診断によるもの）」…… 8人（16.3%）

○ **関係機関の関与**

「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与あり」…… 11人（22.0%）

「その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与あり」…… 39人（78.0%）

「児童相談所のみの関与あり」… ５人（10.0%）

「市区町村（虐待対応担当部署）のみの関与あり」… ８人（16.0%）

０か月児事例６人のうち「関係機関の関与なし」… ５人

○ **要保護児童対策地域協議会**

「検討対象とされていた事例」…… 15人（30.6%）

※１　有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※２「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

（２）心中による虐待死（18例・24人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○	死亡したこどもの年齢	「３歳」未満 …… ９人（37.5%）
○	直接の死因	「出血性ショック」…… ６人（有効割合26.1%※1）
		「頚部絞扼による窒息」…… ５人（有効割合21.7%）
		「溺水」…… ４人（有効割合17.4%）
○	主たる加害者	「実母」…… 18人（75.0%）
		「実父」… ４人（16.7%）
○	加害の動機（複数回答）	「保護者自身の精神疾患、精神不安」 …… ９人（37.5%）
		「育児不安や育児負担感」 …… ４人（16.7%）
		「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」 …… ４人（16.7%）
○	関係機関の関与	「市区町村（虐待対応担当部署）のみ　関与あり」 … ４人（16.7%）
		「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方
		の関与あり」…… ４人（16.7 %）
○	要保護児童対策地域協議会	「検討対象とされていた事例」…… ５人（20.8%）

※1　有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

3．現地調査（ヒアリング調査）の結果について

検証対象事例のうち、特徴的、かつ、特に重大であると考えられる虐待による死亡事例（3例）、父母間や家族の関係性に着目した重症事例（１例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

死亡事例①：数回の虐待通告歴、一時保護歴があった家庭で、実母とその交際相手の暴行により死亡した事例

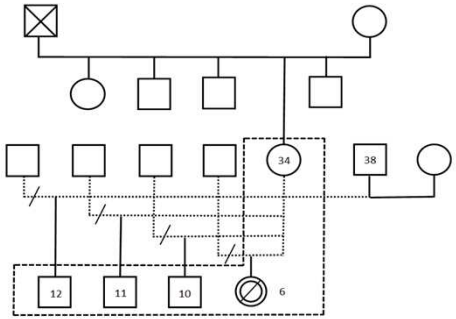

＜概要＞

・転入後、事案発生までに計５回の虐待通告があり、一時保護の１年後に実母とその交際相手の暴行により死亡
・実母は、すべて父親が異なる非嫡出子を本児を含めて4人出産している。
・実母の交際相手から本児への暴力が疑われるという内容で虐待通告を受け、本児の痣を確認したが、交際相手による暴力であることは確認できなかった。
・本事案発生の１年前に、実母と交際相手が本児を裸のまま墓地に立たせて叱責していたことを受け、一時保護した。その２週間後に、実母と交際相手から反省の弁があったこと、家庭訪問や面接の受入の同意も得られたこと等から家庭引き取りとなった。

＜問題点を踏まえた対応策＞

○ 交際相手の養育への関与状況が把握できなかったこと、通告元を秘匿する必要があることから、児童相談所は十分な調査及び評価ができず、リスクの判断が遅れた。こどもの養育に関わりのあった交際相手を含めた家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施が必要。
○ 関係機関による判断の固定化に疑いを持ち、本児の痣、長期休暇後の体重減少等のリスクサイン等を踏まえ、状況の変化に応じて再度リスクアセスメントの実施が必要。
○ 家庭復帰にあたり、親族を含めたアセスメント及び支援のネットワーク構築をしていなかった。一時保護開始、解除時の家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメント及び丁寧な調整が必要。
○ 担当職員の対応件数が多く、的確な判断が困難な状況であった。重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような支援機関の体制強化が必要。

死亡事例②：外出を繰り返す実母に代わり妹の世話をしていた異父兄が、妹に暴行を加えて死亡させた事例

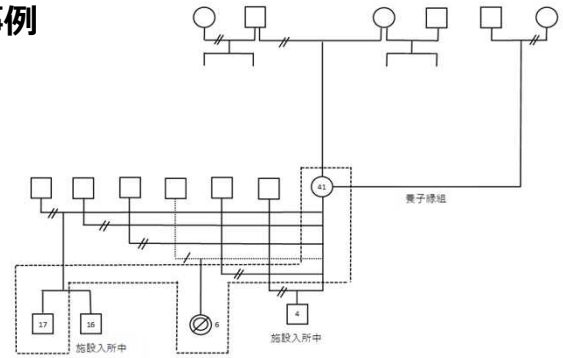

＜概要＞

・本児、異父兄、実母には、それぞれ設置主体の異なるＡ児童相談所（実母の居住地、本児及び異父兄の移管先）、Ｂ児童相談所（異父兄の移管元）、Ｃ児童相談所（本児の移管元）が関わっていた。
・別々の社会的養護措置下で生活し、一緒に暮らしたことがなかった本児及び異父兄は、同時期に措置解除・移管され実母宅で同居することになった。
・日程が合わず、本児及び異父兄の移管元児童相談所と移管先児童相談所の三者が揃って協議する機会はなかった。

＜問題点を踏まえた対応策＞

○ 実母の生育歴や男性への依存、衝動性の高い行動を踏まえると、環境によって容易に養育が難しくなる実母と考えられた。措置解除時は過去の経過と現在の家族構成を踏まえた総合的なアセスメント、丁寧な調整が必要。
○ 各自治体の本家庭への危機感には差が生じていたが、その差異が伝わらず、リスク要因等について適切な引継ぎができていなかった。複数の自治体が関与する移管時は移管先と移管元が揃った十分な協議と丁寧な引き継ぎが必要。
○ 移管先児童相談所と市虐待対応担当部署の間で、情報の認識や評価の結果に乖離が生じていた。児童相談所と市虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一が必要。
○ 移管先児童相談所は異父兄について、主に自立に向けた就労支援の対象として認識しており、本児との関係においては実母の養育を補完する者と認識していた。高年齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象とし、支援が薄くなる時点を迎える前に確実な相談先の確保や丁寧な支援方針の検討が必要。

死亡事例③：16歳の長女が実母とその再婚相手の暴行等により死亡、同日、４歳の次女と実母が無理心中により死亡した事例

＜概要＞

・長女が小学２年生のときに実父母が離婚し、長女は実父に引き取られた。
・長女が小学２年生のとき、実父の夜間放置により虐待通告があったが、半年後に児童相談所の関与は終結した。
・長女が中学１年生のとき、夜間に友人宅を遊び回ることについて実父から児童相談所へ相談があり、非行相談として受理した。同時期に長女が実母宅で実母、継父、妹と同居するようになり、実父の相談から１か月後、児童相談所は中学校へ状況確認し関与を終結した。実父とは、相談受理以降は一度もやり取りができていなかった。
・長女は中学１年生の3学期以降から欠席が増え、事案発生７か月前の中学３年生の三者面談の目視を最後に、担任から長女への連絡は電話からメールに変わり状況が確認しにくい状態となった。
・児童相談所は継父の存在を把握していなかった。

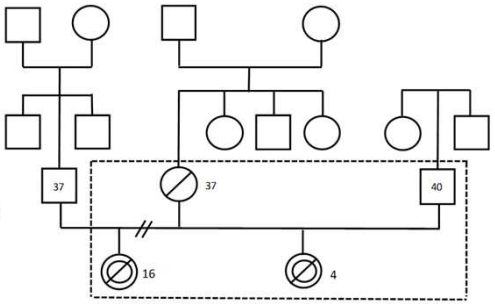

＜問題点を踏まえた対応策＞

○ 非行相談として相談を受け付けたことにより虐待に対する危機感が薄かった。過去に虐待で関与した事例の支援を再開する場合、積極的かつ継続的な生活状況の把握を行い、状況の変化に応じたリスクアセスメントが必要である。
○ 学校は長女の生活実態を把握できていなかったが、状況について学校内で共有されていなかった。個人の判断ではなく組織として情報を共有することが重要であり、学校内で共有するべき問題やその程度を明確化し、全職員で認識を統一しておくことが重要である。
○ 次女の乳児家庭全戸訪問は保護者の希望が無いことから実施されず、家庭の状況を把握する機会として活かすことができていなかった。虐待予防等の観点から保護者が必要性を感じていない場合においても、ポピュレーションアプローチの機会を活用し、家庭の生活実態を把握することを重視すべきである。

重症事例：児が実父から床に叩き落され頭部外傷となった事例

＜概要＞

・偏食のある4歳の本児が提供された食事を食さず、実父と口論になり、実父が本児を床に叩きつけ頭部外傷となった。
・本児の搬送時、受傷機転について実母は実父に従って虚偽の説明をしていたが、受傷機転と受傷程度が合致しないことから児童相談所に虐待通告があり、児童相談所は本児と弟の一時保護を実施した。
・事案発生前も、本児が偏食により提供された食事を食さなかったときに、実父はしつけのために本児に対して叱責や暴力を行うことがあったが、実母は本児に対する実父の叱責や暴力を止めることができなかった。
・３歳児健康診査で、実母から本児の偏食や嫌いなものを食べて嘔吐したことが複数回あったと困り感のある発言があったため栄養士による相談を案内したが実際には本児の弟の離乳食に関する相談のみだった。
・所属機関は、食事のことで実父に叱られたことで大泣きしながら登園したことなど、実父が食事面のしつけに非常に厳しいことを把握していた。

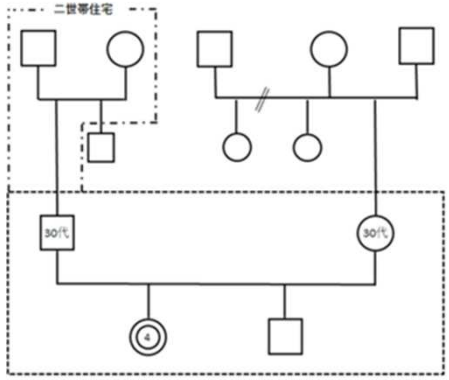

＜多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因と対応策＞

○ 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスなど、家族全体を捉えた多面的なアセスメントと支援
○ 育児に対するこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクのアセスメント
○ 所属機関や母子保健担当部署による虐待やＤＶに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき

＜重症事案発生後の家族への支援＞

○ 家庭内のパワーバランスの崩れなど本事案が起きるに至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解した上で、家族全体で問題を認識して再発防止に取り組んでいけるよう関係者が支援していくことが必要
○ 支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、家族と本児の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断することが重要

問題点を踏まえた対応策のまとめ（死亡事例）

○ 状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施
・リスク判断を固定化せず、状況に応じて見直しができるよう他職種や外部専門家の複数の視点による多面的な検討を行う。
・現在及びこれまでの親子関係等から、最重度のリスクを想定した上で、積極的かつ継続的な生活状況の把握、状況の変化に応じたリスクアセスメントの実施、相談種別の見直し、支援方針の再検討を行う。

○ 一時保護や措置の開始・解除時の総合的なアセスメント、丁寧な調整、継続支援の実施
・家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメントの実施。
・一時点における表面的なこどもや家族の状態像だけでなく、過去の経過と現在の家族構成を踏まえたリスクについて検討する。
・こどもにとって安心で安全な生活をすることが困難になっている場合は、措置停止の継続を検討の上、家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わない。
・措置解除時はこども本人の相談先を明確にして確実に認識してもらう。

○ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントの実施
・現時点で表出している家族の状態像だけではなく、その状態に至った背景や置かれている状況を理解する。
・加害者の攻撃性だけを評価するのではなく、こどもを守る立場の人がこどもを守ろうとしているか否かについてもアセスメントする。
・転居の際は、前居住地から引継ぎや情報提供が無い場合においても、必要に応じて積極的に前居住地での状況の把握のため情報収集をする。

○ 母子保健部署の特性を活かした支援の強化
・乳幼児健診等の機会を活用し、生活実態を把握することを重視する。

○ 複数の自治体が関与する移管時の丁寧な引き継ぎと協議の場の設置
・移管先と移管元が揃った十分な協議、これまでの保護者の生育歴等の家族の背景等も含めた丁寧な引き継ぎを行う。
・担当間のやり取りの膠着化、一方通行とならないよう、ＳＶや所長間での調整をするなどの工夫を行う。

○ 児童相談所と市区町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一
・協働機関として互いの判断を尊重し合い、危機感に乖離が生じた場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントする。

○ 高年齢児への支援
・高年齢児であっても安心・安全な生活ができるような支援の対象として認識し、確実な相談先の確保や丁寧な支援方針を検討する。
・こどもと日々の接点をもつ所属機関の役割や組織内の情報共有を強化する。

○ 支援機関の体制の強化
・ＳＶが指導、教育に専念できるような体制等、重症度の高い事例以外も丁寧にアセスメントできるような体制とする。
・家族の状況等に応じて社会資源を活用した支援体制を整えられるよう、関係機関が協働した家庭や生活状況の把握、連携体制を構築する。

○ 関係する地域資源と連携した見守り体制の構築
・医療機関、学校医、スクールソーシャルワーカー等の関係する地域資源と、平時から相談や情報共有ができる体制を整える。

多くの事例に潜んでいるリスクとその背景にある要因、対応策／重大事案発生後の家族への支援のまとめ（重症事例）

○ 家庭内、パートナーシップ間のパワーバランスを考慮した支援
・家庭内のパワーバランスも含めた多面的なアセスメントと支援を行う。

○ 虐待やＤＶに繋がり得るエピソードや表出されない援助希求への気づき
・日頃の関わりの中で把握した気づきを見逃さず、組織的な対応に繋げる。

○育児のこだわりを踏まえたリスクアセスメント
・育児のこだわりの背景にある保護者の偏った考えやそれに伴うリスクをアセスメントし、こどもの安全や安心を常に最優先に考える。

○ 重症事案発生後の家族への支援
・パワーバランスの崩れなど虐待に至った構造を祖父母を含めた家族全体で理解し、問題を認識して再発防止に取り組めるよう支援する。
・支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、こども本人と家族の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断する。

4.【特集】こどもの死亡時に実父母双方と同居している事例とそれ以外の事例の比較

虐待によりこどもが死亡したときに同居している家族構成について第５次から第18次報告までの事例では、心中以外、心中とも約半数が「実父母」と同居している。一方、「ひとり親（同居者なし）」「ひとり親（同居者あり）」「内縁関係」「再婚等」についても一定数が見られた。特集では、「実父母」と同居以外の家族構成について着目し、「実父母」と同居している家庭と比較して、その傾向を分析した。

※対象：第５次から第18次までの虐待による死亡事例、心中以外747人、心中（未遂含む）492人

※各カテゴリーにおいて、「その他」を選択した事例については表から除いて掲載している
※各項目において、「特になし」「不明」「無回答」を除き最も回答割合の高い項目にハイライトを入れている

（１）結果 主な項目を掲載

●死亡時のこどもの年齢＜心中以外＞

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
全体	747	356	73	117	66	34
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0日	127	13	15	56	10	0
	17.0%	3.7%	20.5%	47.9%	15.2%	0.0%
1～6日	29	7	3	12	1	0
	3.9%	2.0%	4.1%	10.3%	1.5%	0.0%
0歳	214	166	14	14	6	2
	28.6%	46.6%	19.2%	12.0%	9.1%	5.9%
1～2歳	130	72	13	12	20	7
	17.4%	20.2%	17.8%	10.3%	30.3%	20.6%
3～5歳	120	54	14	6	20	16
	16.1%	15.2%	19.2%	5.1%	30.3%	47.1%
6歳以上	74	32	9	9	7	8
	9.9%	9.0%	12.3%	7.7%	10.6%	23.5%

●家族構成の状況
「ひとり親（同居者なし）」、「ひとり親（同居者あり）」の婚姻状況

	心中以外		心中	
	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）
全体	73	117	70	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり親（離婚）	25	33	53	24
	34.2%	28.2%	75.7%	54.5%
ひとり親（未婚）	32	80	4	10
	43.8%	68.4%	5.7%	22.7%
ひとり親（死別）	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	1.4%	2.3%
ひとり親（別居）	16	4	12	9
	21.9%	3.4%	17.1%	20.5%

＜分類について＞

カテゴリー	分類
実父母	実父母双方と同居
ひとり親（同居者なし）	ひとり親であり、祖父母やその他の同居者がいない
ひとり親（同居者あり）	ひとり親であり、祖父母やその他の同居者がいる　※ただし内縁関係の者は含まない
内縁関係	ひとり親であり、内縁関係（交際相手を含む）の同居者がいる
再婚等	実父母のいずれかとその再婚者の同居者がいる、養父母
その他	その他

●家族構成の状況

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
心中以外	747	356	73	117	66	34
	100.0%	47.7%	9.8%	15.7%	8.8%	4.6%
心中	492	251	70	44	13	11
	100.0%	51.0%	14.2%	8.9%	2.6%	2.2%

●地域社会との接触＜心中以外＞

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
全体	747	356	73	117	66	34
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ほとんど無い	170	78	25	23	26	11
	22.8%	21.9%	34.2%	19.7%	39.4%	32.4%
乏しい	115	59	23	10	13	6
	15.4%	16.6%	31.5%	8.5%	19.7%	17.6%
ふつう	148	94	6	26	4	8
	19.8%	26.4%	8.2%	22.2%	6.1%	23.5%
活発	14	8	2	4	0	0
	1.9%	2.2%	2.7%	3.4%	0.0%	0.0%
不明	287	117	17	54	23	9
	38.4%	32.9%	23.3%	46.2%	34.8%	26.5%
無回答	13	0	0	0	0	0
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● <心中以外の場合の加害の動機（背景）>（単一回答）

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
全体全体	747	356	73	117	66	34
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
しつけのつもり	69	21	6	3	21	18
	9.2%	5.9%	8.2%	2.6%	31.8%	52.9%
こどもがなつかない	8	3	2	1	1	1
	1.1%	0.8%	2.7%	0.9%	1.5%	2.9%
パートナーへの愛情を独占されたなど、こどもに対する嫉妬心	5	4	0	1	0	0
	0.7%	1.1%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りをこどもに向ける	7	6	0	0	0	0
	0.9%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみからこどもを救おうという主観的意図	3	3	0	0	0	0
	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの暴力などから身を守るため	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MSBP（代理ミュンヒハウゼン症候群）	4	4	0	0	0	0
	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育方法がわからない	2	2	0	0	0	0
	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
こどもの世話・養育をする余裕がない	5	3	0	1	1	0
	0.7%	0.8%	0.0%	0.9%	1.5%	0.0%
こどもの存在の拒否・否定	65	15	5	27	7	0
	8.7%	4.2%	6.8%	23.1%	10.6%	0.0%
泣きやまないことにいらだったため	71	55	6	1	6	0
	9.5%	15.4%	8.2%	0.9%	9.1%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	3	2	0	1	0	0
	0.4%	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存以外に起因した精神症状による行為（妄想などによる）	31	19	1	5	2	1
	4.1%	5.3%	1.4%	4.3%	3.0%	2.9%
その他	102	61	10	14	5	1
	13.7%	17.1%	13.7%	12.0%	7.6%	2.9%
保護を怠ったことによる死亡（～17次）	104	48	19	13	6	7
	13.9%	13.5%	26.0%	11.1%	9.1%	20.6%
不明	268	110	24	50	17	6
	35.9%	30.9%	32.9%	42.7%	25.8%	17.6%

●心中以外　加害のきっかけとなったこどもの状況（０日、１～６日除く）

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
全体	591	336	55	49	55	34
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
泣きやまない	89	70	7	1	7	0
	15.1%	20.8%	12.7%	2.0%	12.7%	0.0%
無反応	4	2	1	0	0	0
	0.7%	0.6%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
不動（保護者からの叱責に対してこどもが「固まってしまう」など無反応の状態となること）	10	1	2	0	2	5
	1.7%	0.3%	3.6%	0.0%	3.6%	14.7%
問題行動（夜尿、遺尿、万引き、徘徊、拒食など）	18	3	2	1	6	6
	3.0%	0.9%	3.6%	2.0%	10.9%	17.6%
反抗	23	9	0	3	9	2
	3.9%	2.7%	0.0%	6.1%	16.4%	5.9%
特になし	122	83	9	13	7	0
	20.6%	24.7%	16.4%	26.5%	12.7%	0.0%
その他	58	33	4	4	7	9
	9.8%	9.8%	7.3%	8.2%	12.7%	26.5%
不明	267	135	30	27	17	12
	45.2%	40.2%	54.5%	55.1%	30.9%	35.3%

●子育て支援事業の利用状況＜心中以外＞

	総計	実父母	ひとり親（同居者なし）	ひとり親（同居者あり）	内縁関係	再婚等
全体	747	356	73	117	66	34
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし	392	157	42	94	39	14
	52.5%	44.1%	57.5%	80.3%	59.1%	41.2%
あり	222	142	28	13	21	12
	29.7%	39.9%	38.4%	11.1%	31.8%	35.3%
不明	120	57	3	10	6	8
	16.1%	16.0%	4.1%	8.5%	9.1%	23.5%
無回答	13	0	0	0	0	0
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（２）考察

○ 心中以外の「実父母」と同居している家庭では死亡時のこどもの年齢は「０歳以下」が52.3%と多く、加害のきっかけとなったこどもの状況では「泣きやまない」が20.8%と他と比較すると多い。一方で、加害のきっかけとなったこどもの状況が「特になし」という事例も多くある。

⇒ 「実父母」と同居している家庭においても「泣き止まない」といった乳児特有の状況がリスクにつながっている可能性が示唆された。

○ 収入に着目すると、「ひとり親（同居者なし）」では、「生活保護受給世帯」や「市区町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が高い。また、地域社会や親族との接触がほとんどなく、半数以上が「子育て支援事業」が「利用なし」となっている。

⇒ ひとり親が1人で家計を支え、育児をしなければいけない状況、地域社会や親族とのつながりが薄く、子育て支援サービスにも繋がれないなど、孤立している状況がうかがえる。

⇒ 生活保護世帯として担当部署が関わっている事例が多いことから、こどもとその親に関わる様々な機関・部署と定期的に家庭全体の状況や支援方針を共有した上でそれぞれの役割を明確にし、多角的な視野を持って地域で一体となり日常的な見守りができるように調整することが必要。

○ 「再婚等」の家庭では、死亡時のこどもの年齢は「３歳」以上が約半数以上を占め、比較的に高年齢のこどもであったことに加え、加害の動機は「しつけのつもり」が半数以上である。

⇒「再婚等」の家庭において養父や継父による高年齢のこどもの養育には困難さが生じる可能性が考えられる。

○ 心中以外の「内縁関係」や「再婚等」の事例では、死亡時以前から児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）が関与していた割合が高い。

⇒ 支援・介入のための適切なリスク判断を行うためには家族員や同居者に加えて父母の交際相手等、こどもと日常的な関わりのある全ての人物について直接会うことを基本とし、各情報から家族内の相互の親密性、信頼性などの関係性や養育環境等についてアセスメントを行うことが必要。

○ 心中以外の「内縁関係」の事例や「再婚等」の事例では、「１～２歳」、「３～５歳」の年齢のこどもが多いにもかかわらず、他の家族構成の家庭に比べて所属機関がないこどもの割合が高い。

⇒ こどもにとって一番身近な見守り機関となりえる関係機関が存在しないことが、こどもの変化やこどもの安全が確保できていない危険性のサインが見過ごされることにつながっていると推察される。

○ 心中以外の「ひとり親（同居者あり）」の事例において、68.4%が未婚であることに加え、死亡時のこどもの年齢が「０日」や「１～６日」と生後１週間未満が半数を占めており、さらには遺棄や医療機関等以外の出産が多い。

⇒ 家族にも相談できないまま医療機関や相談窓口につながることなく出産した可能性があるため、妊娠前から妊娠時の相談窓口の幅広い周知とともに、妊娠や出産、避妊に関する正しい情報を届けられるような周知の方法や周知媒体の検討など現代と対象者に合わせた取組が必要。

※全体的に有効回答件数が少ないため分析結果の一般化については一概に言えないこと、あくまでも死亡事例における状況・傾向であることなど調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

6．課題と提言

地方公共団体への提言

1　虐待の発生予防及び早期発見

①　妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

・妊婦の状況に合わせた伴走型の支援の実施
・インターネットやＳＮＳ等の現代に合わせたツールを駆使した多角的な情報発信
・多くの選択肢を提示し、妊婦本人とその家族が自ら選択し、意思決定できる支援
・公的機関や医療機関のみでなく民間団体等との連携の検討
・アウトリーチ型の支援等の展開
・家族を包括的に捉え、父親のメンタルヘルスの視点も含めたアセスメントと支援

②　乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

・未受診や保護者の拒否があり、複数回のアプローチを実施してもこどもと直接会えないときには、市区町村虐待対応担当部署との連携を行い、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報を共有

③　きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

・養育上の価値観や問題意識の希薄化など問題が発生する構造的問題が解決されていない限り、きょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮

④　精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

・障害福祉や母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携のもと本人の意思を尊重できるような情報提供や支援

⑤　こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

・支援・介入のための適切なリスク判断を行うためにこどもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要
・交際相手等が加害者となっている場合、保護者としての養育の実態が不明であると実親など保護者によるネグレクト事例とされることがある。交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い適切なリスク評価を行うほか、調査に応じない場合はリスク評価を引き上げるなど、関係機関が密に連携し、状況に応じた慎重な判断及び適切な支援方針を検討

⑥　保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

・保護者が体罰に至ってしまった背景をアセスメントし、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制づくり

⑦　児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化

・こどもとその家族をアセスメントし、密に行政機関等と連携を取りながら、地域でこどもを見守る役割を担っていることを再認識。

2　関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

①　複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

・効果的な連携のために、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にし、各関係機関の方針の再確認と認識の統一
・虐待が起きている家庭ではその背景で配偶者への暴力も同時に起きている可能性があることを踏まえ配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化

②　一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

・一時保護の開始・解除の決定の判断に当たっては、児童相談所はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切な判断

3　要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

・一定のリスクを有すると評価した事例について、転居や転園・転校の状況を把握して、必要な支援が継続できる仕組みづくりの構築

4　児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

①　多角的・客観的なアセスメントの実施

・地方公共団体や医療機関、民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果の共有
・対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価

②　関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

・継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに常に児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断

5　児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

①　専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

・支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築

②　適切な支援につなげるための相談技術の向上

・児童虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施

6　虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

①　検証の積極的な実施

②　検証結果の虐待対応への活用

国への提言

1　虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

①　妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

・市区町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、予期しない妊娠／計画していない妊娠等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築の推進

②　精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進

③　虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備

・こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、こどもの発達段階に応じた体罰等によらない子育ての推進

2　虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

・都道府県による市区町村等の支援状況や都道府県と市区町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制整備の促進

・障害がある者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方や障害がある者本人の意思を尊重した支援のあり方、そのための体制構築について、こども家庭庁における児童福祉分野及び厚生労働省における障害福祉分野の連携に加え、文部科学省等との連携

3　児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進

4　要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

・虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることや、その後も児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行える体制の整備

・「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市区町村における支援体制の一層の充実

5　一時保護解除後の支援体制の整備

・家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す

6　地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

・地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知

7　再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討

・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討

8　こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組も踏まえながら、地方公共団体における体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていくことが必要

第1次から第１９次報告を踏まえた
こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者の側面

- ○ 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- ○ 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- ○ 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- ○ 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- ○ 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- ○ 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- ○ 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- ○ 過去に自殺企図がある
- ○ 養育者がDVの問題を抱えている
- ○ こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- ○ 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）の妊娠
- ○ こどもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- ○ 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- ○ 訪問等をしてもこどもに会わせない
- ○ 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- ○ 安全でない環境にこどもだけを置いている
- ○ きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- ○ 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の情報提供がある
- ○ 生活上に何らかの困難を抱えている
- ○ 転居を繰り返している
- ○ 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- ○ 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- ○ こどもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- ○ 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- ○ こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- ○ 施設等への入退所を繰り返している
- ○ 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後６か月以内の死亡事案が多い
- ○ きょうだいに対する虐待があった
- ○ こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

- ○ 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- ○ こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- ○ 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- ○ リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- ○ 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- ○ 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- ○ 転居など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- ○ 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- ○ 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

（下線部は、第19次報告より追加した内容）

令和５年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について

令和５年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、４年間（2019年度から2022年度）で児童福祉司を2,020人程度増員する目標を１年前倒しで概ね達成したため、令和４年度は更に505人の増員を目標とし、令和４年度内に5,783人の体制となり、この目標も達成した。
- 令和５年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和４年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童福祉司を令和６年度末までに1,060人程度、児童心理司を令和８年度末までに950人程度増員することとした。
- 令和５年度の配置状況については、年度内に児童福祉司が6,138人、児童心理司が2,623人体制となる見込み。

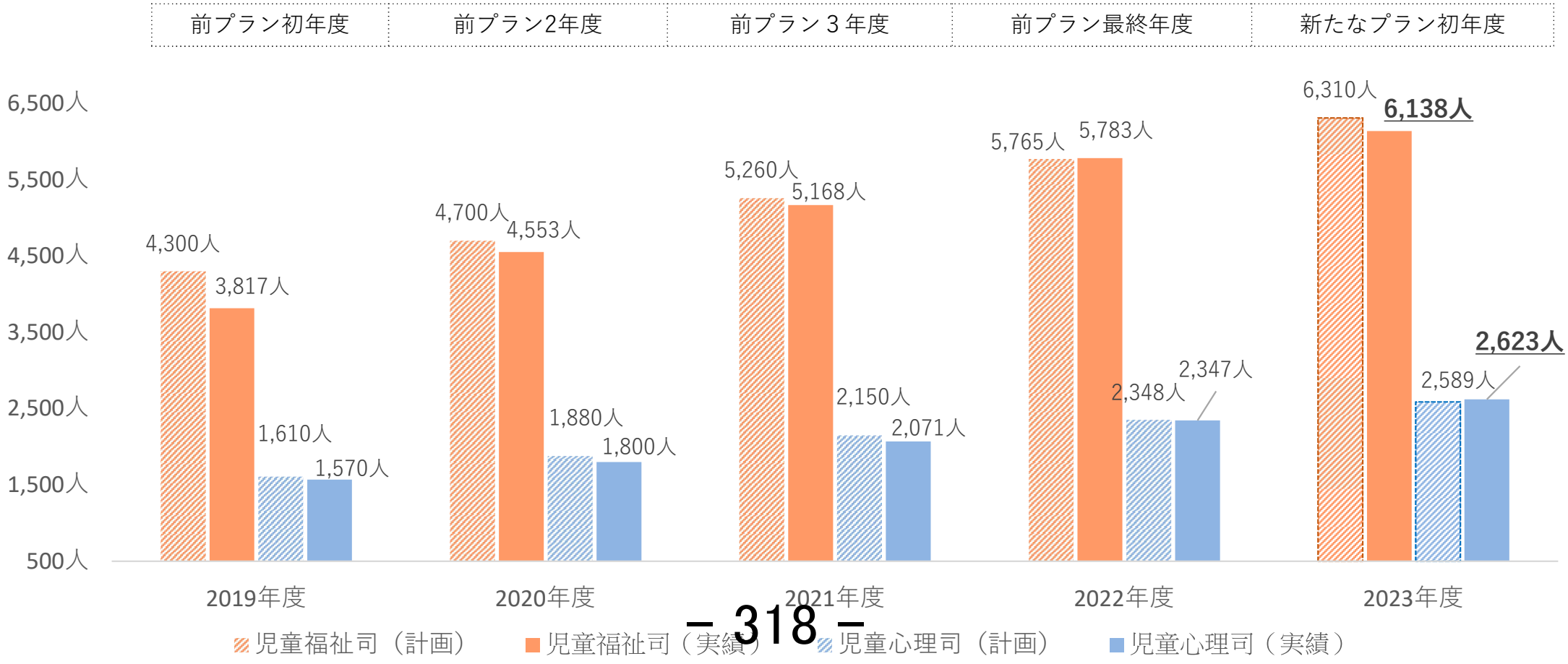

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント
（令和４年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和５年度から令和８年度まで

＜児童相談所＞	令和４年度実績		目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→	**6,850 人程度** （令和６年度）	令和５・６年度で **＋ 1,060 人程度**
児童心理司	2,350 人程度	→	**3,300 人程度** （令和８年度）	令和５～８年度で **＋ 950 人程度**

（注）令和４年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和６年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和５年中に設置目標を定める。

※ 令和４年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和７年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン

令和４年 12 月 15 日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

１．目　的

児童虐待防止対策については、これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年７月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）決定)、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議（以下「関係府省庁連絡会議」という。）決定)、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成 31 年２月８日関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成 31 年３月 19 日関係閣僚会議決定）等も踏まえて、取組を進めてきた。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として一貫して増加しており、虐待により死亡する事件は後を絶たない。このような状況を受けて、本年６月の通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号。以下「令和４年改正児童福祉法」という。）や令和５年４月からのこども家庭庁創設も踏まえた新たな総合的な対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日関係閣僚会議決定。以下「更なる推進」という。）を策定した。

また、昨今いわゆる宗教２世に対し、宗教の信仰を理由とする児童虐待への対応の必要性についても指摘されているところ。

このような状況も踏まえ、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって必要な取組を引き続き強力に進めていく。

２．対象期間

本プランの対象期間は、令和５年度から令和８年度までとする。

３．児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童福祉司の配置標準のうち、児童虐待相談対応件数に応じた加配について、自治体ごとの人口１人あたりの児童虐待相談対応件数の差異が拡大している状況をより適切に考慮したものに見直す（注）とともに、こども･保護者等への指導等を行う児童福祉司について、令和６年度末までに全国で1,060人程度増員する（令和４年度：5,780人程度)。

（注）加配の基準となる人口１人あたりの児童虐待相談対応件数について、全国平均により算出される人口１人あたりの件数から、人口１人あたりの件数が標準的な自治体の人口１人あたりの件数に改めることとする。

【目標】令和４年度　5,780人程度
→　令和６年度　6,850人程度（+1,060人程度）

（２）スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導･教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数)。

【目標】令和４年度　960人程度
→　令和６年度　1,210人程度（+250人程度）

（３）児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負ったこどもへのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識･技術に基づき指導を行う児童心理司について、令和８年度までに全国で 950 人程度増員する（令和４年度：2,350 人程度)。

【目標】令和４年度　2,350 人程度
→　令和８年度　3,300 人程度（+950 人程度）

（４）弁護士の配置等

令和４年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和７年度までに導入されることも踏まえ、弁護士の配置や弁護士業務の補助職員（いわゆるパラリーガル）の活用等により、引き続き児童相談所の法的対応体制の強化を図る。

（５）一時保護の体制強化

令和４年改正児童福祉法に基づき定める一時保護所の設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう施行までに検討する。

一時保護所の新設や増改築等の整備について、令和３年度補正予算で積み増した安心こども基金を活用し、自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合に補助率を嵩上げする（1/2→9/10）ことにより、引き続き一時保護所の定員超過解消を図る。

（６）児童福祉司等の負担の軽減

一時保護時の判断に資する AI の活用等による、システム化を含めた業務負担の軽減を図るとともに、児童相談所の業務フローの全体の効率化を行っている先進事例の横展開を図る。

児童相談所の職務の特殊性に鑑みて、職員のメンタルケア等による職場環境の改善などにより、職員の職場定着を図る。

４．児童相談所の専門性強化

児童福祉司や児童心理司など児童相談所の職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

令和４年改正児童福祉法により創設されるこども家庭福祉の認定資格が多くの方に取得され、児童福祉司として任用が進むよう取り組む。

５．市町村の体制強化

（１）こども家庭センターの全国展開

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、引き続き設置促進に向けて取り組む。その上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制の強化を図るため、令和４年改正児童福祉法により創設されるこども家庭センターの全国展開を図る。

（２）要保護児童対策地域協議会の強化

民間団体との協働を進めるなど地域ネットワークの更なる強化を図る。

サポートプランの活用や関係機関との連携強化を通じ、こどもや家庭への支援に当たっての適切なアセスメントの実施を推進する。

６．市町村の専門性強化

統括支援員やこども家庭支援員などこども家庭相談に対応する職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

市区町村においてこども家庭相談に対応する職員の専門性向上を図るため、令和４年改正児童福祉法により創設されるこども家庭福祉の認定資格の取得が進むよう支援する。

７．その他児童虐待防止に向けた必要な取組

１～６に掲げるもののほか、更なる推進等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

８．本プランの見直しの検討

令和４年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和６年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和５年中に設置目標を定める。このほか、令和４年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和７年度までの導入を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの目標

	計画期間（令和5年度から令和8年度まで）								
	令和4年度実績			配置目標			増員数		
【児童相談所】									
児童福祉司	5,780	人程度	→	6,850	人程度【注1】	＋	1,060	人程度
うち スーパーバイザー	960	人程度	→	1,210	人程度	＋	250	人程度
児童心理司	2,350	人程度	→	3,300	人程度	＋	950	人程度

【注1】令和6年度までに6,850人程度を目標とする。

【注2】こども家庭センターについては、令和6年度の施行に向けて必要な体制等について検討を行い、その検討結果を踏まえ、令和5年中に目標設定を行う。

【注3】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。

３．少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第３位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという３つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、**「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。**なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の３年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、**「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」**（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保」を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども１人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

３．少子化対策・こども政策の抜本強化

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

（略）

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。

（略）

こども未来戦略方針（抜粋）（令和５年6月13日閣議決定）

加速化プラン

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策
２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
（５）多様な支援ニーズへの対応～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

○　経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。

○　2022年に成立した児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正では、児童虐待の相談対応件数が増加を続けるなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担うこども家庭センターの設置や地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの位置付けの明確化などが行われた。

○　また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約１割はひとり親世帯であり、その約５割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

○　こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進める。今後、本年中に「こども大綱」が策定される過程において、更にきめ細かい対応について議論していく。

（社会的養護・ヤングケアラー等支援）

○ 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する。児童福祉法等の一部改正により2024年度から実施される「こども家庭センター」の人員体制の強化等を図る。また、新たに法律に位置付けられる子育て世帯訪問支援事業について、支援の必要性の高い家庭に対する支援を拡充する。さらに、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化を図る。

加速化プラン

Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

〇　「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね３兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として３兆円半ばの充実を図る。

○　「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。

○　現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約５割増加すると見込まれる。また、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。

○　こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➡ **これまでの対策の着実な実行**に加え、**本パッケージの対策を速やかに実行**する

解決すべき課題		今般実施する強化策
こども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている	1 加害を防ぐ	○ **改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処** ○ **加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯**（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、**全国で取締りを強化** ○ 刑法改正等に伴い**「匿名通報事業」の対象を変更・拡大**し、一層の周知を図る
こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要	1 加害を防ぐ	○ **日本版DBS導入**に向け、**早期の法案提出を目指し、検討を加速** ○ **保育所等における虐待防止**のため、**通報義務に関し児童福祉法改正を検討**
こどもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいか分からない 保護者も、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しい	2 相談しやすく	○ 学校で性被害防止等を教える**「生命（いのち）の安全教育」を全国展開** ○ 小学生・未就学児等を対象に**プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施** ○ 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の**子育て支援の場等を通じて保護者に啓発**
男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談もしにくい	3 支援の強化	○ 9月中を目途に**「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を初めて開設**
文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要	3 支援の強化	○ こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、**文化芸術分野における相談窓口を設置**（弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う）

緊急啓発期間（**8月・9月**に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施）

① 加害の抑止　（改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底）
② 相談窓口の周知
③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

〇弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
〇こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
→**「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題**

Ⅰ　三つの強化策の確実な実行

１　加害を防止する強化策

（１）改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
- ○ 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
- ○ 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
- ○ 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知

（２）日本版DBSの導入に向けた検討の加速

（３）保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討

（４）児童・生徒等への教育啓発の充実
- ○ 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
- ○ 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
- ○ 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
- ○ 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
- ○ eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

２　相談・被害申告をしやすくする強化策

（１）相談窓口の周知広報の強化

（２）SNS等による相談の推進
- ○ SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
- ○ こどもの人権相談
- ○ 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施

（３）子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
- ○ 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）

（４）男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

（５）相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
- ○ 児童からの聴取に係る体制等の整備
- ○ 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

３　被害者支援の強化策

（１）ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

（２）学校等における支援の充実
- ○ 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
- ○ 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実

（３）医療的支援の充実
- ○ 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上

（４）法的支援の充実
- ○ 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
- ○ 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

Ⅱ　緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
（本年８月～9月）

① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
② 相談窓口の周知
③ 被害に気付いた者の適切な対応

Ⅲ　被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

〇 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
〇 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

令和５年７月 26 日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議

性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為である。とりわけ、こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、断じて許すことはできない。

政府においては、これまで「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」[1]や「子供の性被害防止プラン 2022」[2]等に基づいて、各般の対策に取り組んできたところであるが、依然、弱い立場に置かれたこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない。また、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘されつづけている。こうした状況に鑑み、対策の一層の強化を図ることは、すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現する上で、喫緊の課題となっている。

このため、内閣府及びこども家庭庁をはじめとする関係府省においては、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議を開催し、こどもや若者の性被害防止対策の強化について検討を行ってきた。その過程では、有識者・支援者等からのヒアリングを通じて、こども・若者の性被害をめぐる現状や課題等について把握に努めるとともに、両会議の議長である小倉内閣府特命担当大臣において、こどもの頃に性被害に遭った方々に直接お会いし、当事者の方々が直面してきた困難や政府の取組に対する御意見を伺った。

年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならない。関係各府省においては、

[1] 令和５年３月 30 日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定
[2] 令和４年５月 20 日 犯罪対策閣僚会議決定

こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、以下に示す緊急対策を速やかに実施する。

なお、上記のほか、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン 2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」[3]等に記載されている関連の諸施策についても、引き続き、着実に実施していく。

Ⅰ　三つの強化策の確実な実行

１　加害を防止する強化策

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、極めて悪質な行為であり、断じて許すことはできない。本来、こどもの健やかな成長を願い、安全・安心な成育環境の確保に努めるべき大人が、こどもや若者の未熟さや立場の弱さを利用するなどして性的な加害行為に及ぶことは、あってはならないことである。以下の取組を中心に、性犯罪・性暴力は一切許容されないとの社会規範を確立するとともに、刑罰法規の適切な運用等により、加害者への厳正な対処を徹底する。また、こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みを整備する。加えて、こどもたちが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、発達段階に応じて、必要な知識を身に付けることができる教育啓発を推進するとともに、インターネットの安全・安心な利用のための周知啓発を進める。

（１）改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化

① 第 211 回国会において、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第 66 号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第 67 号）が成立し、公訴時効の延長に関する規定は令和５年６月 23 日、その他の規定のうち主要な罰則に関する部分は同年７月

[3] 令和５年３月 30 日 関係府省取りまとめ

13 日に施行されたところである。これにより、

・ いわゆる性交同意年齢を「13 歳未満」から「16 歳未満」に引き上げ、13 歳以上 16 歳未満の者に対する性的行為について、相手方が５歳以上年長の場合には処罰し得ることとする。

・ 改正前の強制性交等罪、準強制性交等罪などの要件を改めて不同意性交等罪などとし、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用いて統一的な要件として規定するとともに、「予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕（きょうがく）させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること」や「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等、そのような状態の原因となり得る行為や事由を具体的に列挙し、より明確で判断のばらつきが生じない規定とする。

・ 16 歳未満の若年者が性被害に遭うのを未然に防止し、その性的自由・性的自己決定権の保護を徹底する観点から、16 歳未満の者に対して、わいせつの目的で、不当な手段を用いて面会を要求した者等を処罰することとする。

など、こどもや若者に対する性犯罪のより的確な処罰が可能となった。本改正等の趣旨・内容について、関係府省が連携し、また、関係機関や団体の協力も得て、国民に広く周知を図る。また、こどもや若者に対する性犯罪に対して、改正後の刑法等の関係法令の内容及び趣旨を踏まえ、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。（法務省、関係府省）

② 時代とともにこどもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、全国で取締りを強化し、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図る。（警察庁）

③ こどもの福祉を害する犯罪を含む一定の犯罪に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」について、今般の刑法改正等に伴い対象の変更・拡大を行

うとともに、その一層の周知を図ることにより、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努める。（警察庁）

④ ＳＮＳ事業者に対し、被害実態に関する情報を提供し、事業者による自発的な被害防止対策を促進しているところ、更なる被害防止対策を促進する。（警察庁）事業者団体が策定した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援する。さらに、インターネット上の違法・有害情報に関する相談に対応する違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

⑤ 令和４年 11 月の通知により、全ての大学に対し、性暴力があってはならないという基本姿勢や、各大学で取り組むべき事項等を示したところ、同通知を踏まえた各大学における性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の実施状況を調査し、その結果を周知することにより、各大学における取組の見直しや充実を促す。（文部科学省）

（２）日本版ＤＢＳの導入に向けた検討の加速

① 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等について証明を求める仕組み（いわゆる日本版ＤＢＳ）の導入に向け、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催しながら、早期の法案提出を目指して検討を加速する。（こども家庭庁）

（３）保育所等におけるわいせつ行為も含む虐待を防止するための制度的対応の検討

① 多くのこどもが時間を過ごす場である保育所等におけるわいせつ行為を含めた虐待防止対策の制度的な強化を図る。現在は行政措置によりこどもが入所する児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正による制度的対応を検討する。（こども家庭庁）

（４）児童・生徒等への教育啓発の充実

① すべてのこどもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の様々な学校種において参考となる実践事例集を公表し、「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を実施して、関係者のネットワークづくりを推進する。（文部科学省）

② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）

③ 今般の刑法改正等の趣旨・内容について、いわゆる性交同意年齢に関する知識も含め、中高生向け及び大学生向けの啓発資料を速やかに作成・配布するなど、生徒・学生や教職員等への学校現場における周知を行う。（法務省、文部科学省）

④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。（こども家庭庁、文部科学省）

⑤ ＳＮＳの利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の被害児童数が高水準で推移しており、小学生が被害に遭うケースの増加傾向が見られることを踏まえ、ｅ-ネットキャラバンにおけるこども・若者の性被害防止に資する講座内容に関する情報提供を広く行い、青少年への啓発を強化する。（総務省）

２　相談・被害申告をしやすくする強化策

性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身を深く傷つけるものであり、関係府省では、これまでも、被害者が早期に適切な支援を受けられる

よう、相談窓口の整備・充実に取り組んできたところである。しかしながら、特にこどもや若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されており、こども・若者に必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を一層進めるとともに、こども・若者が相談しやすいＳＮＳ等の活用を推進する。その際、相談窓口では、匿名で相談できることや、相談機関は、本人の意思を尊重し、被害者に寄り添った対応を行うことなどについても周知を図る。また、保護者がこどもの被害を見逃さず、被害に気付いた場合に速やかに専門機関に相談するなど適切に対応することができるよう、子育て支援の場等の保護者と関わる場等を通じて、保護者に対する啓発に取り組む。

また、性被害は性別を問わずに受け得るものであるが、特に男性や男児は、社会全体において男性の性被害に関する誤解や思い込みがあることなどから、被害に遭っても被害の深刻さを認識しにくかったり、相談を躊躇したりすることなどが指摘されている。既存の相談窓口においても、相談の大部分は女性や女児からのものであり、男性・男児の被害については、その心理的な支援等に必要な知見が十分に蓄積されているとは言えない場合がある。このため、男性・男児の被害者が安心して相談できる相談窓口の整備に努める。

さらに、こどもや男性など多様な被害者からの相談や被害申告に適切に対応するため捜査機関の研修を充実させるほか、児童の供述の代表者聴取のための関係機関との連携や環境整備、証拠採取のための環境整備等を進める。

（１）相談窓口の周知広報の強化

① 性犯罪・性暴力の被害を受けたこどもや若者が相談しやすくなるよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」や全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）につながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について、こども・若者向けの広報の強化等により、これまで以上に周知徹

底を図る。（内閣府、警察庁、文部科学省、関係府省）

② ジュニアアスリートに対する性的ハラスメントを含め、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。（スポーツ庁）

（２）ＳＮＳ等による相談の推進

① ワンストップ支援センターにおいて、電話相談や面談に加え、メールやＳＮＳ等のこどもや若者にとって相談しやすい相談方法の導入が広がるよう、先行事例の共有や交付金による支援等を行う。また、チャット形式等で相談できる国のＳＮＳ相談事業「Cure time（キュアタイム）」についても、こどもや若者に対する更なる周知を図るとともに、今後の継続を含め、事業の在り方について検討を行う。（内閣府）

② ＳＮＳ相談システム「親子のための相談ＬＩＮＥ」等を通じ児童相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、その事案に応じ、ワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者であるこどもの気持ちに十分に配慮し、児童心理司によるカウンセリング等をはじめとする対応を行う必要があるところ、これらについて、全国の児童相談所や市町村に周知徹底を図る。（こども家庭庁）

③ 令和５年度の「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」（８月 23 日～29 日）において、「こどもの人権 110 番」（フリーダイヤル）に加え、「ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）人権相談」の受付時間を拡大し、こどもの性被害に関する相談にも対応する。また、こどもがスマートフォンなどからいつでも人権相談ができる「こどもの人権ＳＯＳ－ｅメール」を引き続き実施する。（法務省）

（３）子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

① こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められる。さ

らに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要である。このため、保護者として身に付けることが望ましい知識等について、関係府省が連携して啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等を通じて保護者への周知を図る。（こども家庭庁、内閣府、文部科学省）

② 「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教職員向けの指導の手引については、児童生徒の保護者に参考にしてもらい、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の予防・早期発見や適切な相談につながるものであることから、保護者向けの周知資料についても、様々な機会を活用し、各学校等を通じて保護者への周知を図る。（文部科学省）

（４）男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

① 性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児及びその保護者からの相談を受け付け、適切な心理的支援を提供できる機関等につなぐ臨時の相談窓口として、本年９月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」（仮称）を開設する準備を進める。また、そこで得られた相談対応の知見等を活用し、全国のワンストップ支援センター等の関係機関における男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組む。（内閣府）

（５）相談・被害申告への適切な対応のための体制整備

① こどもや男性といった多様な被害者を含む性犯罪被害者への適切な対応を行えるよう、警察官等に対する各種研修について、児童心理の専門家等や男性が被害者となる事件の捜査・支援の経験を有する職員による講義の拡充、こどもの頃に被害を受けた当事者や男性被害者の声を反映させること等を通じ、その内容を拡充する。（警察庁）

② 児童から性被害等について聴取する際の供述の信用性等の担保のため、代表者聴取を見据え、捜査部門と児童相談所や学校、ワンストップ支援センターとの連携を図るとともに、児童相談所職員との合同研修やスクールカウンセラー等を含めた学校職員への研修を実施するなどして、児童から適切な聴取を行うことができる捜査員等の育成・能力向上を図る。（警察庁、こども家庭庁、文部科学省、内閣府）

③ 性犯罪の捜査においては、被害の届出をためらっている場合も含め、早期の段階で、被害者の希望に応じ、身体等に付着した証拠資料を採取することが重要であることから、これまで産婦人科を対象に行ってきた証拠採取キットの配備について、泌尿器科、肛門科、小児科に広げることを検討する。また、不同意性交等事件の捜査への医師の協力を確保するため、協力謝金の拡充を検討する。（警察庁）

３　被害者支援の強化策

性犯罪・性暴力の被害に遭った当事者に対しては、心理的支援、医療的支援、法的支援など、当事者の意思を尊重しつつ、適切な支援を提供する必要がある。特に、被害者がこどもや若者である場合は、児童心理等の専門的な知見に基づく対応を要する場合や、現状では、必ずしも十分な連携体制が構築されていない産婦人科以外の診療科との連携が求められる場合があるなど、より高度な支援や幅広い連携体制の構築が必要であることから、ワンストップ支援センターや児童相談所等による地域の支援体制を充実させる。また、こどもに身近な学校等における支援や、医療的支援及び法的支援の充実に取り組む。

（１）ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

① 都道府県等によるワンストップ支援センターの運営等に対しては、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金による支援を行っているところ、今後の交付金の活用において、こども・若者や男児・男性の被害者への支援について、専門性を持った相談員等の確保・養成、関係機関との連携体制の構築、相談しやすい環境の整備等の取組を推進する。（内閣府）

② 児童相談所は、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施する。虐待相談ダイヤル１８９（いちはやく）やＳＮＳ相談システム「親子のための相談ＬＩＮＥ」等を通じ児童

相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、その事案に応じ、ワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者であるこどもの気持ちに十分に配慮し、児童心理司によるカウンセリング等をはじめとする対応を行う必要があるところ、これらについて、全国の児童相談所や市町村に周知徹底を図る。（こども家庭庁）

③ 性的な被害など困難な問題を抱える若年女性等への支援を充実するため、令和６年４月から施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）に基づき、各都道府県における支援体制の計画的な整備等を促進する。（厚生労働省）

（２）学校等における支援の充実

① 児童生徒からの相談を受けて対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、性的な被害への対応を含め、各自治体における活動事例を取りまとめ、他の自治体等における対応の参考となるよう公表・周知するとともに、教育委員会の生徒指導や教育相談の担当者等に対する各種説明会等において、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点や関係機関との連携を含めた支援体制の構築等について周知を行っており、引き続き、これらの取組を通じて、学校における支援の充実を推進する。加えて、学校管理職の責務、養護教諭を含む教職員が被害児童生徒から相談を受けた際の対応のポイント、早期の警察等の関係機関への報告の必要性などについて、都道府県教育委員会等の担当者を対象とした会議等の様々な機会を活用し周知を行う。その際、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携についても、併せて周知する。（文部科学省）

② 学校における取組事例も踏まえ、児童館や放課後児童クラブの運営ガイドラインに、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討する。（こども家庭庁）

（３）医療的支援の充実

① こどもや男性の被害者や、こどもの頃に受けた被害によって長期間にわたってトラウマを抱えている被害者を含め、ワンストップ支援センタ

一等に相談をした被害者が、適切な医療的支援を受けることができるよう、受診可能な診療科毎（産婦人科に加え、小児科、泌尿器科、肛門科、精神科等）の医療機関のリストを整備し、関係機関において共有する等の地域における取組を促進する。また、被害者に最初に接する可能性のある医師等の医療関係者が、地域においてワンストップ支援センターが果たしている機能等を含め、性犯罪・性暴力の被害者支援の取組等に係る知識を有していることが重要であることから、関係団体の協力を得て、関連情報の周知等に取り組む。（内閣府、厚生労働省）

② こどもの頃の被害によりトラウマを抱えた被害者に対して必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討する。（厚生労働省）

（４）法的支援の充実

① 性犯罪・性暴力による被害を受けたこども・若者が、その置かれている状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、㋐一定の性犯罪による被害を受けたこども・若者等が、一定の資力を有しない場合に、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援等を受けられるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組を進めるとともに、㋑地方レベルで構築していく関係機関・団体等による連携・協力体制に、法テラスが法的支援の観点から積極的に参画できるよう、地方事務所の体制の強化を図り、さらに、㋒法テラスが行う支援が、こどもや若者にとって身近で使い勝手の良いものとなるよう周知・広報を行うことにより、性犯罪・性暴力による被害を受けたこども・若者に対する支援の実施及び体制の一層の充実・強化を図る。（法務省）

② こどもや若者も含め、文化芸術分野において安心して活動を継続できるよう、契約に関係する疑問やハラスメントを含むトラブル等について、文化芸術分野に知見を有する弁護士が法律的助言を行うほか、必要に応じて適切な関係機関を紹介する相談窓口を設置する。（文化庁）

Ⅱ　緊急啓発期間の実施

こども・若者の性被害の根絶には、今般の刑法改正等の趣旨・内容や児童福祉法をはじめとする関係法令の周知徹底等により、社会全体で、こどもや若者への性犯罪・性暴力が断じて許されないものであるという認識を共有するとともに、被害に遭った場合に相談することができる相談窓口の周知や、保護者が身に付けることが望ましい知識、こども・若者の被害を認識した周囲の大人が傍観者とならないための適切な対応等の周知を図り、社会を構成する誰もが、こどもや若者を被害から守る上での役割を果たせるようになることが極めて重要である。

このため、本年の８月及び９月の２か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、期間中、以下の三つの観点から、政府を挙げた啓発活動を集中的に実施する。

① 加害の抑止（今般の刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底）

② 相談窓口の周知

③ こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成（第三者が被害に気付いたときの適切な対応、二次被害の防止等）

この「緊急啓発期間」の実施に当たっては、地方公共団体、関係機関・団体等の幅広い理解と協力を得て、広範囲な活動が実施されるよう努めるものとする。

なお、本期間実施後の本年 10 月以降においても、「児童虐待防止推進月間」（11 月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月 12 日～25 日）、「若年層の性暴力被害予防月間」（４月）等の機会も活用し、継続的に周知啓発に取り組んでいく。

Ⅲ　被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力の被害については、被害に遭っても、被害を認識できなかったり、声をあげられなかったりすることにより、潜在化しやすいことなどが指摘されている。このため、こども・若者の性犯罪・

性暴力の根絶に向けた今後の政策の検討・実施に当たっては、既存の統計等に現れる被害等の状況にのみ依拠するのではなく、関係各府省が連携し、被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取することや、それぞれが実施する調査分析等による知見を共有することなどを通じて、より的確な被害実態等の把握に努め、実証的な政策立案につなげることとする。

そのような取組を通じて、上記Ⅰ及びⅡに記載された範囲に限らず不断の検討を行い、それらに加えて実施すべき施策があれば、果断に実行していく。

また、こども・若者の性被害を防止するための取組は、次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる社会を築く上で、その前提となるものである。本パッケージに記載した各施策については、できるものから直ちに実行していくこととし、今後の検討を要するものについては、その具体化を図った上で、年内を目途に策定することとされている「こども大綱」に盛り込めるよう検討するものとする。

こ成保１２３
こ支虐１１７
令和５年８月４日

各 ｛都道府県知事
指定都市長
中核市長
児童相談所設置市長｝

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長

保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、こども・子育て家庭の状況を適切に把握し、こどもの安全確保を最優先に行うことが重要です。

これまで、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年７月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年２月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）（別添１）をお示しし、学校、保育所等から市町村及び児童相談所に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等についてお願いをしてきたところです。

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要です。**

これを踏まえ、連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底を図るよう、お願いします。

また、**この平成 31 年の連名通知について、学校等において参照いただくことを目的とし、別添２のとおり内容のポイントとなる事項を整理しています。本資料について、市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知いただくとともに、それぞれの学校等において、こどもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応をお願いします。**

さらに、市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成 31 年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」（令和４年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書）（別添３）等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施するとともに、家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応に引き続き尽力をいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村（児童福祉主管部局）（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）及び関係機関への周知をお願いいたします。

なお、本通知については、**別途文部科学省より**、都道府県（私立学校主管部局）、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人並びに小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体へ周知するとともに、都道府県（私立学校主管部局）から所轄の私立学校へ、都道府県教育委員会から管内市区町村教育委員会及び所管の学校へ、指定都市教育委員会から所管の学校へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人から附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人からその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体から認可した小中高等**学校へ周知されますので、申し添えます。**

また、公立の小中学校に別添２を周知する際には、市町村の児童虐待担当部署等において連絡先を記入し、市町村教育委員会へ周知媒体を送付するようお願いいたします。

【本件についての問合せ先】

●本通知全般について
こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係
ＴＥＬ：０３－６８５９―００８２

●保育所及び地域型保育事業並びに認定こども園について
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
ＴＥＬ：０３－６８５８－００５８

●認可外保育施設について
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
ＴＥＬ：０３－６８５８―０１３３

別添１

府子本第190号
30文科初第1618号
子発0228第３号
障発0228第３号
平成31年２月28日

各　都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
（公印省略）
文部科学省総合教育政策局長
（公印省略）
文部科学省初等中等教育局長
（公印省略）
文部科学省高等教育局長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公印省略）

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年３月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年７月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年１月に千葉県野田市で発生した小学校４年生死亡事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年７月20日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

（別添）

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

１　趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２第１項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の４の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

２　定期的な情報提供の対象とする児童

（１）　市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の２に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（２）　児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3　定期的な情報提供の頻度・内容

（１） 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね１か月に１回を標準とする。

（２） 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記２（１）及び（２）に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、（欠席した場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4　定期的な情報提供の依頼の手続

（１）市町村について

市町村は、上記２（１）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記３（２）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

（２）児童相談所について

児童相談所は、上記２（２）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記３（２）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5　機関（学校・保育所等を含む。）間での合意

（１）　上記４により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

（２）　協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね１か月に１回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

（３）　学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

６　定期的な情報提供の方法等

（１）情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記４の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記３に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

（２）設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

７　緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き７日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8　情報提供を受けた市町村等の対応について

（1） 市町村について

①　学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

②　①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

③　対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④　協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記２（２）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば３か月に１度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

（2） 児童相談所について

①　児童相談所が学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合

ア　学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ　アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ　必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

②　市町村が学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

９　個人情報の保護に対する配慮

（１）　虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第 13 条の４）。

（２）　このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の４の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の４に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の４の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

（３）　市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

１０　その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

（参考）

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四　地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

別添２

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

―　こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を　―

Ｑ１　どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね１か月に１度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、**理由を問わず７日以上欠席が続く**場合には、**躊躇なく、ただちに**市町村等に連絡してください。

Ｑ２　Ｑ１の場合以外に**こどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？**

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合**は、**躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所**へ相談してください。

→　詳しくは２枚目を参照！

Ｑ３　個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

○○市役所児童福祉課：○○－○○○○－○○○○
××児童相談所：○○－○○○○－○○○○

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

こどもまんなか
こども家庭庁

～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

　これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としている**ポイントです。
　これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

＜こどもの様子＞

- 表情が乏しく、受け答えが少ない
- 落ち着きがなく、過度に乱暴
- 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- 保護者の顔色をうかがう
- 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- 虫歯の治療が行われていない
- 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- 連絡のない欠席を繰り返す
- なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

＜保護者、家族の様子＞

- 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

（参考）

別添２

こども家庭庁

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

― こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を ―

Ｑ１　どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね１か月に１度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、**理由を問わず７日以上欠席が続く**場合には、**躊躇なく、ただちに**市町村等に連絡してください。

Ｑ２　Ｑ１の場合以外に**こどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？**

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合**は、**躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所**へ相談してください。

→　詳しくは２枚目を参照！

Ｑ３　個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

○○市役所児童福祉課：○○－○○○○－○○○○
××児童相談所　　：○○－○○○○－○○○○

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

公立小中学校以外の学校の場合は、連絡先は子どもの居住地の市町村等になります。

公立の小中学校に送付する際は、当該市町村の児童福祉主管部局において担当課及び管轄の児童相談所の連絡先を明記の上、市町村教育委員会に周知媒体を送付してください。

気づきのポイント情報提供ツール

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例

○このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

		☑欄	様子や状況例	自由記述
妊娠・出産	妊婦等の年齢	■	18歳未満	
			18歳以上～20歳未満かつ夫（パートナー）が20歳未満	
			夫（パートナー）が20歳未満	
	婚姻状況		ひとり親	
			未婚（パートナーがいない）	
			ステップファミリー（連れ子がある再婚）	
	母子健康手帳の交付	■	未交付	
	妊婦健診の受診状況	■	初回健診が妊娠中期以降	
			定期的に妊婦健診を受けていない（里帰り、転院等の理由を除く）	
	妊娠状況	■	産みたくない。	
			産みたいが、育てる自信がない。	
			妊娠を継続することへの悩みがある。	
		■	妊娠・中絶を繰り返している。	
	胎児の状況		疾病	
			障害（疑いを含む）	
			多胎	
	出産への準備状況		妊娠の自覚がない・知識がない。	
		■	出産の準備をしていない。（妊娠36週以降）	
			出産後の育児への不安が強い。	
妊婦やパートナーの行動・態度等	心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）	
		■	自殺企図、自傷行為の既往がある。	
		■	アルコール依存（過去も含む）がある。	
		■	薬物の使用歴がある。	
			飲酒・喫煙をやめることができない。	
			身体障害がある。（身体障害者手帳の有無は問わない）	
	セルフケア	■	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。	
			妊婦の衣類等が不衛生な状態	
	虐待歴等		被虐待歴・虐待歴がある。	
		■	過去に心中の未遂がある。	
	気になる行動		同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない）	
			突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす）	
			周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
家族・家庭の状況	夫（パートナー）との関係	■	DVを受けている。	
		■	夫（パートナー）の協力が得られない。	
			夫婦の不和、対立がある。	
	出産予定児のきょうだいの状況	■	きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む）	
		■	過去にきょうだいの不審死があった。	
			きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
	社会・経済的背景	■	住所が不確定（住民票がない）、転居を繰り返している。	
		■	経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	
			夫婦ともに不安定就労・無職など	
		■	健康保険の未加入（無保険な状態）	
			医療費の未払い	
			生活保護を受給中	
			助産制度の利用（予定を含む）	
	家族の介護等	■	妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。	
	サポート等の状況	■	妊婦自身の家族に頼ることができない。（死別、遠方などの場合を除く）	
		■	周囲からの支援に対して拒否的	
			近隣や地域から孤立している家庭（言葉や習慣の違いなど）	

【その他　気になること、心配なこと】

【妊婦の気になる発言・行動】

【妊婦や家族等の強み（ストレングス）】

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

○このシートは、要支援児童等婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。

		☑欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。	
			夜驚、悪夢、不眠がある。	
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
			過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。	
			大人の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする。	
	無関心、無反応	■	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
			ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	■	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
			他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。	
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	■	担当教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
			不自然に子どもが保護者と密着している。	
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。	
			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。	
			自暴自棄な言動がある。	
	保護者への態度	■	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。	
		■	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
			保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	■	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
			季節にそぐわない服装をしている。	
			衣服が破れたり、汚れたりしている。	
		■	虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	■	食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
		■	極端な食欲不振が見られる。	
			友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登園状況等	■	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。	
		■	連絡がない欠席を繰り返す。	
	生育上の課題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。	
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。	
		■	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。	
		■	「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。	
		■	子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。	
		■	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
	きょうだいとの差別	■	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
			きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）	
			アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。	
			子育てに関する強い不安がある。	
		■	保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	■	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
			被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。	
			他児の保護者との対立が頻回にある。	
	幼稚園、保育所等との関わり	■	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。	
			欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
		■	行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の言い争いがある。	
		■	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	■	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。	
		■	理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。	
		■	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	■	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	■	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	■	知識不足、家事・育児能力の不足	
	養育に協力する人の不在	■	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。	

【その他　気になること、心配なこと】

【子どもや保護者の気になる発言・行動】

【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

		☑欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。	
			夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発言する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
			過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。	
			教員等の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする。	
	無関心、無反応	■	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
			ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	■	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
			他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。	
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	■	担当の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
			不自然に子どもが保護者と密着している。	
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。	
			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。	
			自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）	■	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	■	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。	
		■	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
			保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	■	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
			季節にそぐわない服装をしている。	
			衣服が破れたり、汚れたりしている。	
		■	虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	■	食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
		■	極端な食欲不振が見られる。	
			友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登校状況等	■	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。	
		■	きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。	
		■	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。	
	生育上の課題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。	
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。	
		■	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。	
		■	「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。	
		■	子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。	
		■	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
	きょうだいとの差別	■	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
			きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）	
			アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。	
			子育てに関する強い不安がある。	
		■	保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	■	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
			被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。	
			他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	■	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。	
			欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
		■	学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の言い争いがある。	
		■	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	■	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。	
		■	理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。	
		■	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	■	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	■	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	■	知識不足、家事・育児能力の不足	
	養育に協力する人の不在	■	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。	

【その他　気になること、心配なこと】

【子どもや保護者の気になる発言・行動】

【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】

気づきのポイント情報共有ツール(※)と活用の手引きについて

(※) こどもや家族の様子や養育の状況が心配なとき、関係機関が市区町村に対し、こどもや家族に関する気づきを情報共有するためのツール（以下「気づきツール」）

作成することとなった問題意識

● **地域での、より早期からの支援の重要性**

- 国の令和4年度調査研究（要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究）では、市区町村へのアンケートにより、関係機関からの情報共有時に判断目安としてのツールの活用状況を調査したところ、約半数の市区町村でツールが用いられていました。
- 令和6年度からは児童福祉法改正により「こども家庭センター」が創設されます。支援の必要なこどもや家庭に地域内でより早期にサービスを提供するため、**日常的な様子や状況に接している関係機関と市区町村との連携がより重要**になります。

● **ツールを「共通言語」として活用できるのでは**

- 調査研究のヒアリングでは、ツールで得た**気づきのポイントを多職種・多機関による協議の場で共有**し、支援のあり方の検討を深めていました。
- 要対協では、分野や経験の長短を超えた関係機関及び専門職が、各々の視点を持ち寄り支援のあり方を議論します。その際、ツールを**「共通言語」として活用**できる可能性があると考えました。

● **関係機関の回答負担を軽減できないか**

- ツールを活用する上での課題として、幅広い観点を残しつつ、回答者の負担感への配慮も必要です。
- 今回ご提示する**気づきツール**では、気づきのポイントとなる項目数自体は減らさず、特に重要となる項目に着目できる形にしました。

よくある誤解や実務上の課題

● **ツールの使い方・使われ方が分からない…**

- 現行のツールも今回の気づきツールもアセスメントの結論づけを目的としたものではなく、**関係機関の気づきを市区町村等と情報共有し、積極的に協議へつなげることが目的**です。
- 一時保護の必要性など緊急性の判断は、気づきツールでは実施できませんので、別途お示ししているツール（「こども虐待対応の手引き」の一時保護決定に向けてのアセスメントシート等）等をご活用ください。

● **情報共有後の対応の流れが分からない…**

- 気づきツールを通じて現場の気づきが情報共有された後、市区町村では調査や受理、あるいは要対協の個別ケース検討会議等における一連のアセスメントの過程で、より詳細な情報を収集します。
- 関係機関との情報共有によって、こどもや保護者の理解を様々な関係者と深めることができます。

● **記入欄が多くて埋められない…**

- 現行のツールも本来、全項目を埋める必要はありませんが、各欄の入力が必須だと誤解されるなど、**情報共有をする心理的ハードルが高いことが懸念**されます。
- 見直し後の気づきツールでは、**現場で比較的重視されている項目を「重点項目」と位置づけ**ました。他方で、幅広い観点が気づきとして重要になるため、項目をそのまま残しています。

ツールの活用のポイント

● **多面的な協議の「入り口」としての情報共有**

- 関係機関の情報共有は、様々な関係者とともに、こどもや家庭の理解を深める起点です。関係機関が現場で得た「こんな一面もあるんだ」との気づきを共有すると、**こどもや保護者の多面的な理解や、支援方策の協議の活性化**につながります。
- ヒアリングでも、関係機関が集まって相談するためのきっかけや導入としてツールを使用していることが、複数の市区町村から報告されています。

● **支援のあり方を検討する過程での活用**

- こどもや保護者の理解を深めるには、こどもや家庭のリスクだけでなくニーズにも目を向け、直接話を聴いたり日常的な様子を知ることが重要です。
- そのような情報があれば、市町村では本人が現状をどう捉えているか、どんな支援が必要かを判断し、丁寧なソーシャルワークがしやすくなります。

● **幅広い観点から気づいたポイントを挙げる**

- 要対協の調整機関担当者や有識者は、関係機関が共有する気づきは、特定の観点に絞り込まずに、広い視点から共有してほしいと考えています。
- こどもや保護者の状況は多様で変化も大きいため、包括的に気づきを共有できるツールが必要です。
- なお、気づきツールをそのまま活用する、地域特性に鑑み独自項目を追加・修正するなど、**ツール活用のあり方についても市区町村が関係機関と合意形成を図る**ことが期待されます。

関係機関とのネットワークづくり

● **ツールをネットワークづくりに活用する**

- 気づきツールは、一義的には個別のこどもや家庭の様子や状況を伝えるものですが、関係機関とのネットワークづくりのツールにもなりえます。
- 例えば、市区町村による関係機関向け研修の中で、早期に気づきを共有してもらう重要性を伝えたり、気づきツールの円滑な活用方法を検討したり、関係機関の懸念に市区町村が応答したりする過程を通じて、地域の相互理解が育まれ、ネットワークが広がることが期待されます。
- ツールを既に活用している地域でも、そうでない地域でも、関係機関の気づきをもとにした支援のあり方を題材として、関係者による意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。

● **ツールを人材育成に活用する**

- 自治体が要対協の個別ケースの検討等で、こどもや家庭のそれぞれの視点での見立てを関係機関と協議する経験は、アセスメントの視点を関係機関と共有するプロセスとしても意義があります。
- ヒアリング調査では、人事異動があっても円滑に業務を引き継げるようにツールを整備している市区町村や、ツールの活用により総合的なアセスメントの力量形成につながるとの意見もありました。多忙な市区町村の現場で実践的に人材育成を図る方策の1つとして気づきツールを活用することも、一考の価値があると考えられます。

気づきツールのねらい・位置づけ

ねらい

関係機関間での協議を促すことが目的

- 気づきツールは、関係機関が市区町村へ「気づき」の情報共有を行う目的のものです。アセスメントは多職種・多機関での協議により多角的に検討するものであり、気づきツールのみでアセスメントの結論づけは行われません。
- 関係機関の負担軽減と実用性に配慮し、気づきのポイントとして特に重要な項目が目立つ形にしました。市町村は共有された気づきのポイントからこどもや保護者に関する理解を深め、要対協等を通じて支援の内容を検討します。

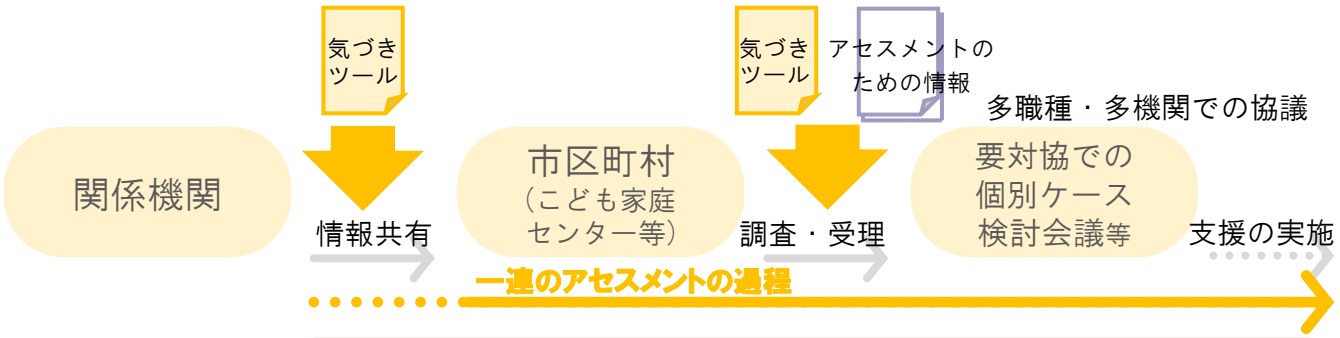

支援の必要性を捉えるための視点

- 令和6年度に創設される「こども家庭センター」では、支援者がこどもや保護者とパートナーシップを築き、支援の必要性を把握しサービスへつなぐことがこれまで以上に重視されることになります。
- 気づきツールは関係機関の気づきを共有するためのもので、リスクの検討だけでなく、こどもや保護者のニーズを議論する際も参考として活用できます。
- なお、気づきツールは一時保護などの緊急性の判断には活用いただけません。

位置づけ

気づきツール活用場面の主な想定

- 気づきツールは主に、以下の場面でご活用いただくことを想定したものです。

だれが	どんなときに	どうする
こどもや保護者に接する関係機関（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ／等）の職員（事務職員も含む）	日常的な関わりの中で、気になる様子や状況に気づいたとき	関係機関から市区町村へ情報共有を行う

- 国では関係機関が得た気づきのポイントを市町村に伝える際の目安を現行ツール(※)としてお示ししていますが、現行ツールの気づきのポイントのうち特に重要な項目を議論し、その結果を反映したものが気づきツールです。

（※）子家発0720第４号（平成30年７月20日）「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について　別表１～３

アセスメントのための情報収集は別途行われる

- 気づきツールを通じて共有された情報は、調査の初期的な情報（多面的な協議の「入り口」）として位置づけられます。
- 市区町村は一連のアセスメントの過程で、アセスメントを深めるために必要な情報（例：ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、こどもや家族の生活歴・生育歴）を収集します。こうした情報を総合的に加味し、市区町村がニーズの観点から支援のあり方を検討する際、関係機関の気づきは重要な情報となります。
- 市区町村は情報共有を踏まえてさらに電話確認等の情報収集を行い、不適切養育の有無、リスク、強み等の情報を基に適切なアセスメントを行います。

背景

現行ツールに関する課題認識

- 国の現行ツールは、関係機関が市区町村へ情報共有する際に活用される想定で作成されたものですが、判断方法や活用場面は明示していません。また、現行ツールは項目数が多いため、多忙な現場で活用しづらい、実用性に欠ける、といった指摘もありました。
- 専門職間・関係機関間・自治体間での情報共有を円滑にするため、多職種・多機関の「共通言語」としやすいツールが期待されていることが、調査研究から明らかになっています。

要対協における気づきツール活用の利点と留意事項

- 要対協等をはじめとした市区町村のソーシャルワークの一連の過程で、総合的かつ多角的にこどもや保護者の理解を深めるため、気づきツールの活用について以下のような利点や留意事項が挙げられます。

利点

- ✓ 気づきツールから得られる情報は、要対協において関係者間で多角的にこどもや保護者の理解を深める際や、多機関による情報共有・協議の活性化を図る際に有用
- ✓ 気づきツールの活用により、関係機関間での情報・状況・状態の共有とニーズ把握など、支援のあり方を検討する上での共通認識の醸成に有効
- ✓ 関係機関による気づきと、他の関係機関や市町村の気づきとのズレが把握できれば、その点をきっかけに協議が促進され、多機関・多職種でこどもや家族の理解を深められる

留意事項

- ✓ 一般的に、緊急度やリスクの確認が重点的に行われるため、ツールがリスクのチェックのみを目的としたものだと誤認されやすい
  → 支援のあり方の検討過程では、緊急度やリスクに加えニーズの観点でも考慮が必要
- ✓ 情報共有を目的としたツールなのに「アセスメントの結論づけになる」と誤認されやすい
  → ツールの活用が結果的に関係機関との協議を阻害することにならないよう、市区町村が気づきツールの目的や関係機関との協議を重視している旨を伝える

特徴

関係機関からの情報共有を促す

- こどもや保護者と関わる中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有し、必要に応じて早期に要対協で対応する等の対応をする際、気づきのポイントとして情報共有が望まれる項目を気づきツールにまとめています。
- 市区町村は関係機関からの情報共有のハードルを下げ、「このようなことがあった」といった気づきが適時に共有されるよう、気づきツールを活用したやりとりの方法について、予め認識を合わせておくことが重要です。
- 多忙な現場で、新任職員などが特定の専門性や経験に基づかなくとも、こどもや保護者の理解を関係者と共有する際の共通言語として活用されることが期待されます。

重点項目を設けてツールの実用性を高める

- 現行ツールは項目数が多く、関係機関の職員にとっては情報共有の心理的ハードルが高いと実感されているため、今回、有識者との協議を通じて特に重要と位置づけられる項目（重点項目）に色付けをしています。
- ただし、「要保護児童／要支援児童」は保護者の要因・こどもの要因・環境の要因が複合的に影響した結果として生じる状況・状態です。個別性が高いため、重点項目も参照しつつ、各現場の多職種・多機関による幅広い視点から入念な協議が望まれます。

気づきツールの概要

構成

- 気づきツールには、現場で妊婦・保護者やこどもと接する中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有する際チェックする「様子や状況例」欄や、項目へのチェックでは表現しきれない気づきを書き込む欄を設けています。
- こどもや家庭の理解が深まったり、支援の局面が変わったりすると、情報が持つ意味も変わります。その都度、チェック項目を振り返って確認します。

記入項目の概要

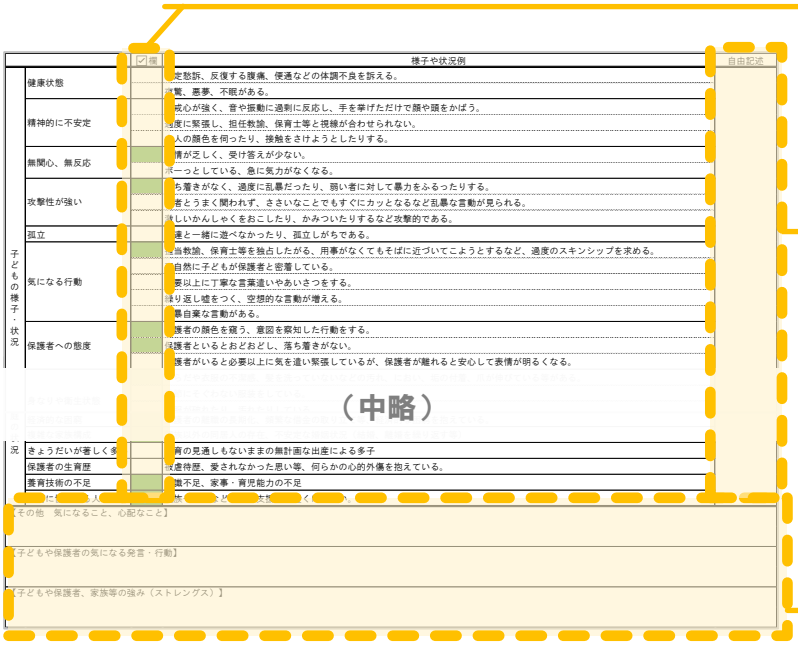

- ✓ チェック項目「様子や状況例」のうち、気づきの視点として特に重要な項目（重点項目）に緑色の網掛けを行っています。
- ✓ 重点化したチェック項目に関する着眼点や留意事項は、この手引きの次のページ以降で解説しています。
- ✓ 妊婦・保護者やこどもに関する気づきとして、重点化していない項目も重要です。

- ✓ 「様子や状況例」の各項目をチェックするだけでは表現しきれないこどもや家庭の状況について、気づきや補足したい内容があれば自由に記載します。

- ✓ 「気になること、心配なこと」欄には、チェックした項目から考えられる困難な状況や支援の必要性があれば記入します。
- ✓ 「気になる発言」欄では、妊婦・保護者やこどもの様子・状況を推察する手がかりとなる言葉を記録しておきます。
- ✓ 「強み／ストレングス」欄は、妊婦・保護者やこどもが地域で安心して暮らす際の支えとなりそうな事項を共有します。

活用のイメージ

総合的・多角的なこどもや保護者の理解

- 「様子や状況例」欄の項目を確認しつつ、こどもや保護者をみると、支援の必要性だけでなく、家庭内の問題や強みに気づくこともあります。これらは適切な支援を考える際の重要なポイントになります。
- 市区町村では総合的・多角的なこどもや家庭の理解が求められます。家族理解の端緒として気づきツールから得られる視点を踏まえつつ、アセスメントを深めるために必要な情報（例：ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、こどもや保護者の生育歴・生活歴／等）は別途、市区町村が情報収集を行います。その際、関係機関からの情報共有に関する協力が欠かせません。
- 市区町村が関係機関に対し情報共有の実践的な方法に関する研修を行ったり、情報共有を起点にこどもや保護者を支援する方策を議論することも有用です。

気づきツール活用上の留意事項

- 関係機関では、必ずしもすべての項目を埋める必要はありません。すべての欄を埋めようとして時間がかかってしまい、情報共有のハードルが上がってしまう傾向があることが報告されています。
- 関係機関にとって不明な項目があり、当該ケースに関し確認が必要な場合は、市区町村（要対協調整機関等）が聞き取り等により把握します。
- 気づきツールだけでアセスメントを完了することはありません。気づきツールは関係機関が気づきのポイントを情報共有するためのもので、アセスメントに活用される様々な種類の情報の1つと位置づけられます。

- 気づきツールで重点項目としている各項目について、具体的に何に着目するとよいか、様子や状況を確認する際の留意事項は何か、といったことを整理しました。関係機関は、これらの項目すべてを詳細に把握する必要はなく、何か気づきがあれば市区町村へ情報共有してください。

別表1 妊婦（特定妊婦）

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い（49項目）視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	妊娠期及び出産後のサポートが得られる状況・環境か
	母子健康手帳の交付	未交付	予期しない妊娠など、妊娠について複雑な思いを持っていることもあるため、なぜ未交付や未受診だったか妊婦の思いを聴く
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降	
	妊娠状況	産みたくない	迷いがある背景を多面的に確認する
		妊娠・中絶を繰り返している	おおよその妊娠週数を確認するとともに、肯定的なエピソードも含め、妊娠についての思いを聴く
	出産への準備状況	出産の準備をしていない	出産に対する考えや準備が進まない理由を、妊婦や家庭状況を踏まえて確認する
妊婦の行動・態度等	心身の状態（健康状態）	自殺企図、自傷行為の既往がある	母親の心身の健康状態は養育の要であり、理由不明の体調不良の状況や、精神的な変化の観察も重要。心身の状態を知ることで支援方針が明確化でき、課題がある場合は高いリスクが想定されるため、（詳細な既往歴ではなく）他の項目をあわせて見るなど現在の状態を把握する
		アルコール依存（過去も含む）がある	
		薬物の使用歴がある	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない	
	虐待歴等	過去に心中の未遂がある	自己開示を受け止めつつ、行動化の状態を把握する
家族・家庭の状況	夫（パートナー）との関係	DVを受けている	暴力や経済面・意思決定での支配がないか、短期間で妊娠・出産を繰り返していないか、夫（パートナー）に児童虐待と思われる経験（加害、被害）があるか
		夫（パートナー）の協力が得られない	家庭内の問題へ対応する力があるかも併せて検討する
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある（過去または現在、おそれも含む）	加害の程度や時期が分かれば、併せて市町村へ情報提供する
		過去にきょうだいの不審死があった	妊婦の思いや心身のつらさなどを確認する
	社会・経済的背景	居所が不確定、転居を繰り返している	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	各種制度も活用して、安定的な養育が継続できる生活環境が整うか
		健康保険の未加入（無保険な状態）	無保険の背景は何か、セルフネグレクトの状態になっていないか
	家族の介護等	妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている	ダブルケアやトリプルケアへの適切な支援窓口につながっているか
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない（死別、遠方などの場合を除く）	孤立育児とならないよう、知人や援助者がいないか
		周囲からの支援に対して拒否的	強い信条等により他者の助言が届かない状況となっていないか

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い（約60項目）視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない	他項目の気づきの状況も考慮して、子どもの様子が意味するところを検討する
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	子育てのしにくさを保護者がどう感じているかも把握する
	気になる行動	担当教諭、保育士、教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	虐待の可能性を察知する重要なポイントの1つ
	反社会的な行動（非行）	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	子ども自身が頼れる先や、長期的に見守る体制が構築できるか

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降（続き）

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い（約60項目）視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする	他に気になる様子や行動が見られないか子どもを観察するとともに、行動の背景となっている事項を検討する。子どもが家庭内のことを他言しないこともあるため、家族を否定するような聴き取りの仕方をせず、ゆっくり話を聴く姿勢が重要
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある	ネグレクトの可能性を考慮し、他項目（保護者の様子、家族・家庭の状況）の把握に努める
		虫歯の治療が行われていない	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる	年齢に見合う発育の状況を、身体測定の記録や成長曲線も活用して確認する
		極端な食欲不振が見られる	長期休暇明けの不自然な体重の増減等、心理的課題が表出したのだと捉えて情報収集する
	登園状況等	理由がはっきりしない／きょうだいや家族等の面倒をみるため欠席・遅刻・早退が多い	状況・行為に不自然なところがないか、いわゆるヤングケアラーとしての役割を担っていないか、子どもの意思表示としての行動ではないか、といった視点から背景要因を考慮する 子どもが話したがらないことを前提として、子どもの状況や行為を否定するような聴き取りの仕方をせず、ゆっくり話を聴く姿勢が重要
		連絡がない欠席を繰り返す	
		なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある	繰り返されるおそれがあるが、繰り返されたり「次にもっとひどい状況になったら」という待ちの姿勢ではなく、心配や気づきがあった時点で共有することが重要
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある	
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある	無関心や拒否的な発言が継続的に見られるか
		子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする	心理面の子どもの権利の著しい侵害は、重大な傷つき体験となる。愛着関係や保護者の自己肯定感の観点から、様子を定期的に確認する
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる	
	心身の状態（健康状態）	保護者自身の必要な治療行為を拒否する	治療の中断や未受診
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	繰り返されるおそれがあり、背景や具体的事実を確認する
	幼稚園、保育所、学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない	子どもの所属機関や居場所など、家族以外で子どもとの接点・窓口となる先があれば、連絡先を確認し、必要に応じて関係機関とも共有する
		行事への不参加、連絡をとることが困難である	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある	子どもに与える長期的影響も考慮し、必要なケアを提供する
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている	衛生面や安全面の判断は「この程度なら」と主観的な判断が含まれやすいため、複数の目で状況を確認する状況にすることが望ましい
		理由のわからない頻繁な転居がある	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
	サポート等の状況	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む	支援の必要性や養育の不適切性をどう認識しているかを確認する
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	ライフラインの停止等があれば、自治体へ情報提供を行う
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	家族構成が変わると家族内の力動も変わりうるため、丁寧に事実確認する
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	養育技術の不足を補うことができる環境（身近に相談できる人や助けを求められる人がいるか）や、自己決定の支援が確保できるか
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	再発防止の観点で、長期的にゆるやかなつながりを保てるか

専門家コメント

- 気づきツールの重点項目や活用の手引きは、現場や研究の知見を有する17名のメンバーによる議論を踏まえて作成しました。
- こどもや保護者への支援は多様な関係者の協働によって行われるため、議論のメンバーも、1/3が要対協調整機関の担当者、1/3が保育所・学校・児童館等の関係機関の職員や経験者、1/3が研究者、となるようバランスを考慮しました。
- ここでは、議論のメンバーの意見のうち、主立ったコメントを抜粋して掲載しています。

- 様々な支援者がこどもや保護者をサポートする中で、共通のモノサシ・共通言語を持って協議ができることはとても重要。（関係機関）
- ツールはあくまで参考情報の1つであり、必ず活用しなければならない、というものではない。一方、現場でこのようなツールを用いて確認を習慣づけることは、現場の気づく力を高めることにもつながりうる。（自治体）

- 担当者が少ない小規模自治体の体制で、ツールをどう生かすかが課題。こどもや保護者に会いに行ったほうが話が早い、ということもある。（自治体）
- 車を保有していないことや地域内で孤立することの意味は山間部と都市部で異なるように、地域によってリスクの意味・文脈は異なる。地域独自の気づきのポイントがある場合は、自治体が独自でツールへ項目を追加するとよい。（自治体）

- 見守りでの対応を目標にしていると、こどもの安心・安全ではなく、関係機関の安心感を得るために、いわゆる「見張り」へとすり替わってしまいがちである。家族がいま起きていることをどう認識しているのか、主観的なことを把握するのも重要。（研究者）
- 虐待のメガネでこどもや親を見ていると、強みが見えづらくなることがある。それゆえ、日常的な居場所となっている関係機関が用いるツールとして、強み／ストレングスの視点から得られた気づきを自治体へ共有することが重要である。（研究者）

- 国の現行ツールをみると「この欄を全部埋めなければならないのか」と負担感を感じる。一方で、項目が細かいほど着目すべきポイント・ヒントになる、というポジティブな面もあり、関係機関へ提示する記入欄の量は悩ましい。（関係機関）
- 要保護・要支援の確証がなくても、関係機関では自治体に情報共有してほしい。様々な記入欄を設けて心理的ハードルを上げるよりも、情報共有したあとで自治体が情報収集しアセスメントを行う、ということを伝えるべきではないか。（自治体）
- 重点化した項目は特に重要だが、重点化していないから重要でない、というわけではない。ツールを通じ「このケースはここが重要」というのを伝えたい。（関係機関）

- 通告を受理したときは目に見えるケガや心配に感じることがあるが、その家族のことはあまりよくわかっていない。最初は重要な情報なのに不明なこともあるため、家族と関わりながら理解を深める必要がある。その際、こどもと関わる職員にとってツールが「そんな情報があったのか、そんな視点で見るのか」という理解にも役立つとよい。（研究者）
- ケースが終結すればおしまいということではなく、地域内での生活は続いていく。こどもや家庭が強みを活かしつつ、阻害要因を補完できるような知恵を出し合うために、関係機関が継続的に協議を続けられるとよい。（自治体）

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ（令和４年１２月２７日　厚生労働省子ども家庭局長通知）（概要）

１.総論

（Ｑ＆Ａの構成）

・　本Ｑ＆Ａは、
①宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例（Ｐ２、３）
②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項（Ｐ４）
③関連する支援（Ｐ５）
等を整理。

（基本的な考え方）

・　**背景に宗教等（霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、**保護者が児童虐待の定義に該当するもの（具体的にはＰ２、３参照）を行った場合には、**児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**

・　**児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、**児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、**総合的に判断する必要がある。**また、**その際には児童の側に立って判断すべき。**

（保護者以外の者への対応）

・　**児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、幇助犯**が成立し得るため、**躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ（令和４年１２月２７日　厚生労働省子ども家庭局長通知）（概要）

身体的虐待	・宗教活動へ参加することを体罰により強制する（２－１） ・宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ（２－２） ・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※心理的虐待、ネグレクト）（２－３）
心理的虐待	・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※身体的虐待、ネグレクト）（２－３再掲） ・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※ネグレクト）（３－１） ・交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する（３－２） ・童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る（３－３） ・他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する（３－４） ・言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する（３－５） ・宗教の布教活動への参加を強制するために脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「サタン」等と称する（３－５） ・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない（※ネグレクト）（４－２） ・大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること（４－３） ・児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する（４－４）（注２） ・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※ネグレクト）（４－６） ・奉仕活動や宣教活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、児童の養育を著しく怠る（４－７） ・言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限（４－８）
性的虐待	・教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える（５－１） ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※ネグレクト）（５－２）

（注１）脅迫又は暴行を用いた場合には、強要罪に該当する可能性。また、一般の労働者と同様の勤務（受付事務等）に服し報酬を受けている者については、労働者に該当し得る。このため、警察・労働基準監督署と連携して対応する必要。

（注２）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第３条第１項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ（令和４年１２月２７日　厚生労働省子ども家庭局長通知）（概要）

ネグレクト	・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※身体的虐待、心理的虐待）（２－３再掲） ・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※心理的虐待）（３－１再掲） ・社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと（※心理的虐待）（３－２再掲） ・社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない（４－１） ・宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる（注３）（４－２再掲） ・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由として高校への就学・進学を認めない（※心理的虐待）（４－２再掲） ・医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない（４－５） ・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※心理的虐待）（４－６再掲） ・奉仕活動や宣教活動等の活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加のために養育を著しく怠る（４－７再掲） ・宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る（４－９） ・性被害等により妊娠した女児や身体的・経済的に母体の健康を著しく害するおそれのある女児の人工妊娠中絶に同意しない（４－１０） ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※性的虐待）（５－２再掲）

（注３）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第８条第１項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ（令和４年１２月２７日　厚生労働省子ども家庭局長通知）（概要）

３．虐待対応や自立支援に当たっての留意事項

・　**宗教等に関する児童虐待を受けている児童は、宗教等の教義の影響を強く受けている場合がある**ため、自らの状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。
　置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要。
　ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

・　満18歳以上の者から相談があった場合には、自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、**18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要**であり、本人の抱える課題を確認し、 法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。

・　個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきであるため、**一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もある。**

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ（令和４年１２月２７日　厚生労働省子ども家庭局長通知）（概要）

４．想定される公的な支援策・相談窓口

（相談先が分からない場合）
⇒　**法テラス「霊感商法等対応ダイヤル」**

（金銭・法的トラブルを抱えている場合）
⇒　**弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口**

（高校生等への修学支援）
⇒　**授業料支援（高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金）**

（大学等への進学支援）
⇒　**高等教育の修学支援新制度（授業料の減免措置、給付型奨学金）**

（生活困窮の場合）
⇒　**生活困窮者支援に関する相談窓口、一時生活支援事業、ハローワーク（就職支援）、地域若者サポートステーション**

（心のケアが必要な場合）
⇒　**精神保健福祉センターにおける電話相談、よりそいホットライン**

（学校における教育相談）
⇒　**スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる関係機関の仲介、２４時間子供ＳＯＳダイヤル**

子発 1227 第 1 号
令和４年 12 月 27 日

各 { 都道府県知事 / 市 町 村 長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公　印　省　略）

「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ」について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和４年 10 月６日付子発 1006 第３号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いをしてきたところです。

今般、児童相談所や市町村における相談対応に資するよう、別紙「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ」のとおり、児童虐待に該当するものとして想定される事例とともに、こうした事例に対応する場合の留意点や現時点で活用することが想定される支援制度等を整理しましたので、下記とともにお示しします。

貴殿におかれましては、これらの内容や前記の通知の趣旨を踏まえ、宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案について適切に対応いただくようお願いします。

記

１．相談対応に当たっての基本的な考え方

相談対応の過程において児童虐待防止法第２条各号に定める児童虐待への該当性を判断するに当たっては、別紙の児童虐待事案の例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断するとともに、その際には児童の側に立って判断することが必要であること。

２．別紙Ｑ＆Ａの周知等

要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用するなどして、地域の関係機関等に対し、本Ｑ＆Ａの内容について積極的な周知をお願いしたいこと。

また、本通知の内容については、文部科学省から各都道府県教育委員会等、警察庁から各都道府県警察、法務省から法務局等、消費者庁から消費生活センターに対しても周知されるほか、厚生労働省においてＳＮＳ等を活用して周知を図ることとしており、これらの関係機関や住民から宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案に係る通告等がなされた場合においては、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、適切に対応いただくようお願いしたいこと。

３．その他

現在、厚生労働省子ども家庭局において、別紙の内容について、児童相談所等の職員を対象とする研修等に活用いただけるような研修資料の作成等を検討しているところである。

また、宗教の信仰等に関し、児童に対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関について現在確認中である。

これらについては、別途、お知らせする予定であること。

以上

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ

【児童虐待の定義、児童虐待事例について】

（①基本的な考え方）

問１－１　児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

（答）

背景に宗教等（霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第２条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第 14 条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。

なお、以下問２―１から問５－２までにおいて、宗教の信仰等を背景として生じる可能性のある児童虐待事案を例示している。児童虐待防止法第２条各号に定める児童虐待への該当性を判断するに当たっては、これらの例示を機械的に当てはめるのではなく、児童の状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべきである。

問１－２　宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、唆されたりするなどして、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきか。

（答）

児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、また、これらの犯罪を指示したり、唆したりする行為については、これらの罪の共同正犯（刑法６０条）、教唆犯（６１条）、幇助犯（６２条）が成立し得る。

このため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図るなどして適切な連携を図ることが必要である。

児童相談所においては、児童の最善の利益を考慮し、児童虐待行為について告発が必要な場合には、躊躇なく警察に告発を相談するべきである。

（②身体的虐待）

問２－１　宗教活動等へ参加することについて体罰により強制するような事例については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教活動等への参加を強制することも含め、理由の如何にかかわらず、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある体罰を行うことは身体的虐待に該当する。

問２－２　教義に関する講義などの宗教的行事に参加している中で、まじめに話を聞いていなかった、居眠りをしていたなどの理由により、保護者が児童を平手で叩く、鞭で打つといったことは、児童虐待に当たるか。

（答）

理由の如何にかかわらず、児童を叩く、鞭で打つなど暴行を加えることは身体的虐待に該当する。

問２－３　礼拝、教義に関する講義などの宗教活動等へ参加させ長時間にわたり五体投地等の特定の動きや姿勢を強要する等して身動きできない状態にする行為や、深夜まで宗教活動等への参加を強制するような行為は児童虐待に当たるか。

（答）

長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する等して身動きができない状態にする行為は身体的虐待に該当する。

また、児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当する。

その他、問３―１（答）に記載する行為については心理的虐待に該当するものである。

（③心理的虐待）

問３－１　宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

（答）

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労

先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問３－２　児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）は児童虐待に当たるか。また、日常生活上常時、そうした者を批判する言動を児童に対して繰り返す行為はどうか。

（答）

児童に対し、その年齢や発達の程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、問３－１（答）に記載する脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する。

問３－３　宗教の教義等を理由とし、児童に対し、童話やアニメ、漫画、ゲームといった娯楽を一切禁止することは児童虐待に当たるか。宗教団体等が認めたもののみに限定するといった行為はどうか。

（答）

児童の監護教育に資するため娯楽等を禁止する行為については直ちに児童虐待に当たるものではないが、社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみに限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する。

問３－４　児童に対し、他者の前で宗教等を信仰している旨を宣言することを強制するような行為は、児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が宗教を信仰していないにもかかわらず信仰している旨を宣言することを強制する行為や、児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為（特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する行為を含む。）は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。

問３－５　宗教団体等が、又は宗教団体等による指示を受けた児童の保護者が、宗教の布教活動について繰り返し児童を参加させる行為は児童虐待及び児童労働に当たるか。

（答）

問３－１及び問３－２にあるような行為等を通じて児童に対して宗教の布教活動等を強いるような行為についても心理的虐待に該当する。

その上で、宗教の布教活動に参加させるために、脅迫又は暴行を用いた場合には、刑法の強要罪に該当する可能性もあるため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図る等の連携した対応が必要である。

なお、宗教上の奉仕あるいは修行であるという信念に基づいて一般の労働者と同様の勤務（受付事務等）に服し報酬を受けている者については、具体的な勤務条件を踏まえて個々の事例について実情に即して判断することとされていることから、こうした者は労働者に該当し得ることに留意する必要がある。

児童相談所においては、上記の点にも留意し、これらの事態が生じている疑いのある事案については、警察や労働基準監督署と連携して対応する必要がある。

（④ネグレクト）

問４－１　個別の法令に違反する等社会的相当性を著しく逸脱する行動を教義とし、そうした行動を信者に対して実質的に強制する宗教等に児童を入信（実態として信者として扱われている場合を含む。）させるような行為は、児童虐待に当たるか。

（答）

問３－１（答）に記載のとおり、児童に対して宗教等行為を強制することは心理的虐待に該当するほか、児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する。

なお、宗教の信仰等に関する事案においては、保護者が認識していない場合も想定されることから、そうした場合においては、問６－１（答）に記載の内容に留意しつつ、指導等を行うとともに、必要な場合には一時保護を含めて対応を検討すべきである。

問４－２　宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

大学への就学・進学に関しては、問４―３（答）のとおりである。

なお、このような事例については、児童が、児童の保護者に対する扶養請求権等を保全するため、保護者に代わって、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第８条第１項の規定による取消権等を行使できる場合がある。実際に児童が権利を行使するためには、児童が保護者に対して扶養請求をして扶養義務に係る債権を確定した上で、取消権を行使しなければならない。訴訟手続等を行う必要がある場合、本来であれば児童の親権者等である保護者が訴えを提起等するが、親権者が親権の停止を受けている場合等親権者等の法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合には、児童が各請求をするためには、裁判所から特別代理人の選任を受ける必要があると考えられる。特別代理人の選任を受けるためには、裁判所にその選任の申立てをする必要があるが、実際にその申立てをするためには、弁護士が児童のために活動することが手続の円滑に資するため、児童相談所等が対応するに当たっては、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要である。弁護士会においては、一定の要件を満たせば児童が費用を負担することなく、弁護士に委任をすることができる制度がある。

問４－３　宗教の信仰等を背景として児童が高校や大学等に進学することを認めないような事例について児童虐待に当たるか。

（答）

高等学校への就学、進学については問４―２（答）に記載するものと同様である。

また、大学に進学することを認めない行為（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続の拒否のほか、学費等の必要経費に充てる金銭を得るためのアルバイトを認めないことを含む。）について、それ自体が直ちに児童虐待に該当するものではないが、児童本人が進学を希望し、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能である（奨学金等の支援を活用する場合も含む。）にもかかわらず、宗教上の教義等を理由とし、

- 「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」など児童を脅すこと
- 「世界は破滅するので、学校に行くことは無駄である」など諦めさせようとすること
- 児童を無視する、経済的な援助を拒む等拒否的な態度を継続的に示すこと

により進学を禁止するような行為は心理的虐待に該当する。

問４－４　児童がアルバイト等により得た収入について、児童の意思に反する形で、保護者が宗教等の信仰活動等に消費（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）した場合については、児童虐待に当たるか。また、どのような支援が考えられるか。

（答）

児童の財産管理権を有することに乗じ、児童のアルバイト等により得た収入（高等学校や大学等への就学、進学に関し、児童に対して貸与もしくは支給された奨学金等を含む。）を取り上げ、児童本人の意思に反し、客観的に見て明らかに児童の現在の生活や将来につながらない目的に消費する行為は、児童からの信頼を裏切ることなどにより児童の心情を著しく傷つける行為として心理的虐待に該当する。

児童がアルバイト等により得た収入は、児童の財産であるから、児童の意思に反する形で、これを児童の現在の生活や将来につながらない目的の下で保護者が消費したような場合には、保護者の児童に対する不法行為が成立し得る。

また、保護者が宗教団体に唆されて児童の財産を無断で寄附したような場合には、宗教団体の児童に対する不法行為が成立するものとして、児童が宗教団体に対して直接損害賠償を請求し得る。

さらに、児童相談所長が管理権喪失の審判の申立（民法第 835 条、児童福祉法第 33 条の７）を行い、管理権喪失の審判を得た上で未成年後見人選任の申立（児童福祉法第 33 条の８第１項）を行い、未成年後見人が、児童の法定代理人として保護者に対して扶養請求をして扶養義務に係る債権を確定した上で、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第８条の規定に基づく取消権等を行使することも考えられる。

問４－５　信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。

（答）

理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時保護による緊急対応や児童相談所長による親権停止申立（民法第 834 条の２，児童福祉法第 33 条の７）を検討すること。

問４－６　信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問４－７　児童の養育を著しく怠る場合にはネグレクトに該当するものであるが、背景として奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）がある場合には、児童虐待に当たるか。

（答）

奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、児童の養育を著しく怠る行為は、背景に宗教団体等による勧誘等がある場合であってもネグレクトに該当する。

問４－８　児童の進学や就職のタイミングの際に、宗教の教義等を理由として、児童本人の希望や選択を顧みることなく宗教上の教義等の理由により、進路を強制することは児童虐待に当たるか。

（答）

宗教上の教義等を理由とし、「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」などの言葉を用いて児童を脅したり、児童を無視する等拒否的な態度を継続的に示したりすること、保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、児童の進学や就職を実質的に制限するような行為は心理的虐待に該当する。

問４－９　宗教団体等が所有する施設内や実施する行事等において児童に対して暴力行為や言動・態度による圧迫行為が行われているにもかかわらず、保護者がそうした行為に対して特段の手立てを講じないような場合には児童虐待に当たるか。

（答）

保護者が、宗教団体等の施設内や実施する行事等において児童が暴力行為や言動・態度による圧迫行為その他本書で児童虐待とされている行為を受けていると知りながら、児童の安全を図るための対応を怠った場合はネグレクトに該当する。

問４－１０　性被害等の自己の意思によらない形で妊娠をした女児が妊娠中絶を希望しているにもかかわらず、宗教に関する教義を理由として親権者が中絶手術に同意しないような場合には、児童虐待に該当するのか。また、こうした事例についてどのように対応すべきか。

（答）

未成年の女児に対して人工妊娠中絶を行う場合において、

① 女児本人が人工妊娠中絶を希望する意思を明確なものとしており、かつ、暴行・脅迫によって抵抗・拒絶できない間に性交され妊娠した場合又は

② 妊娠の継続や分娩が身体的又は経済的に母体の健康を著しく害するおそれがある場合

であるにもかかわらず、親権者が人工妊娠中絶に同意しないことは、理由の如何に関わらずネグレクトに当たる。

こうした場合においては、母体保護法指定医師とも連携し、必要な人工妊娠中絶を受けられるようにするため、親権停止、保全申立等の措置も含めて対応を検討すること。

（⑤性的虐待）

問５－１　宗教の教義等を学ぶための教育などと称し、児童に対し、その年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる行為や、口頭で伝える行為は児童虐待に該当するか。

（答）

児童に対し性器や性交を見せる行為や、児童に対してその年齢に見合わない性的な表現（セックス、マスターベーション、淫乱といった文言やイラスト等）を含んだ資料・映像を見せる行為や、口頭で伝える行為は、宗教の教義等を学ぶという名目であっても、性的虐待に該当する。

問５－２　宗教活動の一環と称し、宗教団体の職員その他の関係者に対して児童本人の性に関する経験等を話すことを児童に強制する行為は児童虐待に該当するか。

（答）

児童に対して自身の性に関する経験を他者に開示することを強制する行為は性的虐待に該当する。また、保護者が直接的にこうした行為をせずとも、そうした行為を児童に対して行わせる場と知りながらそれを防止するための特段の手立てを取らないことは性的虐待又はネグレクトに該当する。

【児童虐待対応や自立支援に当たっての留意事項】

問６－１　宗教に関する児童虐待事案に対応するに当たり、児童への対応や保護者への説明なども含め、特に注意しておくべき事項としてはどのようなものがあるのか。宗教等関係の事案であることについて、通告・発見時点で把握できている場合とそうでない場合とで、異なる部分はあるのか。

（答）

宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善する

ことが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

また、これらの対応を検討するに当たっては、問６―５（答）に記載する専門機関等の助言も得つつ行うことが重要である。

問６―２　児童虐待に当たる行為を行った事実はないが、宗教等の信仰に関する保護者の行為や、児童の抱える強い不安等を理由として、児童から、児童相談所に対する相談や、一定期間保護者と離れた生活を強く望むような発信があるような場合には、どのように対応すべきか。

（答）

児童本人からの相談希望に対しては、どのような理由であっても、児童相談所は児童の不安や気持ちに寄り添い丁寧に聞き取りを行う。

また、家庭からの分離を希望する場合も同様にその理由や児童が置かれている状況を確認し、一時保護を含めた対応を検討すること。

また、宗教等を背景とする場合においても、親との接触のみをもって児童の心身に危害が加えられる可能性があることに十分注意し一時保護の解除等の検討も含め、児童の安全を図った上で必要な調査を実施するように留意することが必要である。

問６－３　児童相談所に対し、満 18 歳以上の者から、親の宗教等の信仰を背景とする課題に関して相談がなされた場合にはどのように対応すべきか。

（答）

家庭からの分離を前提に自立のための支援を希望する場合、児童相談所は自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要である。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、18 歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。

問６－４　宗教の信仰等を背景として保護者から児童の心身に対して行われる行為について、一つひとつの行為による児童への影響が軽微である場合には、仮に児童の養育環境や福祉の観点から不適当であっても、児童虐待に該当する余地はないのか。

（答）

宗教の信仰等に関する事案であるか否かにかかわらず、個別事例が児童虐待に該当するか

どうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきである。このため、一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある。

問６－５　宗教等を背景とする児童虐待を経験した者に対し、想定される公的な支援策としてはどのような事業等があるのか。

（答）

宗教の信仰等を背景とする課題に関し、各種の相談支援や生活支援等については以下のとおりであり、こうした支援等を適切に利用することができるよう、児童相談所等においてサポートすることが必要である。

なお、これらの他、児童に対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関等について現在確認中であり、別途、お示しする。

【総合的対応窓口（相談先が分からない場合）】

○　法テラス「霊感商法等対応ダイヤル」

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方（こども本人を含む）を対象に、相談窓口情報を案内するフリーダイヤルを開設している。

経済的にお困りで法的トラブルを抱えた方は、法テラスによる無料法律相談や弁護士費用等の立替えを利用できることがある。

（電話番号：０１２０―００５９３１（フリーダイヤル））

（メール問合せ）

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/reikandaiyarumail.html

【金銭・法的トラブルを抱えている方への支援】

○弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口

家庭内トラブルや児童虐待などこどもに関する問題について、多くの地域の弁護士会が電話や面接で無料の法律相談を行っている。保護者の協力なくこども本人が相談できるほか、児童相談所等からの相談も受け付けている相談窓口もあり、相談方法などの詳細は以下参照。

※相談窓口一覧

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/child.html

【高校生等への修学支援】

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができる。

授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される(学校が代理

受領する）仕組みとなっている。
　また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還不要）を受けることができる。
（制度詳細等に関する相談等の窓口）
　① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合
　・公立高校等
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm
　・私立高校等
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm
　・国立高校等
　　文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
　　高校修学第一係（電話番号：０３－５２５３－４１１１【内線３５７７】）
　② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合
　　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm
※　上記のほか、都道府県において、貸与型奨学金や都道府県独自の通学費等の支援が存在する場合もあるため、各都道府県に相談すること。

【大学等への進学支援】
〇高等教育の修学支援新制度
　大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、授業料等の減免措置と給付型奨学金を支給
（より幅広い世帯収入の方を対象に奨学金をお貸しする制度もあります。）
※支援内容や手続きなどの相談窓口
　〇各大学 ·専門学校等の学生課や奨学金窓口
　〇日本学生支援機構　奨学金相談センター
　　電話：０５７０－６６６－３０１

【生活困窮している方への支援】
　生活困窮者支援に関する相談窓口（※１）を全国の福祉事務所設置自治体に設置し、支援員が電話や面談等により相談支援を行っているほか、資産・収入が少なく、住まいにお困りの方への一時生活支援事業（一時的な宿泊場所や食事の提供等を行いながら、就労等による自立を支援）を実施している。
　また、ハローワーク（※２）において、一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施しているほか、就労にあたって不安や困難を抱えている若者等（15 歳～49 歳の無業の方）を対象とした地域若者サポートステーション（通称サポステ）（※３）において、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援などを行っている。
（※１）自立相談支援機関　相談窓口

https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf

（※２）全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

（※３）全国のサポステ

https://saposute-net.mhlw.go.jp/station.html

【心のケアが必要な方への支援】

各都道府県等に設置されている精神保健福祉センター（※）において電話相談を実施している。

また、社会的な繋がりが希薄な方などの相談先として、２４時間３６５日無料の電話相談として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）（※※）を実施しており、電話相談に加え、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

（※）精神保健福祉センターの連絡先

https://www.zmhwc.jp/centerlist.html

（※※）よりそいホットライン：

０１２０－２７９－３３８（岩手県・宮城県・福島県以外にお住まいの方）

０１２０－２７９－２２６（上記３県にお住まいの方）

【学校における教育相談】

宗教に関する悩みや不安を含め、学校において、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者に対する心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる必要な機関への仲介を実施。

また、通話料無料の２４時間子供 SOS ダイヤル（※）によって、電話で相談する児童生徒への支援を行っている。

（※）２４時間子供 SOS ダイヤル：

０１２０―０－７８３１０

【その他】

問７―1　普通養子縁組や特別養子縁組で養子となった児童に対し、養親から、宗教等の信仰等を背景とした虐待行為がある場合や、児童に対して宗教の信仰を促すような行為が認められる場合にはどのように対応すべきか。

（答）

普通養子縁組や特別養子縁組で養子となった児童に対し、養親から宗教等の信仰等を背景とした虐待行為や、宗教の信仰を促すような行為があった場合の対応は、実子に対してそのような行為があった場合と何ら変わりないため、問１－１から問６－４と同様に対応する必要がある。

問７－２　児童福祉法に基づく措置として児童の養育の委託を受けた里親等について、宗教等の信仰等を背景とした虐待行為がある場合や、児童に対して宗教の信仰を促すような行為が認められる場合にはどのように対応すべきか。

（答）

社会的養護の担い手である里親やファミリーホーム、児童養護施設等は、委託又は措置されている児童の養育にあたっては、社会的養護が児童を公的責任で社会的に保護養育するものであることから、児童の内心の自由や自主性を尊重し、児童が安全で安心して生活できる環境を確保することが重要である。問６－１にあるとおり、養育者からの宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合、児童自らは置かれている状況を問題と認識し訴えることが難しい場合があることに十分留意する必要がある。里親やファミリーホームに委託されていたり、児童養護施設等に措置されている児童に対しても、宗教等を背景として問１―1から問６－４において虐待に当たるとされている行為が認められる場合は、被措置児童等虐待として、児童福祉法第 33 条の 10 から第 33 条の 16 までの規定に則り、適切な対応を講ずる必要がある。

宗教を背景としたものも含む被措置児童等虐待の発生を未然に防止するため、児童相談所や里親支援機関は、児童が里親やファミリーホームに委託又は児童養護施設等に措置された後も、定期的な相談支援や訪問支援、児童からの状況聴取等により、児童への不適切な養育の兆候等をできるだけ早く把握し、必要に応じて、里親やファミリーホーム、児童養護施設等への指導や助言等を含む対応を早期にとるように留意する。

また、児童相談所や里親支援機関は、委託又は措置されている児童に対して、面談の機会等を通じて、宗教等を背景としたものも含め、委託又は措置中に悩むことや辛いこと、権利侵害等があれば積極的に相談してほしい旨を日頃から伝達するとともに、相談しやすい関係をつくるよう努める必要がある。

子発 0331 第 10 号
令和５年３月 31 日

各 { 都道府県知事 / 指定都市市長 / 児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公　印　省　略）

宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和４年 10 月６日付子発 1006 第３号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するＱ＆Ａ」について」（令和４年 12 月 27 日付子発 1227 第１号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Ｑ＆Ａ」という。）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いをしてきたところです。

また、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年3月９日付雇児総発 0309 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「平成 24 年通知」という。別添1。）により、その考え方や必要な手続きを整理してお示ししているところです。

昨今、一部の宗教に関し、当該宗教を信仰する保護者において、その監護する児童について、医師が輸血等の医療行為を必要と判断しているにもかかわらず、教義を理由として当該医療行為の実施に同意をしない事例があるとの指摘がありますが、医師が児童に必要と判断する輸血等の医療を保護者が受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等の携帯を強制することを含む。）は、Ｑ＆Ａ（問４―５）においてお示しするように、ネグレクトや心理的虐待に該当するものです。

特に輸血については、大量出血に伴って生命に危険が生じる場合に行われることが想定さ

れることは明らかであり、こうした処置が児童に対して適時実施されないことは重大な児童虐待事案に該当し得るものです。こうしたことを踏まえ、宗教の信仰等を背景とする場合も含め、児童に対し医師が必要と判断する医療行為の実施に保護者が同意せず、児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認める場合等には、一刻を争う状況であることを十分にご認識頂き、児童の生命・身体の安全確保を最優先に、児童相談所長は可及的速やかに一時保護をした上で児童福祉法第 33 条の２第４項に基づく医療行為への同意等の対応をお願いします。

また、医療現場における輸血拒否に関する対応の基本的な考え方は、既に関係医学会等において別添２の文書のとおり整理されていることから、当該文書及び平成 24 年通知等も踏まえて、平時から貴管下の児童相談所内における研修等を通じて医療機関との連携体制を強化するなど、医療ネグレクト事案への対応について確認しておくようお願いします。また、事案発生時においては医療機関との円滑かつ迅速な連絡調整により、児童の生命・身体の安全を確保する対応を徹底していただきますよう、お願いします。

なお、本通知については、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国医学部長病院長会議、日本医学会連合、日本救急医学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本循環器学会、日本内科学会、日本麻酔科学会及び日本輸血・細胞治療学会の協力を得て、全国の医療機関等にも周知をすることとしています。

（添付資料）

- 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について（平成 24 年3月９日付雇児総発 0309 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）（別添1）

- 宗教的輸血拒否に関するガイドライン（平成 20 年 2 月 28 日宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告）（別添２）

別添１

雇児総発 0309 第２号
平成２４年３月９日

各 都道府県
指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、本年４月１日に施行される「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、対応方法に変更が生じることから、下記のとおり改正法施行後における考え方や必要な手続等を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管内の児童相談所並びに市町村及び関係団体等に周知を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年３月 31 日雇児総発第 0331004 号本職通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」は廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

１ 本通知の対象となる事例

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない場合が対象となる。

なお、児童に必要とされる精神科医療を受けさせないことにより、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例についても対象に含まれる。

２ 児童相談所長及び施設長等の監護措置

児童相談所長は、一時保護中の児童について、親権を行う者又は未成年後見

人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護に関しその児童の福祉のため必要な措置をとることができる(児童福祉法第 33 条の２第２項)。

また、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権者等のあるものであってもこれらの措置をとることができる（同法第 47 条第３項）。

児童相談所長又は施設長等（以下「児童相談所長等」という。）は、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせない事案の場合も含め、これらの規定に基づく監護措置として児童に必要とされる医療を受けさせることができる。

しかしながら、児童に重大な影響がある医療行為を行うに当たり、上記の監護措置の権限においても、親権者等の同意がない場合や親権者等が反対しているため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合がある。このような場合には、事例に応じ、３に掲げる各措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる。

３　対応方法

(1) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置

改正法により、新たに親権停止制度が設けられ、「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に家庭裁判所が２年以内の期間を定め、親権を停止することができることとなった（民法第 834 条の２）。

また、親権喪失の原因がある場合でも、２年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権喪失の審判をすることができないとされた（同法第 834 条ただし書）。

このため、従来、親権喪失制度により対応していた医療ネグレクトの事案には、原則として親権停止の審判により対応することとなる。具体的には、児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

なお、当該医療ネグレクト以外にも児童への虐待行為が認められるなど、親権喪失の原因が２年以内に消滅する見込みのない場合には、当初から親権喪失審判を請求することもできるが、要件がより厳格となることに留意されたい。

一方、親権停止の要件は、従来の親権喪失とは異なることから、これまで親権喪失の要件を満たさなかった事案についても、家庭裁判所の判断により親権停止の対象となり得るため、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせない場合には、必要に応じ親権停止審判の請求を検討されたい。

また、同意入所等（施設入所等の措置であって、児童福祉法第 28 条の規定によるものを除く。）による措置児童について親権停止審判を請求する場合に、親権者が入所等への同意を撤回したときには、児童相談所長は、当該措置の解除及び一時保護をした上で対応することとなる。

(2) (1)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置

児童相談所長が親権停止の審判を請求した場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し、更に必要に応じて職務代行者を選任する審判前の保全処分を申し立てることができる（家事審判規則第 74 条）。家庭裁判所は、申立てにより、子の利益のため必要があるときは、親権者の職務の執行を停止し、また必要に応じて、その職務代行者を選任する。

職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

(3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときに親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

改正法により、児童相談所長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第 33 条の２第４項、同法第 47 条第５項）。

よって、生命・身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による医療行為への同意を得られない場合（緊急に親権者等の意向を把握できない場合を含む。）には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

4　方法の選択

(1) 選択順位

いずれの対応方法を選択するかは、医療行為を行う緊急性の程度により判断することが原則となる。具体的には、医療行為が行われなかった場合の生命・身体への影響の重大性を前提として、医療の観点からの時間的な緊急性のみならず、各手続に要する日数等の時間的余裕などの諸事情も考慮に入れ、時間的な観点から緊急の程度を個別事案ごとに判断する必要がある。

その結果、緊急性が極めて高く、親権停止審判及び保全処分の手続では時間的に間に合わないと判断される場合には、３(3)の措置をとる。他方、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられるため対応が急がれるものの

親権停止審判及び保全処分の手続によっても時間的に間に合う場合には３(1)及び３(2)の措置をとる。保全処分によらず、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には３(1)のみの措置をとる。

ただし、３(1)及び３(2)の措置や３(1)のみの措置をとった場合であっても、保全処分の決定又は親権停止審判の確定がなされる前に、児童の状態が急変するなどにより生命・身体の安全確保のために緊急に医療行為が必要になったときにはためらうことなく３(3)の措置により対応する。

また、３(3)の措置をとった上で引き続き継続的に医療行為が必要な場合にも３(1)及び３(2)の措置をとる。

(2) 選択上の留意事項

これらの判断に当たっては、客観性を担保する観点から、時間的な余裕があれば可能な限り都道府県児童福祉審議会の意見や主治医以外の医師の意見の聴取等を行うことが望ましいが、対応に遅れが生じないよう留意する必要がある。

また、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事案を家庭裁判所に請求するに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議するとともに、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判請求等を行うことが必要である。

なお、親権停止審判又は保全処分の手続に要する日数は、事案により異なることから、一概にはいえないが、上記の日頃からの家庭裁判所との協議の中で一般的に手続に要する期間についての情報を得ておくことが考えられる。

上記の手続の選択に当たっては、児童相談所において個別の事案の実情を十分に考慮し、児童の生命・身体の安全確保を第一に考え、適切に対応されたい。

(3) 精神保健福祉法との関係

精神疾患の対象事例について、精神科病院への入院を要する場合には、任意入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 22 条の３）によることが考えられるが、これによることができない場合には、医療保護入院（精神保健福祉法第 33 条）によることが考えられる。

医療保護入院を行う場合には、親権者等の同意が要件とされていることから３(3)の措置によることはできないため、緊急性が高い場合には３(1)及び３(2)の措置により対応し、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には３(1)のみの措置をとることとなる。

ただし、当該児童に自傷他害のおそれがある場合には、任意入院や医療保護入院ではなく、措置入院（同法第 29 条）により対応する。措置入院の解除

後も引き続き入院が必要な場合には、改めて入院形態ごとに必要な手続をとる。

5　対応別の具体的手続等

(1) 親権停止審判による場合

ア　請求手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について親権停止審判を請求する場合の留意事項は次のとおりである。親権停止審判の請求に係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ｱ) 申立書の留意事項

申立書には、申立ての実情として疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響を及ぼすに至っている具体的な実情を記載して、親権者本人の親権の行使が困難又は不適当であり、児童の利益を害することを明らかにする。

(ｲ) 添付書類の留意事項

医師の意見書（別紙様式例参照）のほか、疾患や治療方法などの内容を明確にするために医学書等の写し等を添付する必要がある。申立て先の家庭裁判所から指示があった場合には適切に対応する。

イ　審判確定後の対応

親権停止期間中は当該児童には親権者がいないこととなることから、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人がその権限において医療行為に同意することにより対応することが原則である。ただし、親権停止後、未成年後見人があるに至るまでの間に必要な場合は、当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ｱ) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第１項）

(ｲ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第２項）

(ｳ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の２第１項）

(ｴ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の８第２項）

(2) 親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分による場合

ア　申立手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について保全処分を申し立てる場合の留意事項は次のとおりである。保全処分の申立てに係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ｱ) 申立書の留意事項

a　本案認容の蓋然性

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には本案と同様である。

b　保全の必要性

児童に医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

(ｲ) 添付書類の留意事項

添付資料については、親権停止の審判の申立ての場合と同様である。

なお、本案認容の蓋然性及び保全の必要性については疎明（一応確からしいと認められること）することが求められる。

イ　処分決定後の対応

保全処分の決定により職務代行者が選任されたときには職務代行者が、また、職務代行者の選任がないときには当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ｱ) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長(児童福祉法第 47 条第１項)

(ｲ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第２項）

(ｳ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の２第１項）

(ｴ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の８第２項）

(3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときの児童相談所長等の措置による場合

ア　一時保護中における児童相談所長の同意

一時保護中の児童については、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

医療機関からの通告により医療ネグレクトを認知した場合など、一時保護又は施設入所等の措置がとられていない児童については、一時保護（一時保護委託）した上で、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

その際、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があるにもかかわらず、親権者等が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、医師の意見書（別記様式例参照）や医学書の写し等、当該児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための資料を記録に添付する。

また、児童相談所長は、当該措置により対応した旨を事後に都道府県児童福祉審議会に報告することが望ましい。

イ　入所中又は委託中における施設長等の同意

施設入所等の措置がとられている児童については、当該児童を監護する施設長等が必要な医療行為に同意する。

この場合、児童の生命・身体の安全を最優先に考え、速やかに施設長等が医療行為に同意する必要があるが、緊急性の程度によっては、親権停止審判や保全処分による対応を検討する必要がある。このため、施設等において児童の生命・身体の安全確保のため緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、施設長等から児童相談所に速やかに連絡することとし、連携して緊急性の判断や対応方法の検討を行うことが望ましい。

また、一時保護の場合と同様、施設長等の同意により医療行為が行われた経緯についての記録等を行う。

なお、施設長等は、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めて行った内容について､速やかに児童福祉法第 27 条第１項第３号等の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない（児童福祉法第 47 条第５項後段）ことに留意されたい。報告の方法等については児童相談所運営指針を参照されたい。

6　医療行為が実施された後の対応

必要な医療行為が実施された後は、児童の福祉の観点から親権又は職務執行を停止された者が再び親権を行使することに支障がないと判断される場合や、一時保護を継続する必要がないと判断される場合には、児童相談所長は、親権停止等の審判の確定後であれば、その取消しを申し立て、本案である親権停止等の審判が係属中であれば、その申立ての取下げや一時保護の解除を行うなど、実施後の状況を踏まえ適切に対応する。

具体的には、医療ネグレクト以外の養育上の問題が見られるかどうか、退院後にも医療行為を継続する必要があるか、その必要がある場合に当該医療行為について親権又は職務執行を停止された者等が同意するかどうかなどについて個別事情に照らして判断する必要があるため、申立ての取下げ等の可否とともに、退院後の処遇や支援方針について、医療機関と協議して決定する。

（別紙）

医師の意見書様式例

意見書

患者氏名	
年齢・性別	年　月　日生（　歳　か月）　男・女
疾患名（注１）	
現在の問題点（注２）	
今回必要な医療行為の内容及び根拠（注３）	
予測される効果と今後必要な医療行為（注４）	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度（実施すべき時期）（注５）	
当該行為に伴う合併症等の危険性（注６）	
親権者等に対する説明の実施状況（注７）	
その他特記事項	

記載日：　年　月　日

医療機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿　主治医名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿

（注１）日本語で記載、略語は不可。
（注２）箇条書き等簡潔に記載すること。
（注３）手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。
（注４）当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。
（注５）当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。
（注６）当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。
（注７）親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。

※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。

（記載例）

医師の意見書様式例

意見書

患者氏名	○○　○○
年齢・性別	○年　○月　○日生（　0歳　4か月）　[男]・女
疾患名（注１）	ファロー四徴症、肺動脈閉鎖、22番染色体部分欠失
現在の問題点（注２）	・チアノーゼ、哺乳困難、体重増加不良を認める。 ・日齢０よりNICUにて管理し、長期入院中。 ・肺動脈血流は、薬剤（プロスタグランディン製剤の持続点滴）で拡張した動脈管で保持されている。薬剤がなければ動脈管は自然閉鎖する可能性が高い。
今回必要な医療行為の内容及び根拠（注３）	・薬剤により確保している肺動脈血流を、短絡手術（鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術）で確保することが必要。 ・上記の手術は、肺動脈閉鎖に対して、我が国においても○○年代頃より開始され、今日では外科治療の基本手技の一つとして定着している（参考文献参照）。
予測される効果と今後必要な医療行為（注４）	・肺動脈血流の増加によるチアノーゼの改善、プロスタグランディン製剤の持続点滴からの離脱、肺動脈の発育が期待される。 ・短絡手術後は、抗凝固療法（内服治療）が必要になる。これは、中断せず、継続することが必要であり、定期検査と薬用量調整を要する。 ・将来的には根治手術が必要である。
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度（実施すべき時期）（注５）	・動脈管は無治療では閉鎖する。薬剤の効果は日齢にしたがい減弱し、薬剤の増量は無呼吸発作などの合併症の危険が増加し、手術なしに長期生存は見込めない。 ・動脈管による肺血流量のみでは、根治手術に向けた肺動脈の発育は期待できないため、○週間以内に鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術が必要である。
当該行為に伴う合併症等の危険性（注６）	・手術死亡の危険率は１％未満。（過去10年間で当施設での手術死亡例は認めない。） ・手術合併症の危険率は５％未満（創部感染、短絡血管閉塞、心不全など）
親権者等に対する説明の実施状況（注７）	実父母に対し、入院時（○年○月○日）に、薬物治療などを含めたNICU管理についての説明には同意を得た。その後は面会も少なく、手術治療についての面談には拒絶的である。
その他特記事項	

記載日：　○年　○月　○日

医療機関名：　○○　○○　　主治医名（自筆）：　○○　○○

（注１）日本語で記載、略語は不可。
（注２）箇条書き等簡潔に記載すること。
（注３）手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。
（注４）当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。
（注５）当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。
（注６）当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。
（注７）親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。

※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ

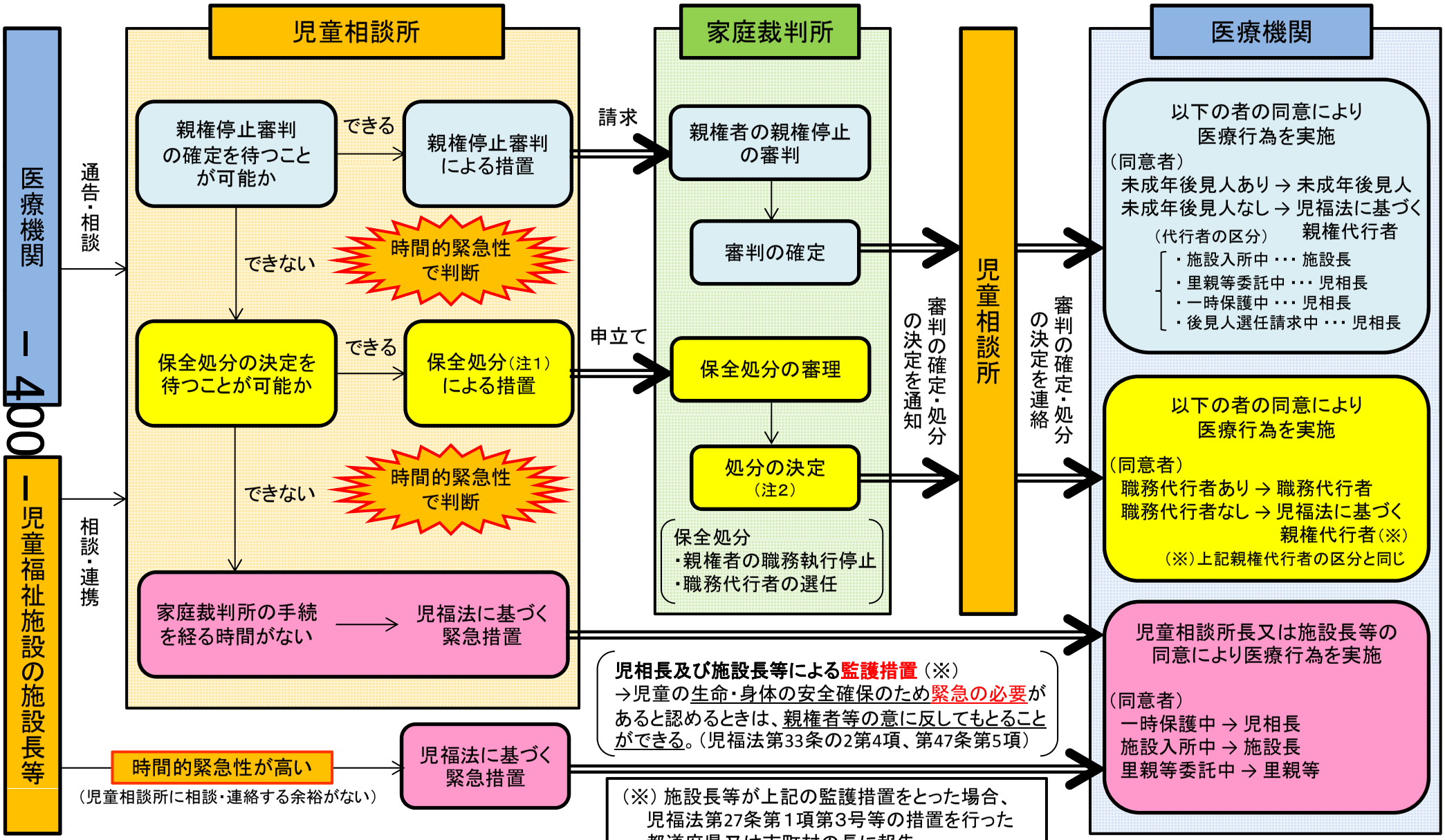

（注1）親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として行う。
（注2）職務代行者の選任は職務執行停止に加えて必要がある場合に行う。職務代行者の資格に特に定めはなく、弁護士、児相長、医師等が選任されている例がある。

別添２

2008 年 2 月 28 日

宗教的輸血拒否に関するガイドライン

宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告

1．輸血実施に関する基本方針

輸血治療が必要となる可能性がある患者について、18 歳以上、15 歳以上 18 歳未満、15 歳未満の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理した（図 1 参照)。年齢区切りについては、18 歳は、児童福祉法第４条の「児童」の定義、15 歳は、民法第 797 条の代諾養子、民法第 961 条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

1)当事者が 18 歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合（なお、医療に関する判断能力は主治医を含めた複数の医師によって評価する）

(1) 医療側が無輸血治療を最後まで貫く場合

当事者は、医療側に本人署名の「免責証明書」（注１）を提出する。

(2) 医療側は無輸血治療が難しいと判断した場合

医療側は、当事者に早めに転院を勧告する。

2)当事者が 18 歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

(1) 当事者が 15 歳以上で医療に関する判断能力がある場合

① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合

当事者は輸血同意書を提出する。

② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合

医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。親権者から輸血同意書を提出してもらう。

③ 親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合

18 歳以上に準ずる。

(2) 親権者が拒否するが、当事者が 15 歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

①親権者の双方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

②親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

2． 輸血同意書・免責証明書のフローチャート

当事者と親権者が輸血同意、拒否の場合に医療側が行うべき手順のフローチャートを図１に示す。

また、輸血拒否と免責に関する証明書の例を（様式 1）に示す。

3．輸血療法とインフォームド・コンセント

厚生労働省は平成 17 年 9 月、「輸血療法の実施に関する指針」（改定版）及び「血液製剤の使用指針」（改定版）を通知し（平成 17 年 9 月 6 日付、薬食発第 0906002 号、医薬食品局長通知）、その中で医療関係者の責務として次のような内容を盛り込んだ。血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その了解（インフォームド・コンセント）を得るように努めなければならないことを記し、さらに輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衡量し、適応を決めることとした。輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図ることを明記している。さらに、説明と同意（インフォームド・コンセント）のところには、患者および/またはその家族が理解できる言葉で、輸血療法にかかわる以下の項目、すなわち

(1) 輸血療法の必要性
(2) 使用する血液製剤の種類と使用量
(3) 輸血に伴うリスク
(4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
(5) 自己血輸血の選択肢
(6) 感染症検査と検体保管
(7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
(8) その他、輸血療法の注意点

を十分説明し、同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく（電子カルテにおいては適切に記録を保管する）。輸血の同意が得られない場合、基本的に輸血をしてはならない。

4．医療側がなすべき課題

ガイドラインでは、今までの裁判例を踏まえて、輸血を含む治療を行わなければ生命の危険がある場合など特殊な状況では、親の同意が得られなくても、輸血を可能とする道を示した。ガイドラインの運用にあたっては、各医療施設は本ガイドラインの趣旨を尊重しつつ、充分に討議を行い、倫理委員会などで承認を得た上で、その施設に見合う形で運用することも可能である。さらに、患者の医療に関する判断能力の有無を判定する、主治医を含めた複数の医師による委員会などの整備、具体的な手順などについてコンセンサスを得て定めておくことが望まれる。

宗教的輸血拒否に関するガイドラインの解説

日本輸血学会（現 日本輸血・細胞治療学会）は 1998 年、「輸血におけるインフォームドコンセントに関する報告書」（日本輸血学会誌 44 (3)：444-457,1998）を公表し、その中の宗教上の理由による輸血拒否に関しては医療の自己決定権に基づき「輸血拒否と免責証明」の提出や転医を勧奨することを記していた。後述する裁判例を踏まえ、患者が成人の場合には、輸血拒否を個人の人格権として捉える考え方が明瞭になってきたが、患者が 18 歳未満の場合の対応については、各病院の判断に委ねられてきた。

しかし、最近に至り、人命にかかわる緊急性の高い手術のケースについて、児童相談所長からの親権喪失宣告申立を本案とする親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立を認容する審判前の仮処分（家事審判法 15 条の 3・家事審判規則 74 条）が、各地の家庭裁判所で相次いで出されている。親権への介入は裁判所の手続によらなければならず、一般にその手続には時間がかかるが、親権者の同意を得られない児童への手術への対応に窮する病院に対して、司法が理解を示した結果、審判前の仮処分が促されたといえる。また、2007 年 5 月 25 日に成立した改正児童虐待防止法の議論では、子ども（注２）を保護・監督する「監護権」のみを一時的に停止できる規定により、親の同意なしでの治療を可能にすることも検討された。これは今回の改正法には含まれなかったものの、付則に「親権の一時停止」として盛り込まれ、将来の法改正に向けた検討課題となっている。

こうした議論の高まりには、医療ネグレクト概念の定着がある。医療ネグレクトとは、医療水準や社会通念に照らして、その子どもにとって必要かつ適切な医療を受けさせない行為を指し、親が子どもを病院に連れて行かない場合だけでなく、病院には連れて行くものの治療に同意しない場合も含んでいる。そのため、親が自己の宗教的信条によって小児に対する輸血治療を拒否し、その生命を危険にさらすことは一種の児童虐待であると考える立場もみられる（出典：日本弁護士連合会子どもの権利委員会　編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」(2001)）。しかしながら、子どもの年齢や精神的な成長によっては、子ども自身も親の宗教的信条を自己に内面化し、自己の信仰として輸血拒否の意識を成熟させている可能性も否定できないことから、すべての輸血拒否を一概に児童虐待であると断じることもまた困難である。

以上のような近時の動向を踏まえ、本ガイドラインでは、患者が未成年者の場合の対応について慎重に検討し、基本的には患者自身の自己決定権（輸血拒否権）を尊重しつつも、満 15 歳未満の小児（医療の判断能力を欠く人）については、特別な配慮を払いながら、輸血療法を含む最善の治療を提供できるようにすることを提唱する。一方、20 歳以上の成人で、判断能力を欠く場合については、一般的な倫理的、医学的、法律的対応が確立していない現段階では法律や世論の動向を見据えて将来の課題とせざるを得ない。

1．宗教的輸血拒否者の主張と心理特性への配慮

宗教的輸血拒否者は、その信仰に基づいて生命の維持よりも、輸血をしないことに優越的な価値を認めて絶対的な無輸血の態度をとる。しかし、当然、輸血の代替療法は受け入れるし、むしろ積極的にこれを求める。この点からも医療側としては、どのような代替療法の可能性、および無輸血で手術を行える当該施設における大まかな見込みを患者に説明しておくべきであろう。

教団への入信を自ら選択した、いわゆる一世信者と、幼少時に親を信者として持つことで、当該教団

の教理や組織の影響を大きく受けた、いわゆる二世信者とでは、その心理的な特性が異なることにも配慮しなければならない。二世信者は、親のしつけと重複する形で親の信仰を受け継いでおり、一世信者よりも信仰に背く恐怖や罪悪感、正しい信者になれなかったことによる自己否定感が強いという指摘がある。したがって、特に親権者の養育下にある年齢の子どもにとっては、自らが輸血治療を選択したことや、自らの意思に反して輸血治療がなされたことによって、今後の信仰上、あるいは家族関係において、何らかの心理的影響を残しうる可能性を考慮しなければならない。また、その意思に反して子どもに輸血治療がなされた親に対しては、治療前と変わらぬ養育責任を果たすように環境を確保するように、医療側が促していく責任があり、必要に応じて教団の理解や支援も得られるようにすべきである。さらに、輸血を受けた当事者が、信仰や親の意思に反して輸血を受けたという理由によって深い自責の念に苦しむことがないように、入院中から退院後まで継続的に児童/思春期心理などの専門家などによるカウンセリングを実施する。なお、親権停止により輸血実施した場合、その後速やかに一時的な親権停止を解除し、親権者が輸血治療後の子どもを温かく受け入れることができるように継続的に支援する。

2.裁判例

宗教上またはその他の理由で、患者または親権者が輸血拒否をした場合、あるいは治療拒絶をした場合の裁判例を示す。これらは、輸血拒否権および医療ネグレクトを理解するには大変貴重な判例であると思われる。

裁判例１例目：昭和 59 年、30 歳代男性、骨肉腫手術のため、A 医大病院に入院。本人が宗教上の理由で、輸血せずに手術を受けることを希望した。両親としては病院に対して息子（患者）の手術およびそれに必要な輸血、その他の医療行為を委任することができるという趣旨の仮処分を申請した。大分地裁は、理解、判断能力を含めて正常な精神能力を有する成人の男子であり、輸血拒否行為が権利侵害として違法性をおびるものと断じることはできないと判断し、この仮処分申請を却下した（注３）（昭和 60.12.2)。

裁判例２例目：昭和 60 年、10 歳男児、交通事故、両親が子どもの輸血拒否し、輸血せず B 医大病院にて死亡。刑事事件としては略式命令であったが、結局、運転手のみが業務上過失致死罪で起訴され、罰金 15 万円の有罪となった（注４）（川崎簡略式　昭和 63.8.20)。

裁判例３例目：平成 4 年、63 歳女性、C 大学病院で肝臓の腫瘍摘出術を行った。本人の意思に反して輸血し、損害賠償を求め、最高裁は輸血拒否を人格権として認めた（注５）（平成 12.2.29)。

裁判例４例目：すでに胎児の時期から脳の異常を指摘され出生した子（平成 17 年生）について、これを放置すれば重度の精神運動発達遅滞を負うかまたは死亡する可能性が極めて高いことから、医師が手術の必要性を説明したが、父母（親権者）が自らの信仰する宗教上の考えから手術に同意しなかったため、病院側が児童相談所に虐待通告を行い、それを受けた児童相談所長が家庭裁判所に対し、本案として親権喪失審判を申し立て、その本案審判事件の審判確定まで父母の親権者としての職務執行を停止し、患者の疾患を専門とする元大学医学部教授の某医師をその間の職務代行者として選任する審判前の保全処分を申し立てた。大阪家庭裁判所岸和田支部は、平成 17 年 2 月 15 日の審判（家庭裁判月報 59 巻 4 号 135 頁）においてこの申立を認容し、その理由として、父母が「未成年者の手術に同意しないことは、たとえこれが宗教的信念ないしは確信に基づくものであっても、未成年者の健全な発達を妨げ、あるいは生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、未成年者の福祉および利益の根幹をなす、生命及び健全な発達を害する結果になるものといわざるを得」ず、「本案審判事件の結果を待っていたのでは、その生命の危険ないしは重篤な障害を生じさせる危険があり、これを回避す

るためには可及的早期に手術を含む適切な治療を行う必要性があることから、未成年者の福祉及び利益のためには、本案審判が効力を生じるまでの間、事件本人（父母）の親権者としての職務執行を停止する必要がある」と述べた。また、代行者については、某医師が、当該疾患に精通し、患者の病状、手術への適応、手術の危険性等の諸条件を子細かつ慎重に検討した上で、「最も適切な医療処置を選択する能力がある」と認められるとした（注６）。

裁判例５例目：重篤な心臓障害を有する乳児（平成 18 年生）につき、緊急の手術の必要性があるにもかかわらず、その説明を受けた父母（親権者）が自らの信仰する宗教上の考えから手術に同意しなかったため、児童相談所長が家庭裁判所に対し、本案として親権喪失審判を申し立て、その本案審判事件の審判確定まで父母の親権者としての職務執行を停止し、某弁護士をその間の職務代行者として選任する審判前の保全処分を申し立てた。名古屋家庭裁判所は、平成 18 年 7 月 25 日の審判（家庭裁判月報 59 巻 4 号 127 頁）において、事態を放置することは乳児の生命を危うくすることに他ならず、父母の手術に対する同意拒否は、合理的理由を認めることができず、親権の濫用にあたるとして申立を認容した（注７）。

脚注

注１：「様式１」による「免責証明書」が望ましい。ただし、緊急を要する場合は本人持参の「免責証明書」も有効とみなす。

注２：子どもまたは小児とは本指針では 15 歳未満の者を指す。

注３：１例目の決定は、日本における輸血拒否問題の以後の理論的・実践的展開に大きなインパクトを与えたものと位置付けることができる。

注４：２例目は、両親といえども、保護責任者遺棄（致死）罪ないし過失致死罪といったような刑事責任を負う可能性がある。治療にあたった医師も同様である。運転手の行為と少年の死亡との間に因果関係があったか。親が子どもに対して自己の宗教的信念を根拠に輸血拒否を決定できるのか。その両親に刑事責任はないのか。輸血をせずに死亡させた医師に刑事責任はないのか。親の信仰を子どもの生命に不利益に押しつけることは、親権の濫用とも考えられる。子どもには子ども自身の宗教上の信念を将来確立する途を妨げてはならないであろう。

注５：３例目の判決は、輸血拒否を正面から人格権と捉えている点で、１例目よりも明確である。病院では外科手術を受ける患者が宗教的輸血拒否者である場合、輸血を拒否することを尊重し、できるかぎり輸血をしないことにするが、輸血以外に救命手段がない事態に至ったときは患者およびその家族の許諾にかかわらず輸血するという方針を採用していた。最高裁は次のように述べた。医師らが患者の肝臓の腫瘍を摘出するために、医療水準に従った相当な手術をしようとすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然のことである。しかし、患者が輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否することの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、患者は宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待してＣ病院に入院したことを医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、輸血するとの方針を採っていることを説明して、入院を継続した上、医師らの下で本件手術を受けるか否かを患者自身の意思決定にゆだねるべきであった。さらに医師らは、説明を怠ったことにより、患者が輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において人格権を侵

害したものとして、被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきであると述べた（一部略）。注６，７：４、５例目は、親権者の宗教的信条によるものではないが、子に対する手術への同意の拒否につき、審判前の保全処分による父母の親権停止と職務代行者の選任という形で対応したケースであり、とくに４例目は、この形の対応をとった最初のものである。これらのケースで注目されるのは、病院側が父母による手術への同意拒否を児童相談所に虐待通告し、それを受けて児童相談所長が（児童虐待防止法 6 条、児童福祉法 25 条）申立を行うという、児童虐待防止の枠組が用いられていることであり、このことは、たとえ宗教上の信条に起因するものであっても、不合理な治療拒否はネグレクト（医療ネグレクト）として捉えられるということを示すものである。また、４例目では医師が、５例目では弁護士が親権停止期間中の職務代行者に任じられていることも注目される。これら審判例が採用する仕組みは、裁判所が直接子に医療を受けさせるものなのではなく、親権者の不合理な判断を排して、合理的な判断をできる者に当該医療を受けるべきか否かの決定を委ねようというものである。したがって、４例目が、当該医療行為をめぐる諸条件を考慮して、「最も適切な医療処置を選択する能力がある」者が職務代行者として選ばれるべきとした点は、今後のガイドラインとなりうる判断ということができよう。一般的に親権に法的介入を行なうには時間がかかるが、最近、人命に関わるような緊急性の高いケースでは裁判所が短期間で親権停止の保全処分（2006 年 10 月 21 日、大阪地裁）を出せることが示された。

宗教的輸血拒否に関する合同委員会

日本輸血・細胞治療学会	大戸 斉、米村雄士
日本麻酔科学会	武田純三、稲田英一
日本小児科学会	花田良二
日本産科婦人科学会	早川　智
日本外科学会	宮野　武
早稲田大学大学院法務研究科	甲斐克則
早稲田大学法学部	岩志和一郎
東京大学医科学研究所	武藤香織
朝日新聞社	浅井文和

(様式1)

輸血拒否と免責に関する証明書(例)

＿＿＿＿＿＿＿＿(処置、手術など)について

説明日　　年　　月　　日

説明者　　＿＿＿＿＿＿科

主治医(署名)＿＿＿＿＿＿

主治医(署名)＿＿＿＿＿＿

○○病院長殿

私は、私の健康と適切な治療のため、以下の種類の血液製剤を以下のように輸血する可能性や必要性があることについて説明をうけました。

(血液製剤の種類、投薬量等具体的に記入)

しかしながら、私は、信仰上の理由に基づき、私の生命や健康にどのような危険性や不利益が生じても、輸血を使用しないよう依頼いたします。

私は、輸血を拒んだことによって生じるいかなる事態に対しても、担当医を含む関係医療従事者及び病院に対して、一切責任を問いません。

なお、私が拒む輸血には(○で囲む)、全血、赤血球、白血球、血小板、血漿、自己血(術前貯血式、術中希釈式、術中回収式、術後回収式)、血漿分画製剤(アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子製剤、その他　＿＿＿＿＿＿　)があります。

輸液や血漿増量剤による処置は差し支えありません。

署名日

年　月　日

患者氏名(署名)＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名(署名)＿＿＿＿＿＿＿＿　患者との続柄　＿＿＿＿

令和４年度　乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【詳細版】

調査の経緯

＜児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年３月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）＞

○　乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

＜児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）＞

○　衆議院　厚生労働委員会（令和元年５月24日）

二　虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。

○　参議院　厚生労働委員会（令和元年６月18日）

三　虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

＜確認対象児童＞

令和４年６月１日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
④ その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握しているが、関係機関においても目視による確認ができない児童※①～③の児童を除く（その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握）

＜集計＞

上記の確認対象児童について、令和５年８月17日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

○　令和４年６月１日時点の確認対象児童25,054人のうち、状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は４人（0.02%）。

○　状況確認ができた児童25,050人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は206人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。

○　状況確認ができていない児童４人については、全て調査を継続中。

【参考】令和３年度　乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和３年６月１日～令和４年８月22日）
・確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。（令和４年８月22日時点）

全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○令和４年６月１日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で25,054人。
　このうち、令和５年８月17日までの間に状況確認ができた児童は25,050人（99.98%）、状況確認ができていない児童は４人（0.02%）。

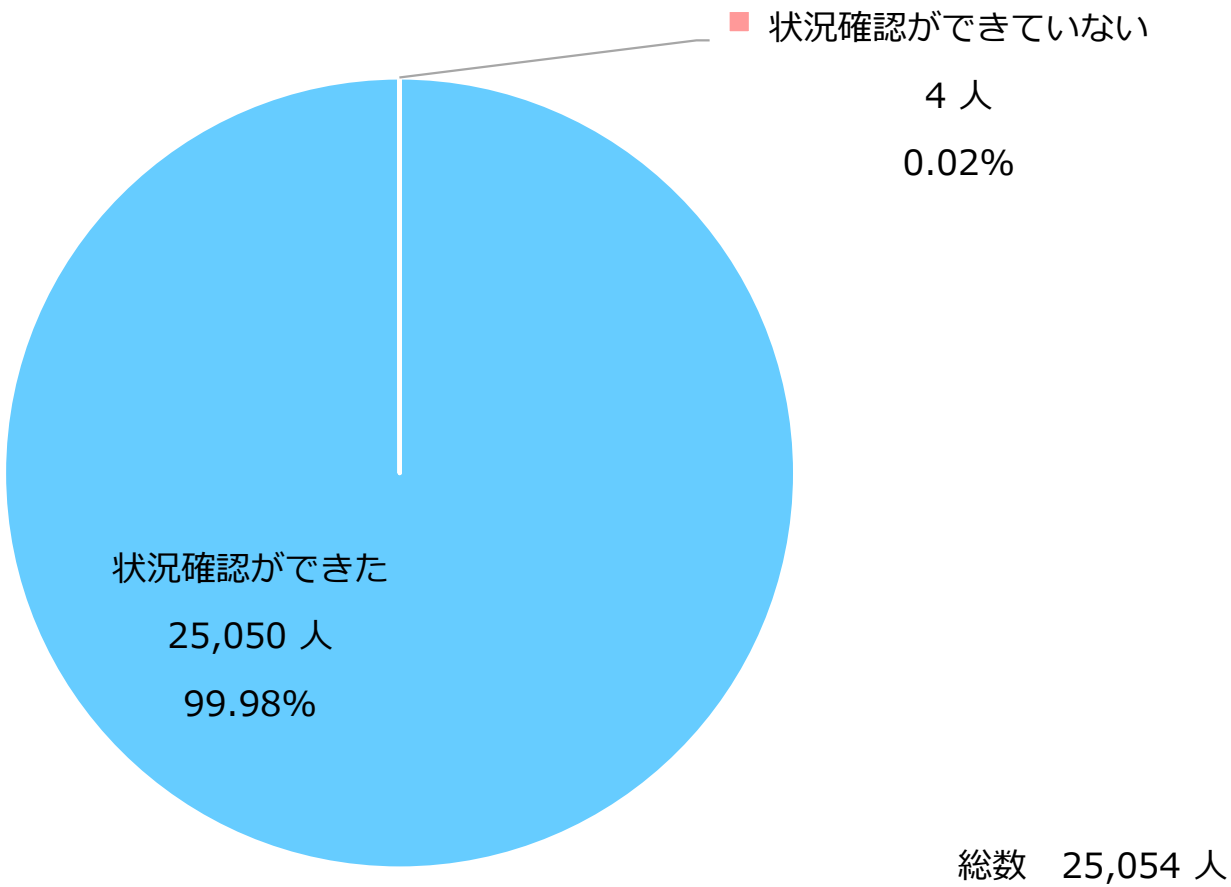

全確認対象児童（25,054人）の確認状況

○「義務教育就学前」が23,088人（92.2%）、「小学生」が1,966人（7.8%）

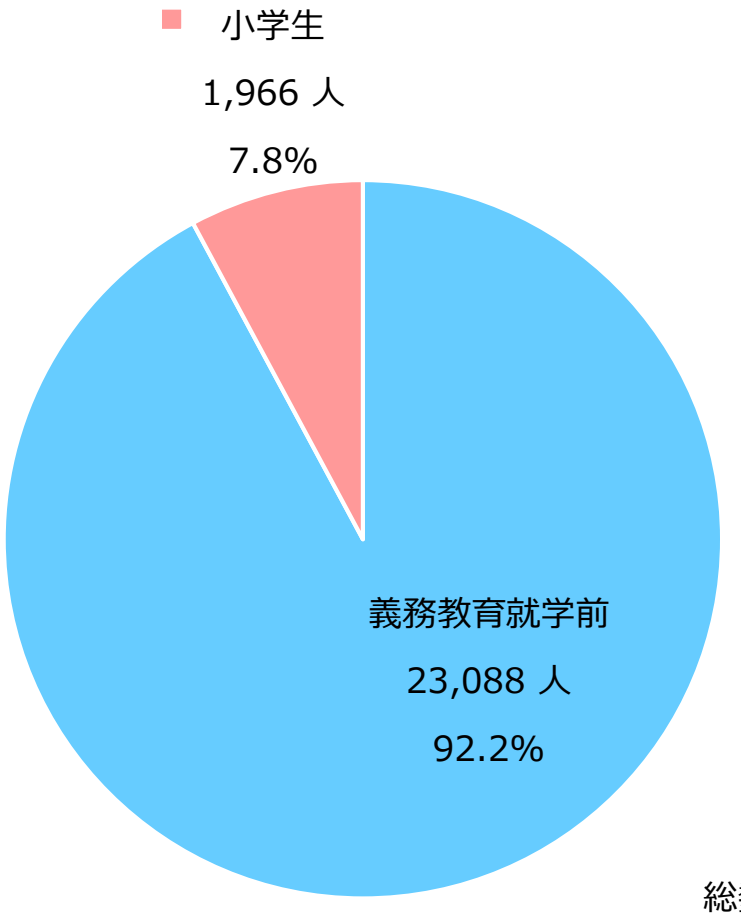

総数　25,054 人

確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが14,468人（57.7%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,113人（32.4%）、「不就学等」が1,901人（7.6%）、「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。

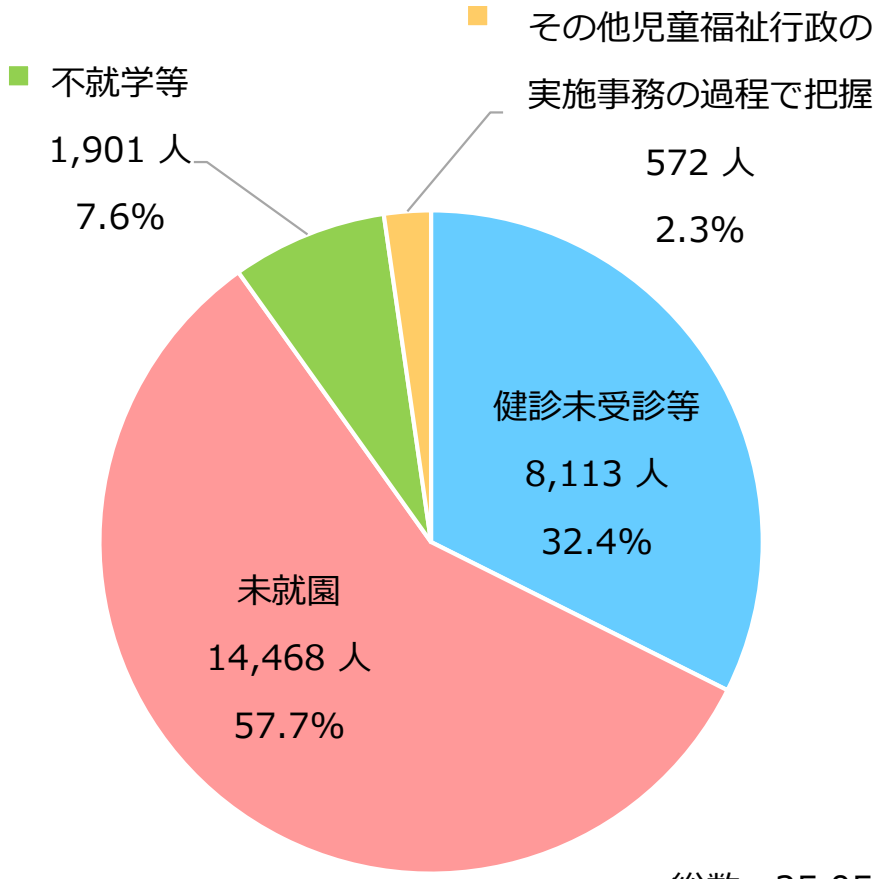

総数　25,054 人

状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が23,085人（92.2%）、「小学生」が1,965人（7.8%）

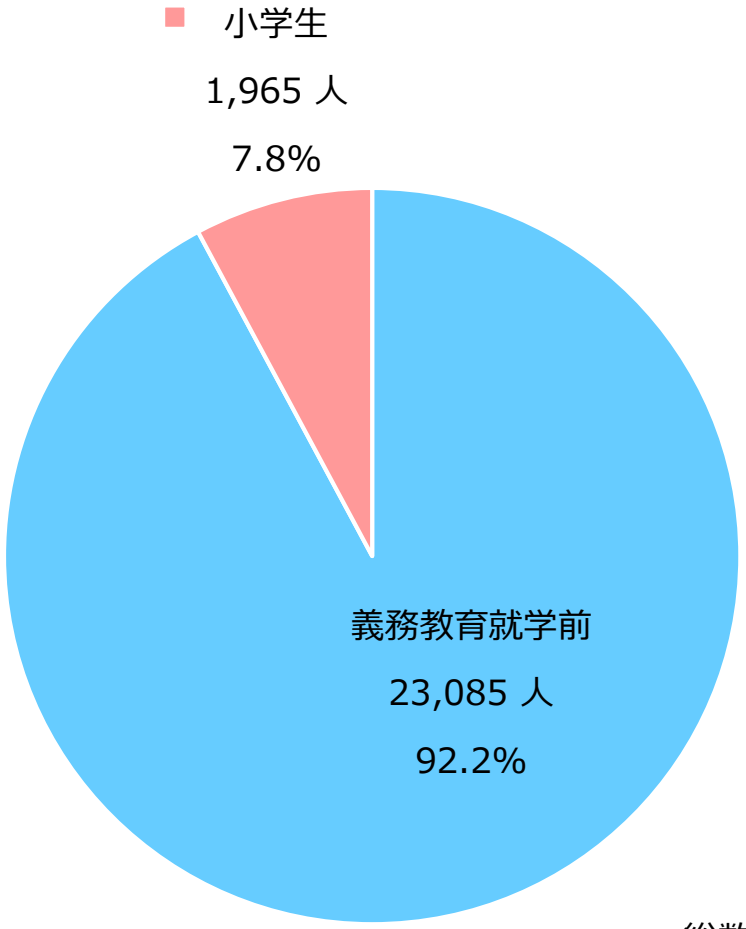

総数　25,050 人

状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが14,467人（57.8%）で最多。次いで「健診未受診等」が8,111人（32.4%）、「不就学等」が1,900人（7.6%）、「その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握」が572人（2.3%）。

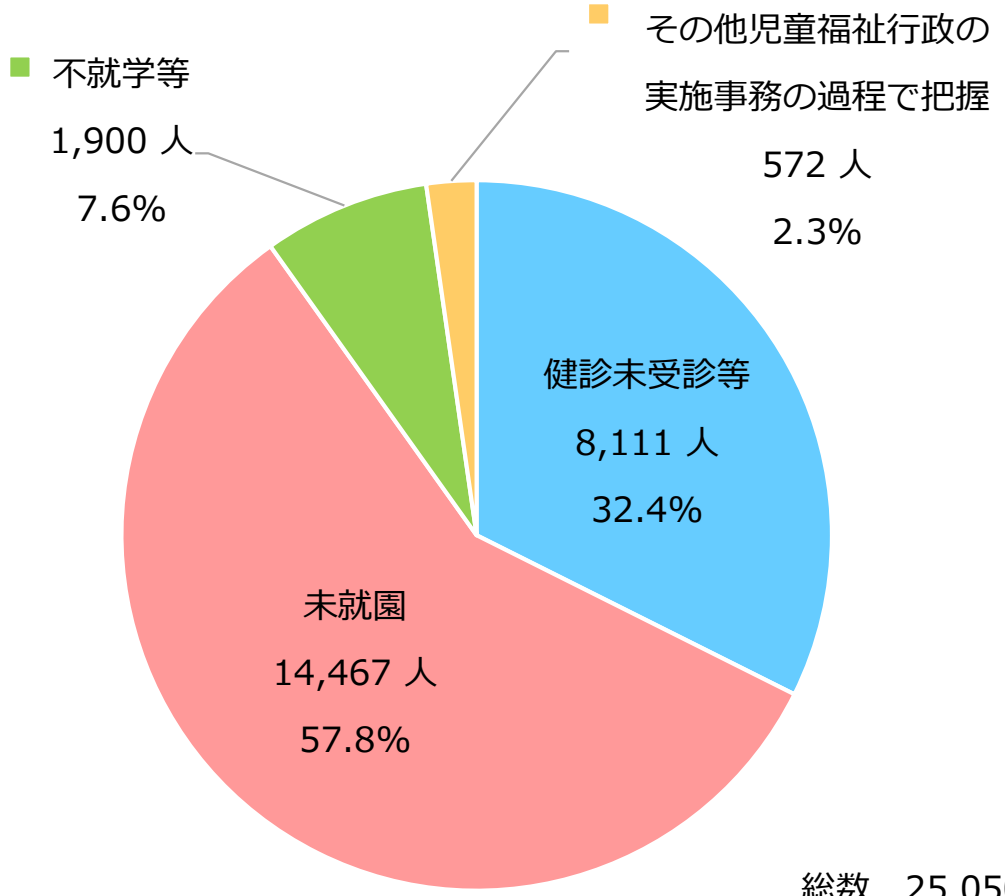

総数　25,050 人

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の確認方法

○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が10,657人（42.5%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認※」が8,546人（34.1%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が5,847人（23.3%）。

※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。

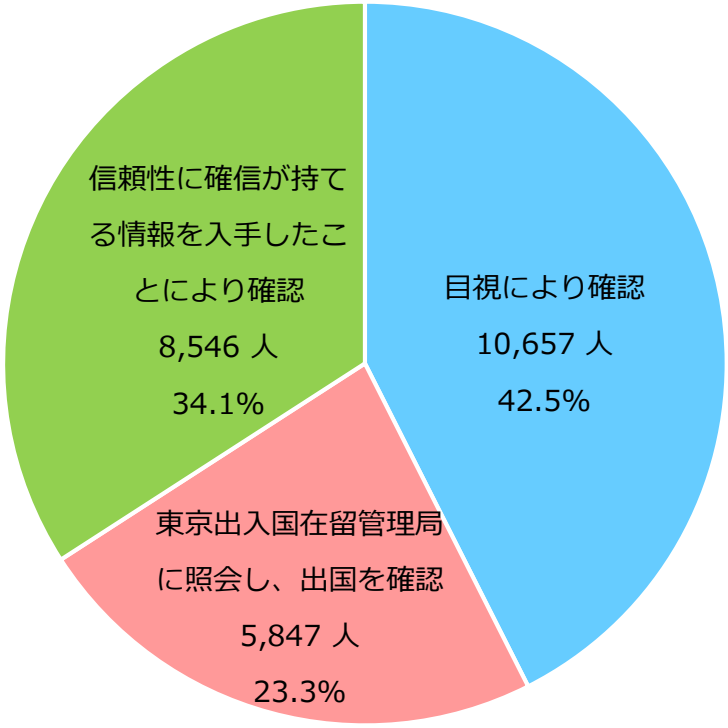

総数　25,050 人

状況確認ができた児童の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）

○左記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が14,265人（74.3%）で最多。次いで「市区町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた」が3,332人（17.4%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が894人（4.7%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が712人（3.7%）。

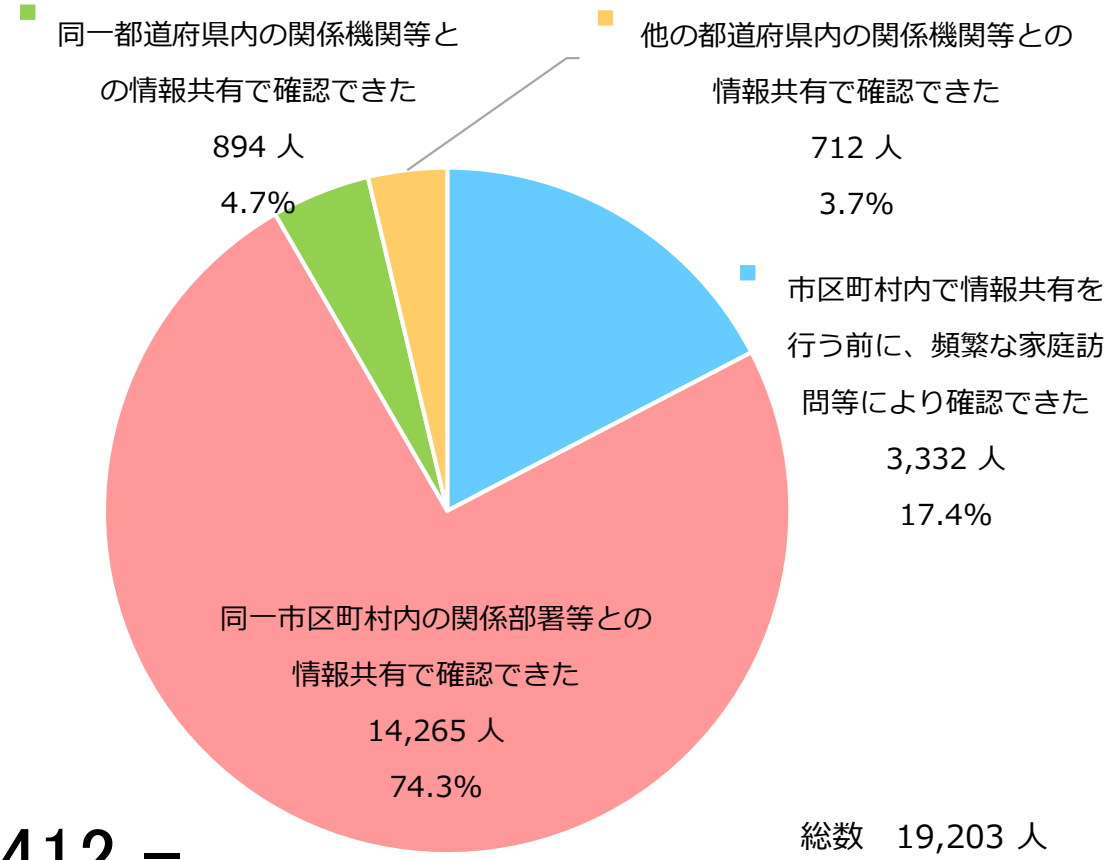

総数　19,203 人

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

状況確認ができた児童（25,050人）について

状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

○状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は206人（0.8%）。
※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。
○虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった206人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。

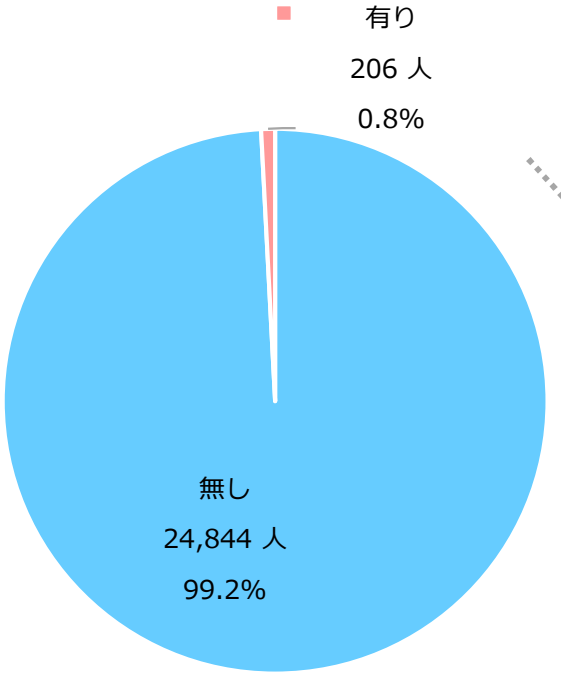

総数　25,050 人

虐待又は虐待の疑い「有り」とされた児童については、全て市町村又は児童相談所の支援等を実施。

「虐待又は虐待の疑い有り」とされた児童の内訳

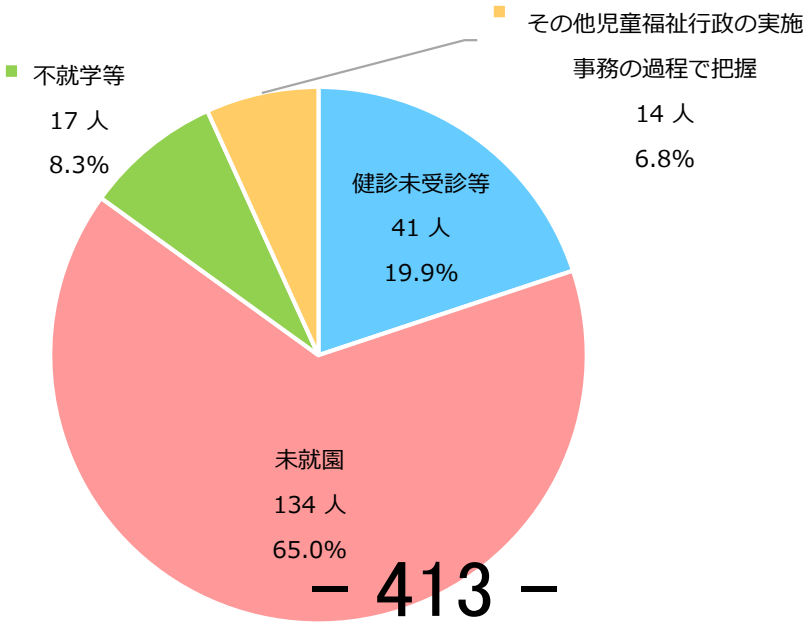

総数　206 人

虐待又は虐待の疑いの有無「有り」の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

助言指導	47
継続指導	92
児童相談所送致	8
就学・就園支援	19
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	100
子育て短期支援事業	8
養育支援訪問事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	6
ファミリーサポートセンター事業	1
一時預かり事業	0
地域子育て支援拠点事業	1
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	8
子育て世代包括支援センター事業	4
産後ケア事業	0
産前・産後サポート事業	0
その他	21

○児童相談所による支援・措置

助言指導（措置によらない指導）	21
継続指導（措置によらない指導）	29
児童福祉司等指導（措置による指導）	11
施設入所措置	17
里親等委託	1
一時保護（委託含む）	11
その他	15

※複数回答のため、児童数の重複あり

状況確認ができていない児童（４人）について

状況確認ができていない児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が３人（75.0%）、「小学生」が１人（25.0%）。

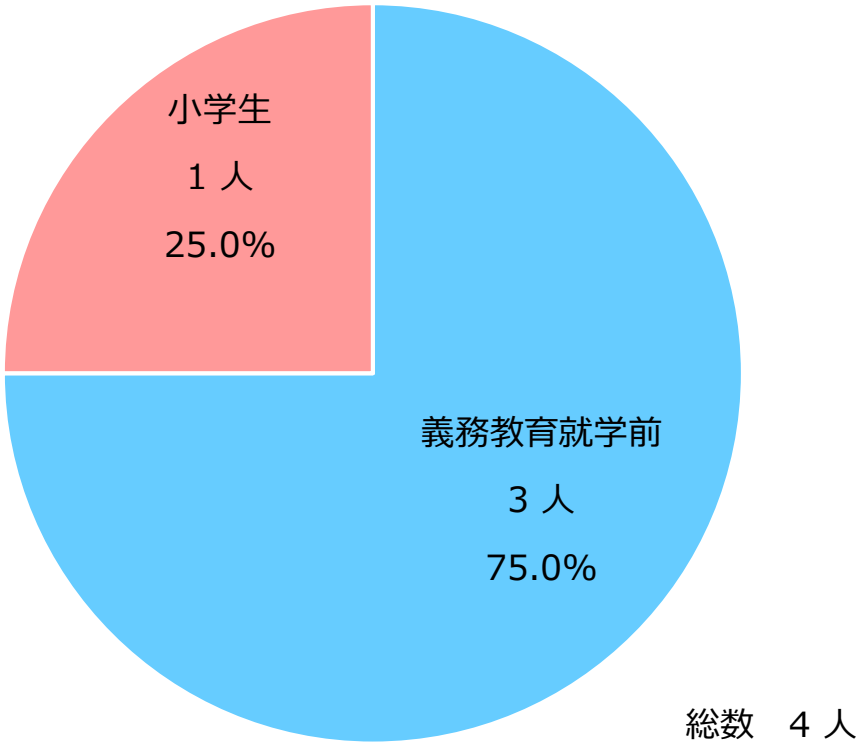

状況確認ができていない児童の調査状況

○令和５年８月17日時点で状況確認ができていない児童４人は、全て東京出入国在留管理局への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。

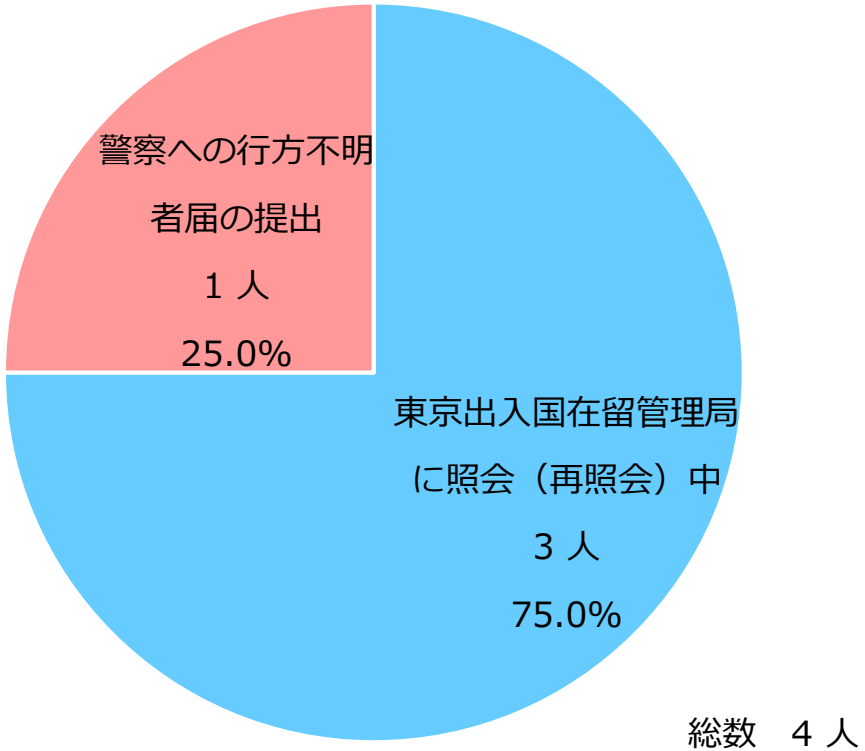

令和５年度調査について

○　令和５年６月１日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない児童について、**令和６年２月28日までの確認の状況を調査する。**

都道府県別の状況

参考資料

	令和4年6月1日時点の確認対象児童数	令和4年6月1日から令和5年8月17日までに状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに状況確認ができていない児童数		令和4年6月1日時点の確認対象児童数	令和4年6月1日から令和5年8月17日までに状況確認ができた児童数	令和5年8月17日までに状況確認ができていない児童数
北海道	760	760	0	滋賀県	270	270	0
青森県	25	25	0	京都府	367	367	0
岩手県	26	26	0	大阪府	2,222	2,222	0
宮城県	644	644	0	兵庫県	1,930	1,930	0
秋田県	480	480	0	奈良県	104	103	1
山形県	46	46	0	和歌山県	9	9	0
福島県	59	59	0	鳥取県	92	92	0
茨城県	331	331	0	島根県	9	9	0
栃木県	83	83	0	岡山県	182	182	0
群馬県	683	683	0	広島県	511	511	0
埼玉県	1,083	1,083	0	山口県	42	42	0
千葉県	1,259	1,259	0	徳島県	697	697	0
東京都	5,591	5,591	0	香川県	98	98	0
神奈川県	2,822	2,821	1	愛媛県	63	63	0
新潟県	63	63	0	高知県	8	8	0
富山県	112	112	0	福岡県	806	806	0
石川県	18	18	0	佐賀県	17	17	0
福井県	46	46	0	長崎県	124	124	0
山梨県	50	50	0	熊本県	358	358	0
長野県	138	138	0	大分県	83	83	0
岐阜県	236	236	0	宮崎県	609	609	0
静岡県	424	424	0	鹿児島県	277	277	0
愛知県	802	801	1	沖縄県	315	314	1
三重県	80	80	0	**合　計**	**25,054**	**25,050**	**4**

こ 支 虐 第 １４０ 号
令 和 ５ 年 ９ 月 ７ 日

各 (都道府県 / 市町村 / 特別区) 児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
（ 公 印 省 略 ）

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和４年９月９日付け子家発 0909 第１号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等のこどもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年３月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これらこどもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急にこどもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づき依頼するものです。

記

１ 趣旨・目的

本調査は、令和５年６月１日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていないこども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（０歳から 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童をい

う。）。以下「確認対象児童」という。）の情報を市区町村において把握し、こどもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のないこどもの安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず（乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。）、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童

② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童

③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務※1の過程で把握した児童で通園・通学していないもの※2のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童

※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。

※2 ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
・ １年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等

④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和５年６月１日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や養育支援訪問事業等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア　住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視※3により確認

※3　状況確認に当たっては、必要に応じて、ICT 機器を活用した確認方法等とすることができる

イ　東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ　ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合

③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合

④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合　　等

３　調査の報告

上記２により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添１及び２の回答上の留意事項を精読の上、２種類の調査票（調査票１及び調査票２）により、報告をお願いします。

【調査票１】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○　必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和５年６月１日現在)、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○　令和５年６月１日から令和５年 11 月 30 日まで及び令和６年２月 28 日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容　等

○　令和５年 11 月 30 日及び令和６年２月 28 日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、ＤＶで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無　等

【調査票２】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

①　確認対象児童の数

②　確認対象児童のうち、令和５年６月１日から令和５年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数

③　確認対象児童のうち、令和５年 12 月１日から令和６年２月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

④　令和４年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤　令和元年度から令和３年度に実施した状況確認調査及び平成 30 年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※　市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表２を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「０」とする)。

4　提出期限等

（1）こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

○　一次報告

令和５年 12 月 15 日（金）（令和５年 11 月 30 日時点での状況確認結果）

○　二次（最終）報告

令和６年３月 15 日（金）（令和６年２月 28 日時点での状況確認結果）

※　令和６年２月 28 日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査をお願いします。

（2）提出方法

○　令和５年６月１日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況をとりまとめの上、調査票を提出してください。

○　提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○　都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票をとりまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○　提出する際のファイル名は、「【○○県（市）】調査票」としてください。

○　指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○　送付の際のメールの件名は、「【○○県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス）　gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

5　調査結果の公表

調査結果については、令和６年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

【担当者】
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
自治体支援係
℡　03－6771－8030（代表）
　　03－6859－0103（直通）
mail　gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

別添１

回答上の留意事項【調査票１】

１　回答対象

調査票１では、確認対象児童の一人一人の個別の状況を回答してください。

個々の確認対象児童については、住所地市区町村ごとに「確認対象児童番号」（回答欄（０）に入力）を付して、情報を整理してください※1。

※１　例えば、東京都町田市で確認対象児童が３名存在する場合、「確認対象児童番号」１～３を付して整理し、八王子市で確認対象児童が２名存在する場合、町田市からの続きで「確認対象児童番号」４、５とはせず、１、２を付して整理してください。なお、「とりまとめ団体（都道府県、政令市、中核市）集計用通し番号」については、都道府県、政令市、中核市ごとに番号を付して整理してください。

２　調査項目及び留意事項

(1)　全確認対象児童について必須回答の調査項目（【問１】～【問５】）

本調査項目は、令和５年６月１日時点の状況を回答してください。

【問１】

○　住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄(1)(2)）＜記述式＞

→　確認対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市区町村名を回答してください。

【問２】

○　令和４年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(3)）＜選択式＞

→　令和４年度状況確認調査で状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

（回答欄(3)：該当＝１、非該当＝０　のうちから選択）

○　平成 30 年度から令和３年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(4)）＜選択式＞

→　平成 30 年度緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和３年度状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

（回答欄(4)：該当＝１、非該当＝０　のうちから選択）

【問３】

○　年齢、学年、性別（回答欄(5)～(7)）＜選択式＞

→　確認対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。※2

※２　令和５年６月１日時点の状況を回答することに注意してください。

（回答欄(5)：０歳～12歳　のうちから選択）

（回答欄(6)：義務教育就学前、小学生　のうちから選択）

（回答欄(7)：男、女　のうちから選択）

【問４】

○　確認対象児童として判断した主な事由（回答欄(8)）＜選択式＞

→　確認対象児童として、判断した主な事由については、本調査依頼通知「１趣旨・目的」の①～④のいずれかを選択してください。なお、④は①～③のいずれにも属さない場合に選択するものとしてください。

（回答欄（8）：選択肢①～④のうちから選択）

【問５】

○　令和５年６月１日から令和５年11月30日までの間に状況確認ができた児童

（回答欄(9)）＜選択式＞

→　確認対象児童のうち、令和５年６月１日から令和５年11月30日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

（回答欄（9）：該当＝１、非該当＝０　のうちから選択）

○　令和５年12月１日から令和６年２月28日までの間に状況確認ができた児童

（回答欄(10)）＜選択式＞

→　確認対象児童のうち、令和５年12月１日から令和６年２月28日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

（回答欄（10）：該当＝１、非該当＝０　のうちから選択）

⑵　令和５年６月１日から令和５年11月30日及び令和６年２月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目（【問６】～【問９】）

【問６】

○　居所都道府県名、居所市区町村名（回答欄(11)(12)）＜記述式＞

→　確認対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属する都道府県名、市区町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居所市区町村が住所地市区町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市区町村名を回答してください。

【問７】

○　状況確認ができた年月日（回答欄(13)）＜記述式＞

→　状況確認ができた年月日について回答してください。

○　状況確認ができた方法（回答欄(14)）＜選択式＞

→　本通知２⑵のア～ウのいずれかを回答してください。

（回答欄(14)：ア　目視により確認

イ　東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認も含む）

ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認

のうちから選択）

○　回答欄(14)で「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

（回答欄(15)）＜選択式＞

→　「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場

合に、市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、本調査依頼通知「２　状況確認の実施」「(2)　確認対象児童の状況確認の実施」項目「ウ」の①～④の例示及び「⑤その他」の中から回答してください。

(回答欄(15)：①海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
②他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況が確認できた場合できた場合
③保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して児童の状況が確認できた場合
④児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合
⑤その他
のうちから選択)

○　回答欄(15)で「その他」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容
（回答欄(16)）＜記述式＞

→　市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、記述式で回答してください。

○　状況確認ができた際の情報共有の範囲（回答欄(17)）＜選択式＞

→　「ア　目視により確認」又は「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、状況確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に状況確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市区町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市区町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた」と回答することになります。

(回答欄(19)：①継続的な家庭訪問等により状況確認ができた
②同一市区町村内の関係部署等との情報共有の結果、状況確認ができた
③同一都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた
④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた
のうちから選択)

○　状況確認につながる情報が得られた調査先
（回答欄(18)～(26)）＜選択式・複数回答可＞

→　状況確認につながる情報が得られた調査先とは、確認対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の状況確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、状況確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択

してください。
「その他」を選択する場合は調査先を記述式で回答してください。

（回答欄(18)～(26)：該当項目に１（複数回答可））

【問８】

○　状況確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無

（回答欄(27)）＜選択式＞

→　「状況確認できるまでの間」又は「状況確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

（回答欄(27)：情報あり＝１、情報なし＝０　のうちから選択）

（内容例）

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合

・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合

・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動（例えば「こどもを外出させていない」など）があった場合

・当該児童が重傷（又は死亡）に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷（又は死亡）の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

○　回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細、状況確認時等の児童の状況（回答欄(28)）＜記述式＞

→　「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、状況確認時の状況を記述式で回答してください。

○　回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した児童に対する市区町村、児童相談所等による支援等の状況

（回答欄(29)～(50)）＜選択式・複数回答＞

→　「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」の児童の状況確認後に市区町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

（回答欄(29)～(50)：該当項目に１（複数回答））

【問９】

○　回答欄(6)で「小学生」と回答し、回答欄(14)で「ア　目視により確認」又は「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の状況確認時における児童の就学の状況

（回答欄(51)）＜選択式＞

→　学年が「小学生」で、「ア　目視により確認」又は「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により状況確認をした確認対象児童について、状況確認時における児童の就学の状況を回答してください。

（回答欄(51)：①小学校、義務教育学校、特別支援学校に通学している

②小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある
③学校以外の教育機関（インターナショナルスクール等）に通っている
④学校以外の教育機関にも通っていない（就学猶予・免除等の状況にある）
⑤把握できない

のうちから選択）

【問 10】

○　状況確認を通じてつなげた支援等の状況

（回答欄(52)～(64)）＜選択式・複数回答＞

→　児童の状況確認を通じて、市区町村、関係機関等において行った児童及び家庭への支援等について全て回答してください。なお、「状況確認を通じてつなげた支援等」とは、状況確認時または状況確認後に活用した事業等も含みます。選択肢のいずれの支援等も行っておらず（事業等も活用していない）、状況確認のみで了している場合は「特になし（状況確認のみ実施）」を選択してください。

「その他」は、選択肢のいずれにも属さない場合や、選択肢に属するが詳細の記載が必要な場合に記述式で回答してください。

（回答欄(52)～(64)：該当項目に１（複数回答））

（選択肢の判断例）

・状況確認を通じて、就学・就園への希望を把握し、就学・就園を担当する窓口等につなげた場合⇒「就学・就園支援」に「１」を選択
・状況確認を通じて、育児不安を有する親の下で監護されていることもで有ることを把握し、要支援児童として要保護児童対策地域協議会の支援対象とした場合⇒「要保護児童対策地域協議会におけるケース管理」に「１」を選択
・状況確認を通じて、児童及び家庭の困りごとを把握し、支援・サービスに結びつける取組を行った場合で、選択肢（52）～（62）のいずれの事業にも該当しない場合⇒「その他」に、その具体例を記載

（その他の記載例）

・地域との交流を目的として、こども食堂につなげた
・ヤングケアラーの可能性があったため、相談窓口につなげた
・定期的に育児用品を宅配し、見守りを行っている

(3)　令和５年11月30日及び令和６年２月28日までに状況確認ができない児童について回答する調査項目（【問11】～【問18】）

本調査項目は、令和５年11月30日及び令和６年２月28日時点の状況を回答してください。

【問11】

○　家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

（回答欄(65)(66)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族

の状況（居住実態の状況）及び訪問調査を行った際の住居の状況（居住している様子があるか等）について回答してください。なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認自体を行っていない場合を指します。

（回答欄(65)：児童以外全員把握、児童のほか１人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施　のうちから選択）

（回答欄(66)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施　のうちから選択）

○　住所地の住居における児童の居住の可能性（回答欄(66)）＜選択式＞

→　当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

（回答欄(67)　：居住している様子あり、居住している様子なし、不明　のうちから選択）

【問12】

○　家庭訪問調査の実施回数（回答欄(68)）＜選択式＞

→　確認対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含みます。

（回答欄(68)：未実施、１回、２回、３回、４回、５～９回、10回以上　のうちから選択）

【問13】

○　「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無（回答欄(69)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

（回答欄(69)：情報あり＝１、情報なし＝０　のうちから選択）

（内容例）

・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合

・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合

○　「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応（回答欄(70)）＜記述式＞

→　「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細を記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報を入手した後の具体的な対応についても回答してください。

【問14】

○　要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況（回答欄(71)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

（回答欄(71)：登録済＝１、登録していない＝０　のうちから選択）

○　回答欄(71)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

（回答欄(72)）＜記述式＞

→　「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

○　児童相談所との情報共有・連携状況（回答欄(73)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から児童相談所に対して、確認対象児童の存在を伝え、

・児童相談所の情報ネットワーク等から状況確認につながる情報を確認した場合は、市区町村に即時連絡する
・市区町村の行う家庭訪問に同行してもらう
・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合　等

広く状況確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市区町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

（回答欄(73)：依頼済＝１、依頼していない＝０　のうちから選択）

○　回答欄(73)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由（回答欄(74)）＜記述式＞

→　「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

○　警察との情報共有・連携状況（回答欄(75)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から警察に対して、確認対象児童の存在を伝え、

・警察の情報ネットワーク等から当該児童の状況確認につながる情報を把握した場合には、市区町村に即時に連絡してもらうよう依頼した場合
・当該児童の状況確認のための調査や同行訪問を行ってもらうよう依頼した場合
・当該児童の行方不明者届を提出した場合

を指します。

また、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市区町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

（回答欄(75)：依頼済＝１、依頼していない＝０）

○　回答欄(75)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由

（回答欄(76)）＜記述式＞

→　「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

○　回答欄(75)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無

（回答欄(77)）＜選択式＞

→　「依頼済」と回答した場合に、確認対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。

ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけでなく、親族等によるものも含みます。本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。

（回答欄(77)：提出済＝１、提出していない＝０　のうちから選択）

○　回答欄(77)で「提出済」と回答した場合に、当該行方不明者届を提出した年月日

（回答欄(78)）＜記述式＞

→　「提出済」と回答した場合は、当該行方不明者届を提出した年月日を回答してください。

○　回答欄(77)で「提出していない」と回答した場合は、行方不明者届を提出しない理由

（回答欄(79)）＜記述式＞

→　「提出していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

○　東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会

（回答欄(80)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、令和５年11月30日及び令和６年２月28日までに東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。

（回答欄(80)：照会を実施＝１、照会を未実施＝０　のうちから選択）

○　回答欄(80)で「照会を実施」と回答した場合に、当該照会の実施年月日

（回答欄(81)）＜記述式＞

→　「照会を実施」と回答した場合は、当該照会を実施した直近の年月日を回答してください。

○　海外出国・居住の可能性に関する情報の有無（回答欄(82)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。

（回答欄(82)：情報あり＝１、情報なし＝０　のうちから選択）

○　回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に、当該情報を把握した年月日（回答欄(83)）＜記述式＞

→　「情報あり」と回答した場合は、当該情報を把握した年月日を回答してください。

○　回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容（回答欄(84)）＜記述式＞

→　「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

○　ＤＶで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無（回答欄(85)）＜選択式＞

→　確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、保護者間のＤＶで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。

（回答欄(85)：情報あり＝１、情報なし＝０　のうちから選択）

○　回答欄(85)で「情報あり」と回答した場合にＤＶで他市区町村に避難している可能性に関する情報の内容（回答欄(86)）＜記述式＞

→　「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

別添２

回答上の留意事項【調査票２】

１　回答対象

調査票２では、市区町村ごとに次の①から⑮に掲げる児童の数（小学校修了前の児童（０歳から 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童をいう。））を回答してください。

【問１】

令和５年６月１日時点の住所地都道府県名、住所地市区町村名

【問２】

○　確認対象児童の数（令和５年６月１日時点）

○　確認対象児童のうち、令和５年６月１日から令和５年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数

○　確認対象児童のうち、令和５年 12 月１日から令和６年２月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

【問３】

確認対象児童の数（令和５年６月１日時点）のうち、令和４年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数

【問４】

確認対象児童の数（令和５年６月１日時点）のうち、平成 30 年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和４年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童の数

２　調査項目及び留意事項

【問１】

○　住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄（１）（２））

→　都道府県名及び都道府県内の全ての市区町村名を回答してください（指定都市及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してください。）。市区町村内に確認対象児童が存在しない場合は、市区町村名のみ記載してください。

【問２】

○　確認対象児童の数（令和５年６月１日時点）（回答欄（３））

→　各市区町村の確認対象児童の数を回答してください。

○　回答欄（３）の児童のうち、令和５年６月１日から令和５年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（４））

○　回答欄（３）の児童のうち、令和５年12月１日から令和６年２月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（５））

→　各市区町村の確認対象児童のうち、令和５年６月１日から令和５年11月30日及び令和５年12月１日から令和６年２月28日までの間に状況確認ができた児童

の数を回答してください。

【問３】

○　回答欄（３）の児童のうち、令和４年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（６））

→　令和３年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和３年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【問４】

○　回答欄（３）の児童のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和３年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（７））

→　平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童（平成30年度緊急把握調査（再々フォローアップ）結果）から令和３年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童（令和２年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【調査票1】

とりまとめ団体（都道府県、政令市、中核市）集計用通し番号	確認対象児童番号	令和5年6月1日時点で状況確認ができていない全確認対象児童について必須回答の調査項目										問6					
		問1		問2		問3			問4	問5							
		住所地 都道府県名（令和5年6月1日時点）	住所地 市区町村名（令和5年6月1日時点）	令和4年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童	平成30年度から令和3年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童	年齢（令和5年6月1日時点）	学年（令和5年6月1日時点）	性別	確認対象児童として判断した主な事由	令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童	令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童	居所 都道府県名等	居所 市区町村名等	状況確認ができた年月日	状況確認ができた方法	情報の信頼性に確信が持てると判断した根拠 ※回答欄(14)で「ウ　信頼性に確信が持てる情報により確認」を選択した場合のみ回答	回答欄(15)で「その他」を選択した場合は、具体的に記載
	(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
	市区町村ごと付番	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	
46																	
47																	
48																	
49																	
50																	

問7											
状況確認ができた際の情報共有の範囲 （最終的に状況確認できた段階での情報共有の範囲を回答してください。） ※回答欄(14)で「ア　目視により確認」又は「ウ　信頼性に確信が持てる情報により確認」を選択した場合のみ回答	確認につながる情報が得られた調査先（複数回答可）									状況確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無	「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の詳細・児童の状況 ※回答欄(27)で「１」を選択した場合のみ回答
	市区町村の窓口	都道府県の窓口	児童相談所	福祉事務所	親族・友人	保育所・幼稚園・学校	医療機関	警察署	その他		
(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)
<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<選択式>	<記述式>

令和5年6月1日～令和5年11月30日及び令和6年2月28日までの間に状況確認できた児童について回答する調査項目

問8

「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の支援等の状況（複数回答可） ※回答欄(27)で「1」を選択した場合のみ回答

市区町村による支援・活用した事業															児童相談所による支援・措置						
助言指導	継続指導	児童相談所送致	就学・就園支援	要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	子育て世代包括支援センター事業	未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	支援対象児童等見守り強化事業	その他	助言指導（措置によらない指導）	継続指導（措置によらない指導）	児童福祉司等指導（措置による指導）	施設入所措置	里親等委託	一時保護（委託含む）	その他
(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)
<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>

問9	問10												
	状況確認を通じてつなげた支援等の状況（複数回答可）												
状況確認時の就学の状況 ※回答欄(6)で「小学生」を選択し、回答欄(14)で「ア　目視により確認」又は「ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」を選択した場合のみ回答	就学・就園支援	要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	子育て世代包括支援センター事業	未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	支援対象児童等見守り強化事業	その他	特になし（状況確認のみ実施）
(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)
<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<選択式>

令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点で状況確

問11			問12	問13		問14		問15	
家族の所在の状況	住所地の住居における居住状況	住所地の住居における児童の居住の可能性	家庭訪問調査の実施回数	「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無	「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の詳細・具体的対応 ※回答欄(68)で「1」を選択した場合のみ回答	要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況	要保護児童対策地域協議会にケース登録しない理由 ※回答欄(70)で「0」を選択した場合のみ回答	児童相談所との情報共有・連携状況	児童相談所に依頼しない理由 ※回答欄(72)で「0」を選択した場合のみ回答
(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)
<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<選択式>	<記述式>	<選択式>	<記述式>

確認ができない児童について回答する調査項目

問16					問17					問18	
警察との情報共有・連携状況	警察に依頼しない理由 ※回答欄(74)で「0」を選択した場合のみ回答	行方不明者届提出の有無	行方不明者届出日 ※回答欄(76)で「1」を選択した場合のみ回答	行方不明者届を提出しない理由 ※回答欄(77)で「0」を選択した場合のみ回答	東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会	東京出入国在留管理局へ照会をした直近の年月日 ※回答欄(79)で「1」を選択した場合のみ回答	海外出国・居住の可能性に関する情報の有無	海外出国・居住の可能性に関する情報を把握した年月日 ※回答欄(81)で「1」を選択した場合のみ回答	海外出国・居住の可能性に関する情報の内容 ※回答欄(81)で「1」を選択した場合のみ回答	DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無	DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の内容 ※回答欄(84)で「1」を選択した場合のみ回答
(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)
＜選択式＞	＜記述式＞	＜選択式＞	＜記述式＞	＜記述式＞	＜選択式＞	＜記述式＞	＜選択式＞	＜記述式＞	＜記述式＞	＜選択式＞	＜記述式＞

【調査票2】

	問1		問2			問3	問4
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	確認対象 児童数 （令和5年6月1日時点）	(3)のうち、令和5年11月30日までに状況確認ができた児童数	(3)のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までに状況確認ができた児童数	(3)のうち、令和4年度調査で状況確認ができない児童数	(3)のうち、平成30年度から令和3年度調査のいずれかで状況確認ができない児童数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組みます。
なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和４年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

特設サイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。

※細部は変更の可能性があります

こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま　と　第16回オレンジリボンフォーラム（岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会）の合同開催

児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。
さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日　　令和５年11月23日（木/祝日）

開催場所　岡山芸術創造劇場　ハレノワ
（〒700-0822　岡山県岡山市北区表町3-11-50）

オンラインでのリアルタイム配信も予定。

参考：子どもの虐待防止推進全国フォーラムwithかがわ（令和４年度）

タイアップコンテンツ

ＪＲ岡山駅や、岡山市内のデジタルサイネージをオレンジリボンで彩ります。

ほかにも、各種業界とのタイアップを計画中。

ひかりの実

ともに手をとる子育てを。
トモニテ

児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９（いちはやく）」・「親子のための相談LINE」

ポスターやリーフレット　⇒　全国の自治体等に一斉配布（１０月下旬予定）
お知らせ動画　⇒　配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作します。

また、動画をデジタル広告等で配信します。

Google　YAHOO! JAPAN　LINE

※ポスタービジュアルのイメージ

✓ 詳しくは、こども家庭庁のホームページにて順次公開します。

ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発

こどもまんなか
こども家庭庁

令和４年度から令和６年度の３年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度５割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とします。

ポスター・リーフレットの一斉配布

啓発動画の発信

●新たなポスター・リーフレットを１０月下旬を目標に配布・公開
●動画をデジタル広告等で配信

当事者の内なる声を出し、
当事者や周囲にいる人へもヤングケアラーの概念や状況理解を促す。

ヤングケアラーの社会的認知度向上

- 当事者と周囲の友人（中高生が主力ターゲット）
- 周囲の方々

「ヤングケアラー」とは何か。
そして、どのような状況下にいるのかを知ってほしい。

※令和４年度の配信動画（参考）

特設サイトの公開

●訪問者が順を追って理解を深めやすい特設サイトを公開

興味をもって訪れた人の、理解を深めて、
きちんとした認知形成につなげる場所がホームページ。
今回の最大目的である
「ヤングケアラーの認知度向上」において、
重要なタッチポイント。
まずは「ヤングケアラーとは？」からスタートして、
コンテンツを読み進めるごとに、
だんだんと理解が深まっていくような構成とします。

相談窓口一覧

相談窓口・当事者／元当事者のための交流会／家族会・就労についての相談窓口など、ヤングケアラー当事者にとって有益な情報をまとめて一覧表示。

みんなで知ろう、ヤングケアラー（仮称）

●出前講座の実施
　全国７地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の中学校や高等学校での出前講座をモデル的に実施。実施内容をラジオ番組や音声アプリでも配信。

ヤングケアラー理解のためのコラボレーション・キャンペーン

●ＡＢＥＭＡ　ＴＶタイアップ
　番組連動企画ＣＭ制作・放送
　出演者ＳＮＳでの情報発信

ABEMA

チャンネル数　：28CH
アプリDL　：9,200万回
週間利用者　：1,800万人
※2023年3月時点

●グノシー
　タイアップ記事の公開

グノシー

●企業コラボレーション

✓詳しくは、こども家庭庁のホームページにて順次公開します。

【通知】
虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について

（子家発0331第5号）令和4年3月31日発出

概要

○　子ども虐待事案において、乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死に至ることがあるとともに重大な後遺障害を起こし得る。

○　児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷事案の場合は医師による意見が重要であるが、**「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題**の一つとして指摘されている。

○　令和4年度より、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、**受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合**や、**そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合**、関係学会において**近隣等の医師を児童相談所に紹介する取組を開始**した。

本取組を実施する関係学会

（五十音順）

- 一般社団法人日本子ども虐待医学会
- 一般社団法人日本脳神経外科学会
- 公益財団法人日本眼科学会
- 公益社団法人日本医学放射線学会
- 公益社団法人日本小児科学会
- 特定非営利活動法人日本法医学会
- 日本法医病理学会

※関係学会における対応可能な症例、特記事項については、本通知の別添を参照。
※本取組において協力を得た医師や医療機関に対する報酬等には、児童虐待防止対策支援事業の医療的機能強化事業を活用可能。

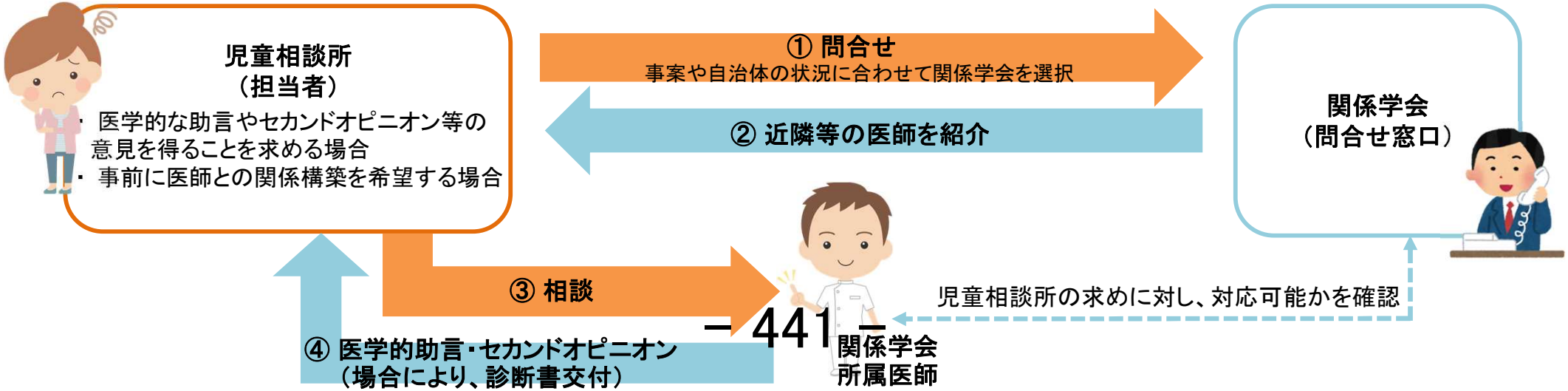

関係学会の協力により医師と連携した実際のこども虐待事例について

＜事例１＞

相談先：日本法医学会／日本法医病理学会

①事例の概要

・病院から0歳7ヶ月児（男児）に関する身体的虐待（疑）事例として児童相談所に通告があった。
・頭蓋内（硬膜下）血腫、眼底出血、脳浮腫及び骨幹端骨折の所見が認められ、揺さぶられ症候群（SBS）が疑われたが、親は受傷機転は「覚えがない」「分からない」と説明していた。
・家族構成は本児、実父、実母、兄の４人世帯。

②学会に協力依頼するに至った理由

・本県においては、重大事例かつ保護者の受傷機転の説明に疑わしい点がある場合は、医師にセカンドオピニオンを得ることとしているが、都度鑑定先を探しており、協定締結等により継続的に助言を求められる医師を確保していなかった。
・本県において実施している医学診断研修会において、講師である法医学会が乳幼児頭部外傷事案等の通告に対する受傷機序等に関する医学的な助言（セカンドオピニオンを含む）が可能であることを案内していた。
・本県の児童相談所において、過去、同様の頭部外傷事案や骨折事案についてセカンドオピニオンを依頼した実績があり、依頼するにあたっての謝金等の相談ができていた。
・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について（令和４年３月31日付け子家発0331第５号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）」を参考にした。

③学会への相談から医師紹介までに要した期間

・相談後、当日中に速やかに紹介を受けた。

④学会から紹介された医師による協力内容等

・既存の病院での検査データ等について医師に説明し、医師より送付するよう指示を受けた血液検査やCTやレントゲンなどの画像データ等を郵送した。
・検査結果等を踏まえ、医師より「通常の養育手技により起こる可能性の低い所見である」との意見を得た。

⑤医師との連携による結果

・現在、医師に当該事案に対する意見書の作成を依頼しているところ。
・当該事案に関し、退院後の親子分離や安全確保の必要性等を児童相談所として判断することとしており、その際、医師の意見書をセカンドオピニオンとして活用することを想定している。

関係学会の協力により医師と連携した実際のこども虐待事例について

＜事例2＞

相談先：日本法医学会／日本法医病理学会

①事例の概要

・生後10か月の乳児が医療機関に救急受診。左腕、左耳、首、背中から腰に掛けて二度の熱傷で現在入院中であるとの医療機関からの通告があった。
・実母は、「実父がポットで湯を沸かしたまま長女と外出し、実母は別の部屋で家事をしていた。本児が急に泣き出したので実母が駆けつけると、ポットのお湯を被ったのか本児の衣服が濡れていた」と説明した。
・家族構成は本児、実父、実母、姉の４人世帯。本児は当時つかまり立ちができた。

②学会に協力依頼するに至った理由

・火傷の箇所や実母の説明及び主治医の所見を踏まえた上で、その他疑われることはないかの判断を要した。
・本県においては、虐待での一時保護の場合は、近隣の総合病院の小児科に受診し、事案発生直後の段階での医師の診断及びその所見を求めている。また、平成28年に「虐待ケース法医学的診断実施要領（対象、謝金、依頼時の必要書類等の取り決め）」を策定し、児童相談所 が重度の身体的虐待と判断した案件について依頼をしていた。
・医師には、対面診断または書類・写真等の資料による、事案発生直後の段階での診断及びその所見をお願いした。
・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について（令和４年３月31日付け子家発0331第５号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）」を参考にした。

③学会への相談から医師紹介までに要した期間

・相談後、当日中に速やかに相談対応及び診断結果を得た。

④学会から紹介された医師による協力内容等

・本事例については、受傷後数日経過していたことから、救急搬送時に撮影された既存の写真及び診察時の実母の証言データ等により診断結果を得た。
・診断結果としては、「母親からの証言に大きく矛盾することはない」とされ、育児環境として本児の手の届くところにポットが置かれていることが不適切であることについての指導が必要との助言を受けた。

⑤医師との連携による結果

・医師の診断をもとに訪問調査による生活環境調査を行い、育児環境の改善や育児指導及び各関係機関との情報共有による一貫した保護者指導を実施している。

令和４年度は、８か所の児童相談所が本取組を活用し、
関係学会への問い合わせにより医師の紹介を受けました。

虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、
○ 受傷機転等に関し医学的な助言や
○ セカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合
○ そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を
希望する場合
には、本取組の積極的なご活用について引き続きご検討ください。

＜参考：こども家庭庁HP＞
【通知】虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について
（子家発0331第5号）令和4年3月31日発出

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/c1f28367/20230401_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_116.pdf

事　務　連　絡
令和５年９月７日

各　児童相談所長　様
各　児童相談所設置自治体児童福祉主管課長　様

こども家庭庁支援局
虐待防止対策課長

児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある
指導的職員を対象としたブロック研修の実施について（周知）

児童福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉司の専門性強化は喫緊の課題であり、児童福祉司等の指導教育を担うスーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）の担う責務が重要視されており、さらには、スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（以下、「メタスーパーバイザー」とします。）の役割も重要となっております。

また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の施行に伴い令和４年度から実施されている指導教育担当児童福祉司の任用前研修では、メタスーパーバイザーによるスーパーバイズの実施が位置付けられています。

このため、令和３年度から、西日本こども研修センターあかしにおいて、標記の研修を実施しており、本年度についても別紙の通り実施予定しています。

各児童相談所におかれましては、該当職員の受講をお願い致します。なお、本研修の受講に係る旅費等の費用については、児童虐待防止対策支援事業の「児童虐待防止対策研修事業」の対象となるので、積極的に活用ください。

以上

児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修の実施について

1 研修実施の背景

全国的な児童虐待通告件数の増加や死亡・重篤事例の発生という背景の下、児童虐待防止対策の様々な強化策が各分野において展開されています。その中でも、法的権限を行使する児童相談所職員の専門性のさらなる充実・強化が社会的に期待されています。児童相談所職員の専門性において、その中核となる児童福祉司の専門性強化は喫緊の課題であり、新任児童福祉司等の指導教育を担うスーパーバイザーの担う責務が重要視されています。さらには、スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（以下「メタスーパーバイザー」という。）の役割も注目されつつあり、＜児童福祉司・スーパーバイザー・メタスーパーバイザー＞といった組織的なスーパーバイズのシステムの構築が求められています。このようななか、令和4年度から開始されるスーパーバイザーの任用前研修においては、メタスーパーバイザーの役割が明記されました。

2 研修の趣旨

西日本こども研修センターあかし（以下「当センター」という。）では、国の虐待・思春期問題情報研修センター事業として、過去の死亡事例等を貴重な教訓とすることで、死亡事例や重大事例の発生を防ぐとともに、メタスーパーバイザーに必要な知識や視点を共に学ぶことを主眼とした研修を実施します。具体的には、国の動向を把握し、職場のリーダーとしてのあり方を振り返り、全国の児童相談所で開催されている援助方針会議の運用を共有しながら、よりよい援助方針会議を実施していくために必要なことを学びます。さらには、自治体の枠を超えた同じ立場の者との意見交換のなかで、参加者の活力をいまいちど取り戻す機会にしたいと考えています。

児童相談所において、その豊富な経験と専門的な知識を持つメタスーパーバイザーは、重大な判断を求められる児童相談所の中心的な存在であるため、精神的なストレスや緊張を抱えやすい一方で、自らが外部の研修に出る機会が少ないため、本研修では、多忙な現場のメタスーパーバイザーが1人でも多く参加できるよう全国児童相談所長会の各ブロック単位において、研修を開催します。

3 期待する研修効果

① 国の動向を把握し、児童相談所が今後向かう方向について学びます。
② 風とおしのよい組織とは何かを学び、組織運営の意識を再覚知します。
③ 他の自治体の児童相談所における援助方針会議の運用を共有し、よりよい援助方針会議を行っていくために必要なことを学びます。

4 開催要領

① 日程・会場等：下記の通り

② 対象：児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（メタスーパーバイザー）で、スーパーバイザーとしての経験が3年以上の者

③ 定員：1ブロック30～40 名（関東・甲信越ブロックについては2回開催）

④ 研修形式：参集型（グループワークを中心に実施予定）

⑤ 申込方法：西日本こども研修センターあかしホームページからの申し込み

⑥ 費用：受講料・資料代 無料

○ 研修1日目（予定）（※変更する可能性があります）

	時間	科目	講師	内容
1日目	12:30	受付開始		
	13:25	オリエンテーション（5 分）		
	13:30	開会式		
	13:35 14:50	【イントロダクション】 【演習1】 参加者の自己紹介／職場紹介／職場で苦労していること		本研修の目的を達成するために、参加者同士が知り合う時間を設けます。参加者のこれまでのキャリアや、現在働いている職場の概況や職場で苦労していることなどを共有します。
		休憩		
	15:00 16:50	【意見交換】 ・法改正の動向 ・法改正の動向を踏まえた現場の取り組み	【助言者】 こども家庭庁 児童福祉専門官 等	こども家庭庁が進める法改正の動向を学び、現場でどのようなことが必要であるのかを理解し、グループワークのなかで現場での進捗状況や課題を確認します。
	16:50	アンケート記入		
	17:00	終了予定		

○ 研修2日目（予定）（※変更する可能性があります）

	時間	科目	講師	内容
2日目	8:45	開場		
	9:25	オリエンテーション		
	9:30 12:30	【演習2】 風とおしのよい組織づくり	西田 泰子 （常葉大学短期大学部） 中垣 真通 （子どもの虹情報研修センター） 市原 眞記 （静岡県東部児童相談所） 望月 美穂 (静岡県立吉原林間学園) ※このうち一人が講師となります。	児童相談所が活性化し、職員が元気に働き続けられるためには、風とおしのよい組織が必要です。それが、適切な危機管理や、虐待死の防止にもつながっていくという考えに基づき、児童相談所において風のとおしのよい組織とはどのようなものであり、それをどのように作っていけばよいのかを演習を通じて考えます。
		昼休憩		
	13:30 15:50	【演習3】 よりよい援助方針会議のために 援助方針会議の運用は、各自治体、各児童相談所によってさまざまだと言われています。参加者が勤務する児童相談所の援助方針会議の運用と現状を共有します。	西日本こども研修センター職員	午前中の演習で得た「風とおしのよい組織」という考え方を念頭に置きながら、援助方針会議について考えます。 共有された援助方針会議の運用と現状を基に、好事例の共有や、工夫していること、課題となっていることを抽出します。その後、課題に対してどのような取り組みを行うかについて具体的に検討します。
	16:00	【閉会】あいさつ／アンケート記入／インフォメーション		

【開催日時・会場】

① 2023年8月9日（水）10日（木）@研修センターあかし（近畿ブロック）

② 2023年10月5日（木）6日（金）@札幌（北海道・東北ブロック）
会場：TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前
住所：〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5 階 会議室

③ 2023年10月19日（木）20日（金）@大宮（関東・甲信越ブロック1）
会場：TKP 大宮ビジネスセンター
住所：〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-26 富士ソフトビル1階
バンケットホール1A

④ 2023年10月26日（木）27日（金）@名古屋（中部ブロック）
会場：イオンコンパス名古屋駅前会議室
住所：〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 18-22 ロータスビル 5 階 RoomA

⑤ 2023年11月9日（木）10日（金）@広島（中国・四国ブロック）
会場：TKP ガーデンシティ広島
住所：〒730-0037 広島県広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ パール

⑥ 2023年12月7日（木）8日（金）@東京（関東・甲信越ブロック2）
会場：ビジョンセンター東京八重洲
住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル9階 906

⑦ 2023年12月14日（木）12月15日（金）@福岡（九州ブロック）
会場：リファレンス駅東ビル貸会議室
住所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1 丁目16-14
リファレンス駅東ビル5階 V-1

問い合わせ先
西日本子ども研修センターあかし
研修企画専門員 佐藤 剛
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4−7
TEL 078−920−9675
メールアドレス sato@akashi-nkkc.jp

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（報告書）について

番号	事業名	実施主体	報告書ＵＲＬ
1	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究	株式会社日本総合研究所	https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=104942
2	一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_230413/
3	アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_230413/
4	保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社	https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_230413/
5	要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_5
6	児童相談所のおけるICTやAIを活用した業務の効率化に関する調査研究	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_6
7	SNSを活用した児童虐待等に関する相談の効果的な運用に関する調査研究	株式会社リベルタス・コンサルティング	https://www.libertas.co.jp/company/projects.html
8	ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（報告書）について

9	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案における安全確保策に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-aht-point.html
10	児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html
11	子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究	株式会社工業市場研究所	https://www.kohken-net.co.jp/news/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%ad%90%e3%81%a9%e3%82%82%e3%83%bb%e5%ad%90%e8%82%b2%e3%81%a6%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%8e%a8%e9%80%b2%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e7%a0%94%e7%a9%b6%e4%ba%8b%e6%a5%ad/
12	養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	http://jaswe.jp/research.html
13	児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/enjyo-jirei.html
14	市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html
15	警察からのいわゆる「面前 DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-menzen-dv.html

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業（報告書）について

1	権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_01.pdf

令和４年度保健福祉調査委託費による調査研究事業（報告書）について

1	こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_02.pdf
2	要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究	株式会社シード・プランニング	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/d499c648/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_03.pdf

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」について

実施：有限責任監査法人トーマツ

（令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」）

アセスメントツール等作成の背景

- ○ 子どもが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の**育ちや教育に影響を受けることがある**。
- ○ 国が示した報告書[*1]において、**早期に発見し適切な支援につなげる重要性が示される**とともに、幅広い分野が支援機関として明確化され、**YC支援に係る関係機関の拡大が示されている**。
- ○ これらのことからも、アセスメントシートの在り方について検討することが求められている。

※1 厚生労働省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和３年５月）

ガイドブックの構成

- ○ ガイドブックの章立ては以下の通り。
- ○ 第２章では各種ツール活用時の留意点や使用場面例、各種ツールにおける確認の視点及び項目別の解説、各種ツール活用後の流れ等を紹介している。

第１章　はじめに
第２章　各種ツールの使い方
第３章　支援へのつなぎ方
第４章　こども向けガイド
（その他、巻末資料としてQA及び付録（主要参考文献等）あり）

▼ガイドブックに掲載した内容例

図表：各種ツールの全体像（ツールは全部で３種）

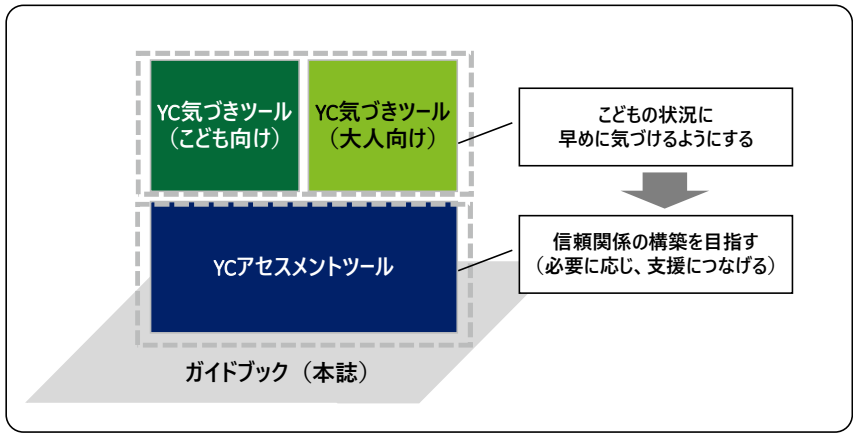

図表： YCアセスメントツールの項目別ガイド

項番	質問項目	解説
Ⅰ あなたの家族について		
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。	・同居する家族を確認する項目。 ・家族には内縁関係の場合も含む。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？	・お世話が必要な家族を確認する項目。
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが	・お世話が必要な家族の状況について、こどもがどこまで理

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用の手引き」について

実施：有限責任監査法人トーマツ

（令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」）

手引き作成の背景

○ 都道府県や市区町村単位でヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための取組が行われているが、**「支援が必要なヤングケアラーを網羅的に把握しその後の生活改善までフォローできる運用方法」等は未だ十分には整備されていない**。

○ これらのことからも、市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用方法等について検討することが求められている。

手引きの対象

○ ヤングケアラー支援を行う**市区町村の児童福祉部門職員**や、当該地域の**学校や教育委員会といった教育分野の関係者**

手引きの構成

○ ガイドブックの章立ては以下の通り。

○ 第３章では当研究事業で実施したヒアリング調査の結果をもとに、各市区町村の運用体制等を４つのパターンに分け、紹介している。

第１章　手引きの背景と目的
第２章　ヤングケアラー支援概論
第３章　ヤングケアラー支援の運用の仕組み
第４章　児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項
第５章　対応が困難事例ごとの留意点や工夫

▼手引きに掲載した内容例

図表７：仕組み例③－B市の事例－

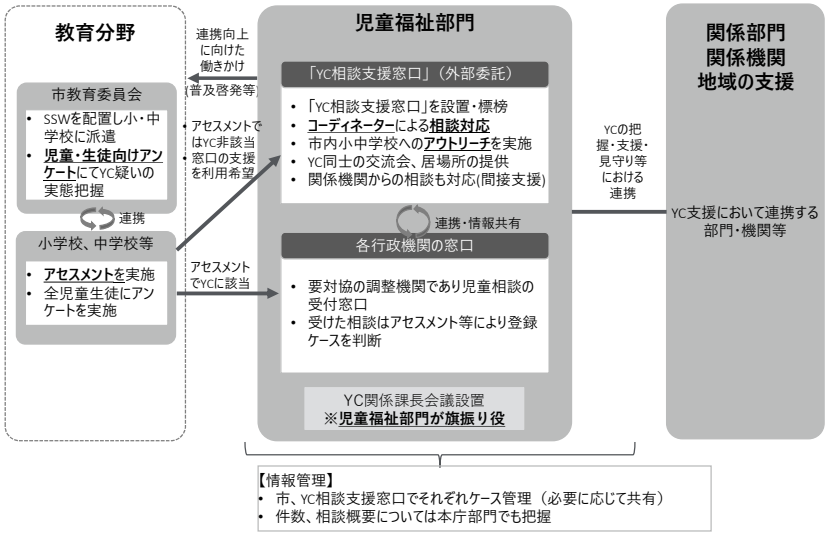

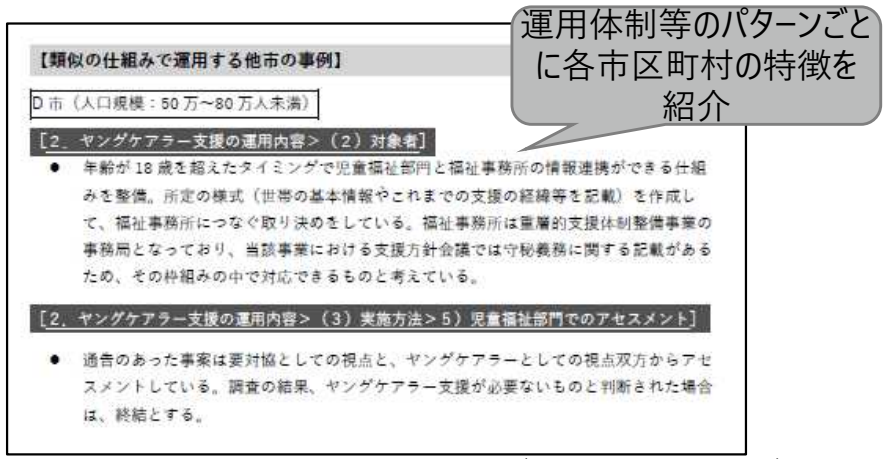
【類似の仕組みで運用する他市の事例】

D市（人口規模：50万～80万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（2）対象者]

- 年齢が18歳を超えたタイミングで児童福祉部門と福祉事務所の情報連携ができる仕組みを整備。所定の様式（世帯の基本情報やこれまでの支援の経緯等を記載）を作成して、福祉事務所につなぐ取り決めをしている。福祉事務所は重層的支援体制整備事業の事務局となっており、当該事業における支援方針会議では守秘義務に関する記載があるため、その枠組みの中で対応できるものと考えている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（3）実施方法＞5）児童福祉部門でのアセスメント]

- 通告のあった事案は要対協としての視点と、ヤングケアラーとしての視点双方からアセスメントしている。調査の結果、ヤングケアラー支援が必要ないものと判断された場合は、終結とする。

運用体制等のパターンごとに各市区町村の特徴を紹介

（手引きより一部抜粋）

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

一時保護職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

概要

各一時保護所において一定水準が保たれた研修を内製可能とすることを目的に、令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究）」の調査結果を活用し、一時保護業務について知見を有する学識委員および実務者により構成される検討委員会を組成の上、「一時保護所職員のレベル別の到達目標（初級・中級・上級レベルごとのスキルマップ）」、「到達目標に基づく標準的な一時保護所職員向け研修カリキュラム案」、及び当該カリキュラム案に基づく「研修教材」を作成した。

1　一時保護職員向け個別到達目標の設定

大分類	小分類
一時保護所の業務の基本的理解	□ 法的根拠 □ 児童相談所業務全般の理解 □ 一時保護所業務全般の理解 □ 行動観察 □ 一時保護に係る行政手続 □ 子どもの権利擁護 □ 職員倫理・行動規範
基本的な支援内容	□ 子どもとの関わり方について ・ 子どもの成長・発達 ・ 学習・遊び・保育 ・ 子どもの事故防止（安全確保）
子どもへのケア・アセスメント	□ 児童虐待 ・ 愛着 ・ 発達障害 ・ いじめ ・ 非行児童について ・ 無断外出対応 □ 性的問題対応 ・ 自傷・他害問題対応 ・ トラウマ ・ 一時保護決定から一時保護解除までのケア ・ そのほか特別な配慮が必要な子どものケア
自身のケア・組織づくり	□ 二次受傷防止 ・ 職員間のコミュニケーション/チームビルディング ・ 自己評価と資質向上 ・ 他部門との連携
施設運営	・ 子どもの集団生活のマネジメント ・ 施設運営上の安全管理

初級　：一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別的に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている。

中級　：児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別的に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている。

上級(SV)　：より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている。

上級（管理者）　：施設運営や事務手続き、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている。

一時保護職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

２　研修カリキュラム案及び研修教材の作成

科目	対象	時間
1. 児童福祉法	初級・中級	３０分
2. その他法令	上級	３０分
3. 児童相談所の業務１	初級・中級	３０分
4. 児童相談所の業務２	初級・中級	３０分
5. 一時保護業務１	初級	３０分
6. 一時保護業務２	初級・中級・上級	３０分
7. 行動観察	初級	３０分
8. 一時保護に係る行政手続１	初級	３０分
9. 一時保護に係る行政手続２	上級	３０分
10. 子どもの権利擁護	初級・中級	３０分
11. 職員倫理・行動規範	初級	３０分
12. 個人情報取扱	初級	３０分
13. 子どもとの関わり方	初級・中級	３０分
14. 子どもの成長・発達	初級・中級	３０分
15. 学習・遊び	初級・中級	３０分
16. 子どもの事故防止１	初級・中級	３０分
17. 子どもの事故防止２	上級	３０分
18. 児童虐待	初級・中級	３０分
19. 愛着（アタッチメント）	初級・中級	３０分
20. 発達障害	初級・中級	３０分
21. いじめについて	初級・中級	３０分
22. 非行児童について	初級	３０分
23. 無断外出対応	初級・中級・上級	３０分
24. 性的問題対応	初級・中級・上級	３０分
25. 自傷・他害問題対応	初級・中級・上級	３０分
26. トラウマ	初級・中級	３０分
27. 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア	初級	３０分
28. その他特別な配慮が必要な子どもの対応	初級・中級・上級	３０分
29. 二次受傷防止	初級	３０分
30. 職員間のコミュニケーション/チームビルディング	初級・中級・上級	３０分
31. 子どもの集団生活のマネジメント	初級・中級・上級	３０分
32. 施設運営上の安全管理	初級・中級・上級	３０分

研修教材例

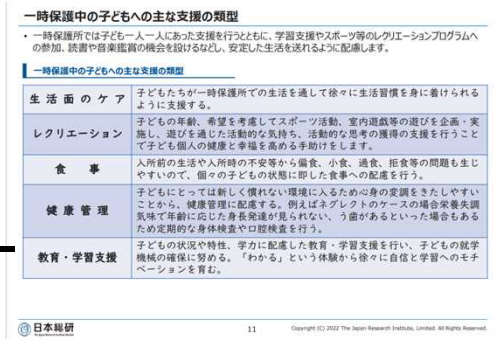
一時保護中の子どもへの主な支援の類型

・一時保護所では子ども一人一人にあった支援を行うとともに、学習支援やスポーツ等のレクリエーションプログラムへの参加、読書や音楽鑑賞の機会を設けるなど、安定した生活を送れるように配慮します。

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

生活面のケア	子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身に着けられるように支援する。
レクリエーション	子どもの年齢、希望を考慮してスポーツ活動、室内遊戯等の遊びを企画・実施し、遊びを通じた活動的な気持ち、活動的な思考の獲得の支援を行うことで子ども個人の健康と幸福を高める手助けをします。
食事	人所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。
健康管理	子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため心身の変調をきたしやすいことから、健康管理に配慮する。例えばネグレクトのケースの場合栄養失調気味で年齢に応じた身長発達が見られない、う歯があるといった場合もあるため定期的な身体検査やロ腔検査を行う。
教育・学習支援	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行い、子どもの就学機械の確保に努める。「わかる」という体験から徐々に自信と学習へのモチベーションを育む。

日本総研　11　Copyright (C) 2022 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

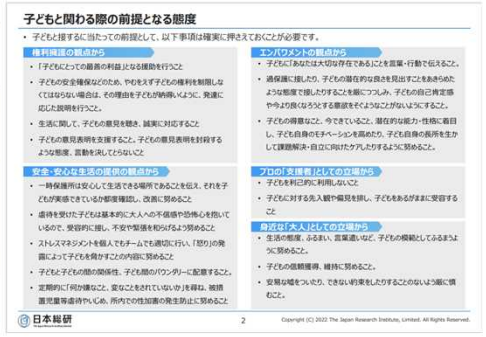
子どもと関わる際の前提となる態度

・子どもと接するに当たっての前提として、以下事項は確実に押さえておくことが必要です。

権利擁護の観点から
- 「子どもにとっての最善の利益」となる援助を行うこと
- 子どもの安全確保などのため、やむを得ず子どもの権利を制限しなくてはならない場合は、その理由を子ども が納得いくように、発達に応じた説明を行うこと。
- 生活に関して、子どもの意見を聴き、誠実に対応すること
- 子どもの意見表明を支援すること。子どもの意見表明を封殺するような態度、言動を決してとらないこと

エンパワメントの観点から
- 子どもに「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動で伝えること。
- 過保護に接したり、子どもの潜在的な良さを見出すことをあきらめたような態度で接したりすることを極につつしみ、子どもの自己肯定感や今より良くなろうとする意欲をそぐようなことがないようにすること。
- 子どもの得意なこと、今できていること、潜在的な能力・性格に着目し、子ども自身のモチベーションを高めたり、子ども自身の長所を生かして課題解決・自立に向けたケアしたりするように努めること。

安全・安心な生活の提供の観点から
- 一時保護所は安心して生活できる場所であることを伝え、それを子どもが実感できているか都度確認し、改善に努めること
- 虐待を受けた子どもは基本的に大人への不信感や恐怖心を抱いているので、受容的に接し、不安や緊張を和らげるよう努めること
- ストレスマネジメント を個人でもチームでも適切に行い、「怒り」の発露によって子どもを傷かすことの内容に努めること
- 子どもと子どもの間の関係性、子ども間のパワーバランスに配慮すること。
- 定期的に「何が嬉なこと、変なことをされていないか」を尋ね、被措置児童等虐待やいじめ、所内での性加害の発生防止に努めること

プロの「支援者」としての立場から
- 子どもを利己的に利用しないこと
- 子どもに対する先入観や偏見を排し、子どもをあるがままに受容すること

身近な「大人」としての立場から
- 生活の態度、ふるまい、言葉遣いなど、子どもの模範としてふるまうように努めること。
- 子どもの信頼獲得、維持に努めること。
- 安易な嘘をついたり、できない約束をしたりすることのないよう襟に慎むこと。

日本総研　2　Copyright (C) 2022 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（概要）

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）

● 調査研究の趣旨・目的

令和元年度児童福祉法改正により児童相談所において保健師が必置化されることが決定し、令和４年４月より保健師の児童相談所配置が義務となったことを踏まえ、下記２点を目的として、本事業を実施した。

- 令和４年４月より前に児童相談所に配属された保健師が、児童相談所内の体制にどのように組み込まれているのか、また保健師としての経験を活かして、どのように専門性を発揮しているのかについて全国的な実態を把握する。
- 把握された児童相談所に配置された保健師の業務内容等の実態をもとに、今後の児童相談所における保健師の効果的な活用について検討し、提言を行う。

● 実施内容

▶ 検討委員会の設置・運営

有識者による検討委員会を設置し、事業全体の進め方、調査設計、全国の児童相談所における保健師の効果的な活用に向けた考察・提言等に関して検討。（全４回）

▶ アンケート調査

児童相談所の管理職（児童相談所票）と保健師（保健師）を対象に、２種類のアンケート調査を実施。

回収数：186（児童相談所票）、211（保健師票）

【調査項目：児童相談所票】
保健師の配置状況・保健師の業務分担の方針・保健師の役割・保健師の人事関連事項・課題と効果

【調査項目：保健師票】
保健師の役割・自身のキャリア・課題と効果

▶ ヒアリング調査

児童相談所に勤務する保健師及び児童相談所を統括する職員、有識者に対して、ヒアリング７件を実施。

【調査項目】保健師配置の経緯、保健師配置の課題と工夫、効果、担当している業務内容・役割、所内での役割を果たすために必要な専門性・資質とそれを得るために必要な経験・育成体制、組織内での取組事項

▶ 報告書の作成

児童相談所に配置された保健師の専門性や効果、児童相談所に配置された保健師の効果的な活用に向けた提言を整理・とりまとめた報告書を作成。

●検討委員会　委員　（○：座長）

○川松	亮	明星大学　人文学部　福祉実践学科　教授
末藤	則恵	愛知県一宮児童相談ｾﾝﾀｰ 児童育成課児童相談第一ｸﾞﾙｰﾌﾟ 主査
中板	育美	武蔵野大学　看護学部　教授
中森	愛	宮崎市　子ども未来部　子育て支援課　子ども家庭支援室　副室長
三橋	静香	全国保健師長会　健やか親子特別委員会　委員長
山本	恵子	神奈川県小田原児童相談所　子ども支援課　副技幹
吉澤	賢治	子どもの虹情報研修センター　専門相談室長

● 調査結果概要

【アンケート調査結果】
・児童相談所に配置された**保健師の88.6%が相談・判定・指導・措置部門に配置**され、虐待相談を中心に、幅広い種別の相談に携わっていた。
・保健師が関与するケースとして、児童相談所の管理職、保健師ともに、**８割以上**が**「乳幼児ケース」「健康課題がある児童、精神疾患・障害等が疑われる児童、医療的ケア児のケース」「特定妊婦、その他周産期で課題があるケース」を選択**していた。
・児童相談所に配置する保健師に対し、管理職が配置時点で必須で求める知識・経験として、**「母子保健分野の知識・経験」**は**77.3%**、**「子どもの発達に関する、保健・医療面からの知識・経験」**は**73.0%**、**「精神保健福祉分野の知識・経験」**は**54.6%**、**「性教育にあたっての必要な知識・経験」**は**49.6%**の選択率であった一方、**「児童虐待分野の知識や経験」**は**23.4%**に留まった。
・児童相談所に保健師を配置したことで、児童相談所の管理職、保健師ともに、**８割以上**が**「所内の個別ケース支援の質が向上する」効果**があったと回答したほか、管理職の**８割以上**が**「市区町村等の母子保健部門、児童福祉部門、精神保健福祉部門や、医療機関等の関係機関との連携体制が推進される」効果**があったと回答した。

【ヒアリング調査結果】
・管理職からは、**医療機関や市区町村との連携窓口としての役割**、また乳幼児ケース等の保健師の知見が活かせるケースや、性的虐待を受けた子どもへの対応や移送・予防接種の管理等、**個別の事例のうち特定の場面で保健師の役割を求める**との意見が多かった。
・「医療機関との連携体制の構築・強化」「市区町村保健師（母子保健部門等）との橋渡し」「支援方針検討過程での意見出し・支援を進める上での特定の場面（性的虐待を受けた子どもの対応、長時間の移送、等）での活躍」といった事項が挙がった。また**保健師自身への効果として、これまでと大きく異なる業務に児童相談所で携わることを、「視野が広がる」と前向きに捉えた**意見が複数あった。

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（結果）

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）

● 調査結果のまとめ（保健師配置による効果）

本事業の調査結果から、児童相談所に配置された保健師が専門性を発揮することで、下記の効果があることを把握した。

保健師の配置が所内にもたらす効果

●保健・医療分野の知識・経験を活用した医療機関との連携による効果

・適切なタイミングで子どもを医療機関に繋げる
・医療機関への受診時、確認すべき点を過不足なく聴取し、所内に還元する
・医療機関との連携体制を構築・強化する

●保健・医療分野の知識・経験を活用した市区町村との連携による効果

・児童相談所職員、保健師双方の立場を理解する職員として、市区町村との連携窓口を担う

●保健・医療分野の知識・経験を活用した判断・支援による効果

・保健・医療分野の知識を個別事例の支援方針に活用する
・保健・医療分野の知識が直接役立つ場面（性的虐待の事例への対応や移送・予防接種の管理等）で活用する
・保健・医療分野の知識を他職種の資質向上に活用する

●「地域」「予防」「寄り添い」の観点から支援を行う効果

地域	関係機関へのスムーズな連携、アウトリーチや地区組織活動を通じた地域へのアプローチ
予防	発生予防・予防的介入の視点をもったアプローチ、事故予防の観点からの情報提供・安全教育、包括的性教育の実施
寄り添い	保護者等にとって身近な専門職として継続的に相手のペースに合わせた支援

●提言

本事業で把握された実態をもとに、今後児童相談所における保健師の効果的な活用を行うため、全国の児童相談所設置自治体や児童相談所内の管理職に向けた提言を、下記の通りとりまとめた。

1 保健師の専門性がより活かせる配置体制の検討

・児童相談所に配置された保健師が、その専門性を十分に発揮して児童相談所の業務を担うためには、**他の業務を兼任させずに配置することが望ましい**。また同様の観点から、**児童相談所以外の機関との兼務は避けるべき**（※）である。
・その際、自治体全体としては、地域保健（または公衆衛生活動）の最新情報を得ながら保健師活動を進めることで児童相談所業務に還元できるよう、保健所や保健師統括部署等からのバックアップが得られる機会を用意する必要がある。
・児童相談所は、まず相談・判定・指導・措置部門で保健師を確保した上で、相談・判定・指導・措置部門の保健師と一時保護部門の看護職が連携しながら支援する体制を構築する必要がある。

2 保健師の専門性を踏まえた業務分担の整理・浸透

・研修等を通じて、保健師を含めた各職種の強みや専門性を、管理職が理解することが必要。所内の保健師が、児童相談所業務への理解を深めるとともに、所内でのソーシャルワーク業務に保健師の専門性を応用することで、「保健師のソーシャルワークの力」が発揮できるよう、業務分担することが望ましい。
・保健師配置開始後、**継続的に保健師の効果的な活用を行うためには、保健師の役割や業務分担について、所内で十分に協議した上で、文書化してとりまとめ**た上で、管理職からの後押しのもと、所内に浸透させることが必要である。

※児童相談所に配置された保健師が、専門性を効果的に活用して児童相談所の業務を担うためには専任とすることを基本とすべきであるが、兼務が必要な場合には、兼務による支障等について十分に検討することが必須である。

3 保健師に求められる専門性を獲得する機会の確保

・母子保健分野、精神保健福祉分野の知識や経験を有する保健師の配置が難しい場合には、**不足している知識・経験を配置後に補う機会**（人事交流制度、他自治体への訪問機会の創出、等）**の確保**が必要である。
・保健師が児童相談所に配置された後も、児童虐待対応の知識・経験等、所内業務に必要な専門性を確実に蓄積できるよう、**各種研修を確実に受講させる**ことが望ましい。また児童相談所に配置された保健師が参集する外部会議、外部研修等、**保健師の資質向上に繋がる機会に参加できるよう、組織的に後押しする体制の構築**を進めることが望ましい。

4 所内で保健師としての専門性を向上させるための体制構築

・所内には保健師が１名もしくは若干名での配置が多いため、定例会議等を通じて、**自治体内で各児童相談所に配置された保健師同士が交流して相談等ができるような仕組みを構築**する等、留意が必要である。
・所内で保健師が１名配置の場合は、特に、**所内で保健師が児童福祉司スーパーバイザー等の専門性を有する上席に対して相談したり助言を得たりする機会を確保**できるような体制の整備が必要である。加えて、保健師自身が、統括保健師やその他の部署に配置されている保健師に助言を得たり、情報収集したりすることに努めることも重要である。
・児童相談所の保健師に関する育成体制の構築を組織として進めるため、管理職を対象とした研修等での周知や啓発を行うとともに、**保健師の役割期待に照らし、必要な体制や仕組みの構築**（所内外の研修やOJT体制等）を確実に行うべきである。

2022年度に実施された研究等について

（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センター（以下、センター）では、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童虐待に関する文献研究、さらには児童福祉現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題について研究を行い、成果をセンター研修に活かすとともに、現場で役立てていただくことを目的として研究活動を実施しています。

センターの研究は、次の4つの枠組みで行っています。

（１）　人材育成に関する調査研究
（２）　文献・研究等の収集と分析
（３）　児童虐待に関する海外の状況の把握と分析
（４）　課題研究（臨床現場研究）

以上の枠組みの中で、2022年度は計8研究を実施しました。以下に行った研究等の概要を紹介します。

Ⅰ．2022年度の研究

（１） 人材育成に関する調査研究

専門職の養成と任用後の育成に関する研究：
OJT とその評価をめぐって
研究代表者　保坂　亨（千葉大学教育学部）

１．問題と目的

福祉領域においての専門性の確保について、特に児童福祉領域においては、その取り組みは遅かったと言わざるを得ない。しかし、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(2016 年)以降、ようやく本格的な議論が始まり、2022 年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、新たなこども家庭福祉のソーシャルワーカーに関する資格を内閣府令で定めることが盛り込まれた。

本研究(2020-2022 年度)は、こうした動向の中で専門職の人材育成について、福祉領域以外にも広く視野を広げて資格と育成の仕組みを比較検討することを目的としたものである。医学・法曹・教育・福祉領域では、同じ国家資格を有する専門職でありながら、その資

格のあり方や育成方法は様々である。しかし、これらの領域を超えて専門資格や育成について比較・検討したものは、ほとんどないと言ってよい。そこで本研究は、多角的な視点から他領域の現状と課題を把握しながら比較検討することによって、資格を含めて児童福祉領域に必要な専門性や養成研修のあり方など人材育成に資する基礎資料の作成を目指して始められた。2020 年度は児童福祉以外の専門職（医学・法学・教育学）における国家資格の在り方（業務独占・名称独占等）、その養成（コアカリキュラムの位置づけ・実習を含む）と任用後の育成研修についての歴史的経過を概観し、その専門職の在り方に関する課題を把握し、医学・法学・教育学間で比較検討する作業を通して、児童福祉領域の専門性の在り方（資格及び養成・研修等）に資する課題を明らかにした。2021 年度は任用後の育成計画等のビジョン、インターンシップ（実務経験システム）、スーパーバイズ、人事交流など、特に育成のレベルに合わせた実務訓練（OJT）に焦点を当て、児童相談所の児童福祉司を中心に子ども家庭福祉領域における実態、及び養成校で実施されている実習、スーパーバイズ等についても現状と課題を把握した。

２．研究の内容

本(2022)年度は、福祉領域における大学及び大学院という養成段階、とりわけ実習に焦点をあてた調査研究を行った。具体的には、日本社会事業大学と長野大学大学院における養成の実際を、特に実習のあり方を中心に面接調査によって把握した。また、教育領域として香川大学の教職大学院の人材育成の実際を面接調査によって把握し、千葉大学教職大学院との比較検討を、実習を中心に行った。

そして、これらの調査研究を踏まえて、以下三つの視点にまとめた。

１　研修における「履修」と「修得」

２　福祉職員および教員養成における実習から専門職の養成について考える

３　専門職の人材育成：領域を超えた検討

最後に児童福祉領域における認定資格の論点を整理した。さらに、領域を超えた課題である「専門家」資格の停止・剥奪問題に関する資料として、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（2021年6月4日公布）等を付した。

オンライン研修の導入による変化と今後の展望

研究代表者　中垣　真通（子どもの虹情報研修センター）

１．問題と目的

2019 年度末から始まった新型コロナウイルスの感染拡大により、参集型研修の実施が困難になったため、子どもの虹情報研修センターでは 2020 年度から Web 会議ツールを利用したオンライン研修を導入した。2020 年度初めの時点では、受講する側も容易にオンライン研修を受講できる環境になかったが、各職場の通信環境等のアンケート調査を行い、6 月には試行的なオンライン研修を実施した。2020 年度後半以降は、オンラインを主たる方法として研修を実施している。

本研究では、オンライン研修の効果と課題、今後の発展的利用の方向性を明らかにし、オンライン研修を活用するための有用な情報を提供することで、他機関が人材育成のために実施する研修のより一層の充実に資することを目的とした。

２．研究の内容

研究報告書の章立てに沿って紹介する。序章では、オンライン研修導入の前提となる社会背景や先行する取り組み、研修に関する理論や方法などについて先行研究を踏まえて、整理を行なった。

第2章では、虹センターが実施する専門研修の基本的な構想とオンライン研修の導入経過を概観した。オンライン研修の導入経過については、2020年度以前の取り組み状況から時系列で詳細に整理を行い、研修方法の大幅な変化に虹センターがどのように検討を重ね、対応してきたか報告した。オンライン研修を導入したことによって、研修の進め方に大きな変化が生じ、対面で実施する研修に比べると、オンライン研修は受講者間の相互交流に制約がある半面、事前に講義映像で予習するオンデマンド学習や講義中の一斉アンケートの実施が可能になる等の利点もあった。

第3章では、オンライン研修は、研修にどのような効果をもたらし、今後どのように発展が期待できるのか、アンケート調査の結果を報告した。2022年5月から11月に3つのアンケート調査を実施し、それぞれ958名、850名、563名からの回答を得た。特に、研修手法（参集、ライブ配信、オンデマンド配信など）や科目形態（講義、演習、グループ討議など）ごとの特徴、オンライン研修受講者の受講環境に着目して分析を行い、その結果を報告した。

第4章では、虹センターがオンライン研修を導入して得た経験とアンケート調査の結果、先行研究による知見を照合しながら検討を加え、今後の研修の方向性について考察した。また、虹センターがオンライン研修を実施する際に配布する操作手順書なども掲載し、関係機関においてオンライン研修を企画及び運営する際の参考資料を提示した。

（2）文献・研究等の収集と分析

児童虐待重大事例の分析

研究代表者　増沢　高（子どもの虹情報研修センター）

1．問題と目的

2022年度の文献研究は、2011年から2020年までに起こった児童虐待による死亡事例をはじめとした重大事件をピックアップし、それらについての文献、資料等を収集、分析を行う。2021年度には2011年から2015年までの事件、2022年度には2016年から2020年までの事件を対象とする。なおこの研究は、2000年から2010年までの事例を取り上げた「児童虐待重大事例の分析」（平成22年度、平成23年度報告書）に続くものである。繰り返し報道されるなどして、社会が注目し、児童虐待の防止制度や対応の在り方に影響を与えた事件を数十例抽出し、事例の内容、発覚後の経過、検証報告書などによる事例への評価、事件の影響などをまとめ、各事例に共通する事柄や重症化を予防する視点などを分析、考察することを目的とする。

2．研究の内容

2022年度は、以下の9事件を取り上げた。①堺市4歳男児所在不明事件　②久留米市16歳女子虐待事件　③狭山市3歳女児虐待死事件　④四街道市営利目的養子斡旋事件　⑤目黒区5歳女児虐待死事件　⑥野田市10歳女児暴行死事件　⑦札幌市2歳女児暴行死事件　⑧出水市4歳女児暴行死事件　⑨大田区3歳女児放置死事件

以上の事件について、家族の状況、事件の経過、事件へのコメント、事件がもたらした影響、事件の個別性からの気づきや知見等について、当時の新聞記事や検証報告書や文献資料をもとにまとめた。

（3）児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

オーストラリアにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者　増沢　高　（子どもの虹情報研修センター）

１．問題と目的

家族や親族、地域の資源をベースにした家族支援は、オーストラリアが国を挙げて長く取り組んできた児童福祉の理念である。特に、ニューサウスウェールズ州（NSW州）では、Department of Communities and Justice（コミュニティ・司法省）を中心に、子どもと青少年・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者等、権利侵害を受けやすい人々を守り、支援する強力なコミュニティの構築に力を注いでいる。そこでは当事者の声を政策に生かす取り組みも始まっている。さらに近年、多機関協働による支援を活発化させるための情報共有システム「Child'Story」が開発された。このシステムは世界でも先駆的な取り組みとして注目されている。そこで本研究では、家族を支援の中心に据えたオーストラリアの児童虐待対応と子どもと家族へのサービスについて、法律と制度、主要な対応機関と対応プロセス、関連機関間の連携と情報共有の仕組み、児童保護の現状（統計）に関する情報を収集し、整理した。

２．研究の内容

資生堂子ども財団が主催するオーストラリア児童福祉研修に同行し、情報を収集・整理し、分析を行った。研修は、2022年11月18日から11月26日の日程でニューサウスウェールズ州シドニーにて実施された。研修における視察先は、NSW州コミュニティ・司法省、NSW州チルドレンズガーディアンオフィス、NSW州子ども若者アドボケイトオフィス、NSW州児童福祉機関協会、家庭外ケア当事者のアドボカシー推進機関、福祉サービス提供機関（在宅支援、家庭外ケア、10代のホームレス支援等サービス）、子どもと家庭への治療的支援機関、乳幼児教育・保育・早期介入等サービス施設、先住民当事者権利擁護団体、児童虐待予防・教育サービス機関等11ヵ所で、このほか及びAndrew Turnell氏（サインズ・オブ・セーフティ開発者）とのセッション、現地早期教育従事者へのヒヤリングを行った。

海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者　増沢　高　（子どもの虹情報研修センター）

１．問題と目的

日本における子ども虐待対応体制を検討するために、海外における取り組みの情報は重要な基礎資料となる。現在、海外における相談体制や地域のネットワークによる支援、あるいは家族支援の取り組みに関して、まとまった情報は少ないのが実情である。そこで子ども

虐待対応に焦点を当て、統計、法制度、支援機関、サービスの内容等、多角的に情報収集を行い、必要な情報を整理した。

２．研究の内容

以下の通り、世界各国の子ども虐待対応の概要、及び欧米の学術誌の情報の収集と整理を行い、情報のデータベースを作成し、主要な情報はセンターのホームページで公開をした。

(1)　アジア（韓国)、北米（アメリカ、カナダ)、ヨーロッパ（イギリス、ドイツ、フランス)、北欧（フィンランド)、オセアニア（オーストラリア)、以上 8 ヵ国(2022 年度はフランス情報を新規に追加)の児童福祉所管省庁、統計管理局、児童保護機関、児童福祉研究所等のウェブサイトにおいて児童虐待対応の現状を把握できる情報を調査・収集し、まとめた。

情報項目は、児童虐待及び児童保護に関する制度、児童虐待対応機関・職員の体制、児童虐待対応の流れ、支援サービス、社会的養護、及び児童虐待対応に関する統計などについてである。

なお、統計情報については、児童虐待の通告、及び調査・アセスメントの件数と対象児童数、虐待の認定件数、代替養育の種類と人数、児童虐待による死亡事例数などについて、国ごとにまとめ、センターのホームページに公開した。

(2)　ISPCAN の公式発行物である「Child Abuse & Neglect」と、イギリスの子ども虐待防止学会（AoCPP；Association of Child Protection Professionals）の発行物である「Child Abuse Review」に、2021 年に掲載された論文のタイトルを翻訳し、執筆者、キーワードなどもあわせて、情報を一覧にまとめた。

（４）課題研究（臨床現場研究）

児童心理治療施設のアタッチメントを核とした
治療的支援の体制作りの評価に関する研究

研究代表者　遠藤　利彦（東京大学大学院教育学研究科）

１．問題と目的

近年、児童心理治療施設には、被虐待経験をもつ子どもたちの入所が増えている。虐待により生じる、子どもの発達上の心理社会的困難は、アタッチメントの課題として解釈されることが多く、現場では、アタッチメント理論に基づく支援の展開が求められている。

アタッチメント理論に基づく支援体制の確立のためには、まず、支援の効果として子どものアタッチメントの質の変容を評価するシステムが欠かせない。

そこで本年は、施設に入所している児童期の子どものアタッチメント行動について、網羅的に把握できる評価ツールの開発を行った。児童のアタッチメントシステムを包括的に理解するため、担当職員に対するアタッチメント行動だけでなく、他職員、他児とのアフィリエーション、ケアギビング行動についても、可視化することを目指した。また児童の適応の程度に関して、日常の感情状態や対人ネットワークについても測定し、評価の質を保証することとした。さらに、児童のアタッチメント行動等の変動における職員との関係性の質の影響を解釈するために、職員の内的体験についての記述も収集することとした。

２．研究の内容

以下の手順で、評価ツールの開発を行った。

① アタッチメント、アフィリエーション、ケアギビングシステムの行動について、理論的に整理する。AQSや社会的スキル等の項目を参照し、入所児童の行動を測定する項目を選出した。

② 被虐待経験をもつこと、児童期であること、施設環境であることに鑑み、現実的に観察されそうな行動を整理する。①で整理した項目から、観測される可能性の低い項目を削除した。また施設職員に聞き取りを行い、不足している行動に関して新たに項目を作成した。

③ 試行版を作成し、施設職員に回答を依頼する。②で整理した項目を用いて試行版を作成し、1か月間、施設職員(児童期の子どもを担当する4名)に回答を依頼した。

④ 施設職員へのインタビューを実施し、項目内容やその表現について修正する。回答の2週間後及び4週間後の2時点で、グループインタビューを実施した。項目の内容や表現に関して、理解しづらい点や曖昧な箇所について、聞き取りを行った。また、既存の項目の中で、施設環境で生起しない行動や、反対に既存の項目に不足している行動についても、聞き取りを行った。

⑤ 完成版を作成し、半年間、児童期のケースを担当する4名の職員に記入してもらう。④を受けて、項目内容を再度修正し、完成版を作成した。また、③で依頼した職員4名に、半年間の回答を依頼した。

アタッチメント行動については、その発信が、担当職員から見て、(1)ポジティブ/ネガティブか、(2)明示的か、(3)直接的かという観点から、各発信の増減について整理した。アフィリエーション、ケアギビング行動については、どのような対象との間で展開されているか等について整理した。感情状態に関しては、多様な感情がバランスよく経験されているかについて整理した。対人ネットワークについては、施設内での関係性がポジティブなものであるか、多様な関係性へと展開しているか等について整理した。職員の内的体験に関する自由記述に関しては、児童の発信が職員にどのように受け止められているかについ

て整理した。

周産期からの早期支援における市町村の母子（親子）保健と児童家庭福祉の連携・協働

研究代表者　増沢　高（子どもの虹情報研修センター）

1．問題・目的

児童虐待防止法の制定以降、児童相談所を中心に児童保護の体制強化に力が注がれてきた。一方で、虐待による死亡事例の多くが0歳児であることから、周産期からの虐待予防の重要性が認識され、特定妊婦や要保護児童等に限らず、すべての親子を対象に市区町村の母子（親子）保健と児童家庭福祉との協働による予防的早期支援の強化が求め進められつつある。市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの統合的整備もその一環と言える。しかし実際には、多くの市区町村で、児童家庭福祉と母子（親子）保健との連携・協働には、多くの課題がある。

そこで本研究では、連携・協働の重要性を認識し、様々な課題があることを自覚しつつ、より良い在り方へと努力している複数の市区町村に調査面接を行い、過去から現在において連携・協働を行う上で妨げになっている問題や課題を抽出・整理することを第1の目的とした。さらに、「課題の解決に向けた取り組み上の工夫」や「連携・協働に有効な取り組み」について検討、整理し、提示することを第2の目的とした。

2．研究の内容

調査面接の対象としたのは、母子保健の連携・協働に取り組んでいる、大規模型1箇所、中規模型3箇所、小規模型5箇所の市区町村であった。各市区町村につき、母子保健担当保健師・児童家庭福祉担当職員のそれぞれ1～3名ずつを対象とした。①連携・協働に関する現在の取り組み状況、②連携・協働の妨げになっていた（いる）課題、③課題の解決に向けた取り組みの工夫と効果について尋ねた。

まず、全市区町村で共通してみられる取り組みや工夫、課題を検討するため、テキストマイニングによる分析をおこなった。その結果、「一緒 - 行く・訪問・入る・動く」「顔 - 合わせる・関係・見える」といった語が話題内・文章内で共起することが多く、顔の見える関係の中で必要に応じて一緒に家庭訪問に行ったり、支援したりしていることが語られた。また、連携・協働を阻害する要因を探るため、「課題・難しい・問題」を含む文を抽出し共起ネットワークを検討したところ、「情報 - 共有 - ひとつ」や「人材 - 確保」といった語のつながりがみられ、情報共有システムの統合や、それをどのように行うべきかに

関する課題や、異動があるなかでも中で連携・協働を引き継いでいくことの難しさや人材育成・人材確保が課題として挙げられた。次に、市区町村ごとに組織体制や連携・協働の現状や効果的な取り組みや工夫について組織体制・姿勢・情報共有・アセスメント・支援方針の検討・支援・人事といった観点からより具体的な取り組みを整理した。

児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究 ―要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状Ⅱ―

研究代表者　武田　玲子（明治学院大学社会学部）

１．問題と目的

2021 年度の研究結果で、児童家庭支援センター（以下、児家セン）の課題として、「専門性」「人材不足」「運営費」が指摘され、実践可能な方策としては、行政や関係機関との「連携」、「専門性の確保」「児家セン間の交流」等が導き出された。

本研究では、その点を踏まえ、専門性の向上と支援方法の共有を研究目的とし、自治体規模別にフォーカス・グループインタビュー（以下、FGI）を実施し、量的質的に分析し、在宅支援プロセスを明らかにした。FGI を参考にアセスメントシートと支援計画票を作成し、児家センにおける支援方法を共有化するため、モデル事例を作成し、アセスメントと支援計画を検討するワークショップを実施した。事前事後アンケートにより効果測定を行い、専門性向上に寄与したかどうかについて検証した。

２．研究の内容

自治体の人口規模別（①政令市、児童相談所設置市②人口30万人以上、30万～10万人の市③10万人以下の市町村）に3回オンライン(Zoom)でFGIを実施した。インタビューガイドに基づき、半構造化面接によるFGIを各回約90分行い、Zoomで録音し逐語化したうえ、量的質的に分析した。

モデル事例は<育児不安>、<発達障害児支援>、<ショートステイ>、<一時保護解除後>、<家族再統合>、<里親支援>の計6事例について、アセスメント票と支援計画票を作成するグループワークを3回実施し、前後でアンケート調査により効果測定を行った。

FGIの結果、児家センの在宅支援プロセスとして、次の特徴が見られた。

①開始経路について：〈市・区からの依頼〉が共通。

②インテーク：複数での対応、並行面接等〈面接の配慮〉が共通。配慮内容には相違。

③アセスメント：子どものアセスメント、養育状況のアセスメントは共通して実施。定

期的アセスメントの実施等に関しては、課題あり。
④要保護児童への支援の特徴：〈児相の指導委託、市区からの依頼〉〈書式の統一等システム〉。
⑤支援の実行：人口規模により支援状況は異なる。サービス利用への抵抗感、支援メニュー、ショートステイの利用、終結、アフターケアなど異なる状況。
⑥ネットワーク：〈市区町村・児相との連携〉〈関係機関と連携〉は共通。コーディネート機能については、子どもと保護者の参画、行政への助言など課題あり。
⑦支援効果：児家センは行政と比較して、〈柔軟な対応により支援関係の構築〉がしやすい。
⑧人材育成：人材定着や不足などの課題があり、〈新人職員の育成〉が必要。

モデル事例の結果は、FGIと同様、子ども、母親が主な支援対象で、ひとり親、ステップファミリーの事例が支援対象であった。支援計画票をみると、保護者と子どもに対して相談支援に限定されず、心理的支援、直接的支援が組み合わせて実施されている。行政による相談、児相の一時保護や施設措置とは異なり、児家センによる在宅支援では、保護者と子どものニーズに合わせて、柔軟に支援を組み合わせて実施できる可能性が見いだされた。

2023 年度下半期の研修一覧　　7 月 12 日現在

	研　修　名	実施期日	実施形態	定員
9月	【参集】 児童心理治療施設指導者研修 ＜参集コース＞	9 月 13 日（水） ～14 日（木）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース＜前期＞	9 月 21 日（木） ～22 日（金）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童養護施設指導者研修 ＜参集コース＞	9 月 27 日（水） ～28 日（木）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
10月	【参集】 児童相談所長研修 A＜後期＞　㊟	10 月 11 日（水） ～13 日（金）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 児童相談所長研修 B＜後期＞　㊟	10 月 25 日（水） ～27 日（金）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
11月	【参集】 母子生活支援施設指導者研修	11 月 8 日（水） ～ 9 日（木）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【参集】 乳児院指導者研修	11 月 21 日（火） ～22 日（水）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
12月	【参集】 児童心理司指導者研修 ＜参集コース＞	12 月 6 日（水） ～ 7 日（木）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【ﾗｲﾌﾞ配信】 児童相談所弁護士専門研修	12 月 14 日（木）	オンラインで ライブ配信を受講	**50 名程度**
	【ﾗｲﾌﾞ配信】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 A＜後期＞　㊟	12 月 19 日（火） ～21 日（木）	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
'24 年 1 月	【ﾗｲﾌﾞ配信】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 B＜後期＞　㊟	1 月 16 日（火） ～18 日（木）	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
2月	【ﾗｲﾌﾞ配信】 市区町村虐待対応指導者研修	2 月 1 日（木）	オンラインで ライブ配信を受講	**80 名程度**
	【参集】 児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース＜後期＞	2 月 8 日（木） ～ 9 日（金）	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【ﾗｲﾌﾞ配信】 児童相談所医師研修	2 月 16 日（金）	オンラインで ライブ配信を受講	**50 名程度** 同日開催
	【ﾗｲﾌﾞ配信】 医師専門研修	2 月 16 日（金）	オンラインで ライブ配信を受講	
3月	【ﾗｲﾌﾞ配信】 テーマ別研修「子どもの“声”を聴く」	3 月 7 日（木）	オンラインで ライブ配信を受講	**200 名程度**
年間	施設職員事例検討会	6 月～ 3 月	～2 月まで：月 1 回オンラインで開催 3 月：子どもの虹情報研修センター に参集（3 月 21 日～22 日）	受付終了

＊㊟：法定研修。都道府県市との委託契約による研修

※最新の情報は当センターホームページでご確認ください。

2023 年度（令和 5 年度）西日本こども研修センターあかし

研修一覧　（実施月別）

実施月	研　修　名	受講対象	実施時期	定員
5月	研修企画担当者等 養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等において職員に対する研修企画を行う者	5月１７日(水) ～１９日(金)	４０
	乳児院職員指導者研修 ※一部【オンライン】	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算５年を満たした者	5月３１日(水) 6月２日(金)	６０
6月	児童相談所児童心理司 指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算５年を満たした指導的立場（スーパーバイザー含む）の児童心理司	6月１４日(水) ～１６日(金)	６０
	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が５年以上あり、一時保護所等において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者	6月２８日(水) ～３０日(金)	６０
7月	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算５年を満たした者	7月１２日(水) ～１４日(金)	６０
	市区町村子ども家庭 支援指導者研修	・市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者 ・児童家庭支援センターにおいて指導的立場にあるもの ・都道府県等において市区町村への支援を担当する者	7月２６日(水) ～２８日(金)	６０
8月	教育機関・児童福祉 関係職員合同研修 【オンライン】	・教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 ・児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスタリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者	8月１８日(金)	２００
	指導教育担当児童福祉司任用前研修A ＜前期課程＞　＊㊟	児童福祉司としての勤務経験年数が３年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 ㊟：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	8月３０日(水) ～9月１日(金)	６０
9月	指導教育担当児童福祉司任用前研修B ＜前期課程＞　＊㊟		9月１３日(水) ～１５日(金)	
	指導教育担当児童福祉司任用前研修C ＜前期課程＞　＊㊟		9月２７日(水) ～２９日(金)	

実施月	研　修　名	受講対象	実施時期	定員
１０月	児童相談所弁護士 専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤･非常勤･嘱託を問わない)	１０月１２日(木) ～１３日(金)	４０
１１月	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援：多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	１１月２日（木）	２００
	特別講座 「受援力を高めるために必要な支援を考える～世代間伝達の理解を踏まえて～」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる機関の支援者	１１月１７日(金)	２００
１２月	健康障害のシリーズ 「ＤＶ・子ども虐待と健康障害」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	１２月１日(金)	２００
	児童相談所児童心理司指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	「児童相談所児童心理司指導者研修」の受講者	１２月下旬	６０
１月	児童養護施設職員 指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算５年を満たした者	１月１７日(水) ～１９日(金)	６０
	指導教育担当児童福祉司任用前研修A ＜後期課程＞＊㊦	児童福祉司としての勤務経験年数が３年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 ㊦：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	１月３１日(水) ～２月２日(金)	６０
２月	指導教育担当児童福祉司任用前研修B ＜後期課程＞＊㊦		２月１４日(水) ～１６日(金)	６０
	指導教育担当児童福祉司任用前研修C ＜後期課程＞＊㊦		２月２８日(水) ～３月１日(金)	６０
３月	研修企画担当者等 養成研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	・「研修企画担当者等養成研修」の受講者 ・都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画又は研修講師を行う者	３月中旬	２００

2023年（令和5年）9月7日

各　児童相談所長　殿

公益財団法人 こども財団
西日本こども研修センターあかし
センター長　　藤林　武史

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援する
アドバイザーの派遣について（周知）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年（平成30年）12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備を進め、市区町村の体制強化を図ることとされました。また、2022年の改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、サポートプランの作成やこども家庭センターの設置への取り組みが求められています。

西日本こども研修センターあかしでは、2020年度（令和2年度）より、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げを支援するアドバイザー派遣事業を厚生労働省から引き継ぎ、希望する都道府県及び市区町村に対し、アドバイザーの派遣についての連絡調整等の業務を担ってまいりました。2023年度（令和5年度）も引き続き、法改正関連業務も視野に入れた、子ども家庭総合支援拠点の設置・運営を支援する本事業を実施してまいります（本事業のご利用については、別紙１～２をご確認ください）。

貴所内の市区町村に向けた当事業の周知につきましては、所管の都道府県等の児童福祉主管課にお願いしておりますが、貴児童相談所におかれましても、上記事業の目的・内容をご理解のうえ、管内市区町村職員対象の研修会等にお役立ていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

連絡先：西日本こども研修センターあかし
アドバイザー派遣担当　稲垣　浅川
〒674-0068　兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1－4－7
TEL：078-920-9675

別紙１

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業

１　事業の目的

こども家庭福祉の要である市区町村において、関係機関の連携・協働によるアウトリーチ型も含んだ支援が提供できるよう、拠点の設置・運営を支援します。

２　事業内容

自治体からの依頼によるアドバイザー派遣調整

市区町村におけるソーシャルワークの実務に精通した者、拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして登録、各自治体からの依頼により派遣調整します。アドバイザーは、自治体の依頼内容により、拠点立ち上げにかかる課題解消に向けた助言や、実践状況の報告など、依頼元自治体の拠点設置等を支援します。

事業イメージ

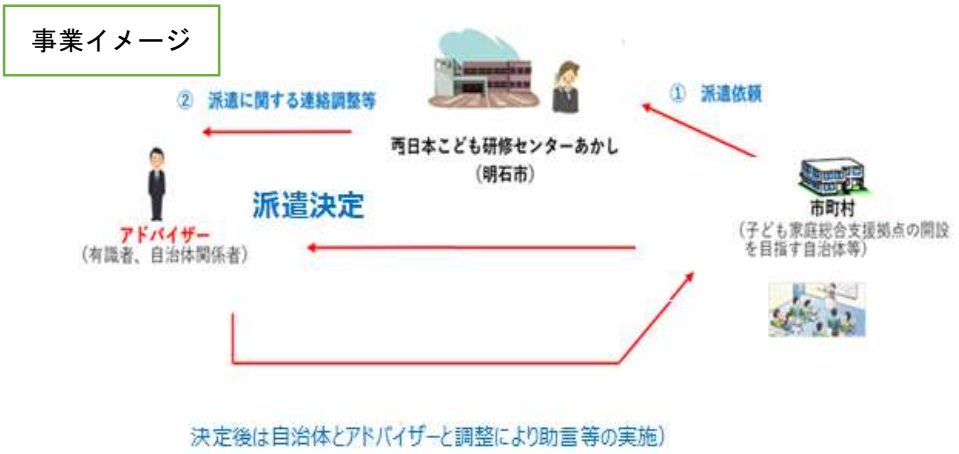

別紙２

アドバイザー派遣の依頼方法等について

① 派遣を希望する市区町村（※）が依頼内容を都道府県に連絡

（※）指定都市、中核市を除き、特別区を含む。

② 都道府県（※）がセンターに対してメール（2023年度アドバイザー派遣依頼・報告様式）で派遣を依頼

（※）指定都市及び中核市は、都道府県と同様の取扱いとする。都道府県、指定都市及び中核市が派遣を希望する場合、⑤及び⑧は省略され、⑥の「市区町村」は「都道府県」となる。

③ 依頼内容を踏まえ、センターが候補となるアドバイザーと対応の可否を調整

④ センターから②で依頼を行った都道府県に対して調整結果を連絡
（対応可能である場合、センターから、アドバイザーの連絡先も含めて連絡）

⑤ 都道府県は、派遣を希望する市区町村に対して④で連絡を受けた内容を連絡

⑥ 派遣を希望する市区町村は、アドバイザーに連絡し、派遣内容の詳細を決定

（※）アドバイザーの旅費など、必要な費用は派遣を依頼した市区町村が負担するものとする。

⑦ 派遣実施

⑧ 派遣が行われた市区町村は、その内容等について、都道府県に報告

⑨ 都道府県は、⑧による派遣実施状況報告をセンターに対してメールで報告

【「西日本こども研修センターあかし」のアドバイザー派遣事業関係連絡先】

電　話　番　号：０７８－９２０－９６７５

メールアドレス：kyoten@akashi-nkkc.jp